

(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業
入札説明書に関する質問・回答

平成16年8月27日
千葉県水道局

・平成16年7月6日に公表した入札説明書に関する質問・回答を公表します。

入札説明書に関する質問・回答

整理 番号	頁	章	項	番	記	質問内容	回答	会社名
1	4	1	1	(4)	エ	産業廃棄物処理施設設置許可申請は、公告縦覧等を含めると工事工程に影響を及ぼす恐れがありますので、河川法第55条の許認可申請と平行して上記処理施設設置許可申請手続きを行うことは可能なのでしょうか、御教示お願いいたします。	可能です。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
2	4	1	1	(4)	ア(エ)	(業務要求水準書別紙1参照)と有るのは、別図1の誤りと理解しております。	御指摘のとおりです。	株式会社ピーエス三菱
3	4	1	1	(4)	ア	(ウ)地域地区等 市街化調整区域に建設することとなりますが、都市計画法第29条第3号、都市計画法施行令第21条の規定により、開発許可取得は不要とであるとの解釈でよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。	株式会社市川環境エンジニアリング
4	5	1	(5)	オ		「事業者の提案により既存施設に附属する設備の更新等を1年以内に行う場合は、その工事費に係る対価の支払方法は、既存の脱水設備等の撤去費に係る対価の支払い方法(事業契約書(案)別紙9 2(2)ア(ウ)参照)と同じとする。」とありますが、事業契約書(案)別紙10 2(3)についても同様と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
5	8	2	2	(1)	ウ	参加表明書を提出後の代表企業、構成員、協力企業の変更は原則として認めないとあります。提案書の様式5(組織・運営体制提案書)の27ページに、再委託企業を記載することになっていますが、提案書を提出後の再委託企業の変更についても認められないと考えてよろしいですか。	参加表明及び資格確認に関する質問5を御参照ください。	株式会社 石垣
6	8	2				(2)の(イ)のbで維持管理の資格要件として、土木の方では、日量1万立方メートルと記載してあるが、維持管理の方は、そのような条件はあるのですか。ただ記載通りの運転管理の実績があればよいのですか。	参加表明及び資格確認に関する質問21を御参照ください。	特産エンジニアリング株式会社
7	9	2	2-(2)	ウ	(ア)－C	上下水道又は工業用水道の日量1万立方メートル以上の主要な各施設の整備の実績を有すとありますが、施設規模としてですか、それとも1回の施工規模としてですか。	参加表明及び資格確認に関する質問12を御参照ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
8	10	2	2	(2)	ウ(ア)d	各施設整備業務に係る主任技術者、監理技術者は、現場に常駐する必要はありますか？	参加表明及び資格確認に関する質問13を御参照ください。	電源開発株式会社
9	14	2	3-(1)	オ		現況調査を再度行うことは可能ですか。	再度の現況調査日を設定しました。詳細についてはホームページをご覧ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
10	16	2				入札参加資格の確認で、維持管理部門の場合は、実績をどのように明確化すればよいのですか。	参加表明及び資格確認に関する質問23を御参照ください。	特産エンジニアリング株式会社
11	16	2				維持管理の実績で、JVの実績も大丈夫なのですか。	参加表明及び資格確認に関する質問22を御参照ください。	特産エンジニアリング株式会社
12	21	2	3	(3)	ウ(ケ)d	浄水場発生土の再生利用において、複数の利用方法により生じる受入量(合計値)の余裕は、本項の「複数提案の禁止」に該当しない、との解釈でよろしいですか。	お考えのとおりです。	株式会社日立製作所

整理 番号	頁	章	項	番	記	質問内容	回答	会社名
13	23	3	(6)			落札者は、落札決定後、県水道局とすみやかに基本協定を締結しなければならない。とありますが、すみやかにとはどの位を考えているか。具体的にご教示下さい。	休日を除き10日前後を想定しています。	三菱重工業株式会社
14	25	2	5	(2)	イ	廃掃法21条に基づく技術管理者をSPCの専属の従業員として常駐することとありますが、 ①そもそも廃掃法21条には施設設置者が技術管理者を置くこととなっており、本件の場合BT0取引であることから施設の設置者は千葉県となるので、施設設置者である千葉県から施設の運転業務を受託するSPCには技術管理者をおく必要がないのではないのでしょうか？ ②業務遂行上当該管理者が必要ということであれば、応募構成メンバー企業に属する当該資格を有する社員をSPCに専任・常駐させればよいのではないのでしょうか？（SPCの社員である必要はないと思われますが）	① 特別目的会社が技術管理者を置いてください。 ② 特別目的会社の専属の従業員とし、特別目的会社に常駐する必要があります。	ダイヤモンドリース株式会社
15	25	2	5	(5)	イ	有資格者の配置の項の中でa『…技術管理者は特別目的会社の専属の従業員とし…』と記載されていますが、維持管理・運営を担当する構成員から特別目的会社に出向させた技術管理者を常時配置するという考え方で宜しいのでしょうか。	お考えのとおりです。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
16	25	2	5	(5)	イ	有資格者の配置の項の中でa『…技術管理者は特別目的会社の専属の従業員とし…』と記載されていますが、技術管理者は特別目的会社の役員（代表取締役ではない）で構わないのでしょうか。	役員でも構いません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
17	25	2	5	(5)	イ	技術管理者及び電気主任技術者は維持管理・運営期間開始時（平成19年10月1日）から配置すれば良いのでしょうか。	技術管理者の配置は維持管理・運転開始からで構いません。電気主任技術者については法令により必要な時期から配置してください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
18	25	2	5	(2)	イc	入札説明書にはSPCが配置すべき有資格者として「一級建築士事務所の登録を行っている企業に所属する工事監理者」があり、事業契約書案第19条に、工事監理者の設置が義務付けられていますが、業務要求水準書にはその規定がありません。SPCは一級建築士事務所所属の工事監理者を工事期間中配置する必要はあるのでしょうか。また、現場に常駐させる必要がありますでしょうか？	工事期間中設置する必要がありますが、常駐の必要はありません。	電源開発株式会社
19	25	5	(3)			「履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、事業契約締結日までに当該履行保証保険に加入」とありますが、履行保証保険は本事業契約を基に付保するものであり、事業契約が締結しなければ保険契約ができない場合もあります。よって、本文は、「事業契約締結日までに当該履行保証保険内容を貴県にご確認頂き、事業契約締結日から速やかに当該履行保証保険に加入」ということでよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店

**(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業
様式集及び記述要領に対する質問・回答**

平成16年8月27日
千葉県水道局

- ・平成16年7月6日に公表した様式集及び記述要領に対する質問及びその回答を公表します。
- ・平成16年7月6日に公表した様式集及び記述要領について、No9、No19～22、No26～27、No46～47の回答のとおり訂正をします。

様式集及び記述要領に対する質問・回答

NO	頁	様式NO	項番	質 問	回 答	質問提出者
1	7	様式1-6-1		入札参加要件の共通事項では上下水道等の規模及び主要な施設整備を平成6年以降施工実績を有すると規定しています。また、設計業務では一級建築事務所登録のみが表記され、様式1-6-1では設計業務実績を添付するようになっていますが、従来公共工事での機械器具設備工事での発注形態は性能発注です。よって、設計業務は施工企業の担当範囲と解され設計・施工を含めた受注実績としていた関係から設計・施工実績を設計実績と読み替えた解釈で業務実績を報告することは可能でしょうか、ご教示願います。ただし、可能な場合でも委託契約書等の資料は添付できません。	参加表明及び資格確認に関する質問32を御参照ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
2	7			設計業務を行う企業の参加資格要件一覧・建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録状況※入札参加資格審査結果通知書の写しを添付ください。とありますが、入札参加資格審査結果通知書を具体的にご教示ください。	参加表明及び資格確認に関する質問34を御参照ください。	三菱重工業株式会社
3	7			設計業務を行う企業の参加資格要件一覧・設計業務実績※記載した業務の委託契約書の写し・完成検査通知書又は実績証明書の写し・設計大要が記載されている資料を添付ください。とありますが、具体的に設計大要が記載されている資料とは何か、ご教示ください。	参加表明及び資格確認に関する質問32を御参照ください。	三菱重工業株式会社
4	15			千葉県に入札参加資格申請の際、使用印を登録してある場合、押印は使用印を押印でよろしいでしょうか。	「提案提出書」は、使用印も認めます。	株式会社市川環境エンジニアリング
5	20			千葉県に入札参加資格申請の際、使用印を登録してある場合、押印は使用印を押印でよろしいでしょうか。	「委任状」は、使用印も認めます。	株式会社市川環境エンジニアリング
6	21			千葉県に入札参加資格申請の際、使用印を登録してある場合、押印は使用印を押印でよろしいでしょうか。	「入札書」は、使用印も認めます。	株式会社市川環境エンジニアリング
7	22			千葉県に入札参加資格申請の際、使用印を登録してある場合、押印は使用印を押印でよろしいでしょうか。	「誓約書」は、使用印も認めます。	株式会社市川環境エンジニアリング

様式集及び記述要領に対する質問・回答

NO	頁	様式NO	項	番	質 問	回 答	質問提出者
8	25	様式5-1			構成員記載用の表の中に協力企業や再委託企業用記載欄の中にある「事業配分率」がありませんが、適宜追加して記載すればよろしいのでしょうか。	グループ構成員の表に、事業配分率の項目を適宜追加して記載してください。	ダイヤモンドリース株式会社
9	25	様式5-1			欄外に様式6-4-1に示す有価証券報告書という記述がありますが、様式6-3-10の誤りでしょうか。	ご指摘のとおり、様式6-3-10の誤りです。	ダイヤモンドリース株式会社
10	25	様式5-1			「様式6-4-1に示す有価証券報告書等」とありますが、これは「様式6-3-10に示す有価証券報告書等」の間違いでしょうか。それとも「様式6-4-1」が欠落しているのでしょうか。	N09を参照してください。	戸田建設株式会社 千葉支店
11	33	6	1	2	<リスク分担一覧>リスクNo. 8 「事業者が発注する契約の管理内容の変更」の『管理内容』とは具体的に何を指すのでしょうか。	S P Cが発注する請負契約及び業務委託契約の内容又はその業務に関する仕様等のことを指します。	三菱商事株式会社
12	33	様式6-1-2			当該様式に加えてより詳細なリスク分担表を添付した場合、評価の対象となりますでしょうか。	リスクの種類を細分化し、具体的なリスクとその対応策が記載されている場合は、評価対象になります。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
13	33				共通、不可抗力「リスクNO. 10」戦争、風水害、地震他、千葉県水道局及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等とありますが、想定できる事業者側のリスクをご教示下さい。また、事業者側リスクとは保険対応範囲と理解でよろしいでしょうか。	不可抗力の範囲については、事業契約書（案）に対する質問回答NO4のとおり、現段階では具体的な範囲を示すことはできません。また、後段については、事業契約書（案）に対する質問回答NO23及びNO52のとおり、保険対応範囲に限りません。	三菱重工業株式会社
14	33				維持管理・運営段階、計画変更「リスクNO. 23」送泥条件の変化の時期と濃度等の内容の変更に係るもの（電力従量料金の削減等）とありますが、基本的には千葉県側のリスクと理解致しますが、千葉県殿の考えておられる事業所側リスクを具体的に教示下さい。	送泥条件の変化の時期を変更することにより、サービス購入料のうち維持管理・運営費が減少すること等が考えられます。	三菱重工業株式会社
15	33				維持管理・運営段階、施設瑕疵、計画変更「リスクNO. 25」施設の瑕疵が見つかった場合（10年目まで）設備は1年。とありますが、11年以降は事業者側の負うリスクは無いと理解してよろしいでしょうか。	瑕疵担保期間は10年までです。	三菱重工業株式会社

様式集及び記述要領に対する質問・回答

NO	頁	様式NO	項番	質 問	回 答	質問提出者
16	45	様式6-2-10		外国銀行の日本支店を起用する場合は、当該銀行の本社の実績、自己資本比率などを記載すればよろしいでしょうか。	当該銀行の自己資本比率を記載してください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
17	45	様式'6-2-10		プロジェクトファイナンスに関する幹事行の実績については、海外およびPFI以外の案件の実績も評価の対象となると考えてよろしいでしょうか。	P F I 事業以外のプロジェクトファイナンスの実績、海外の実績を記入しても構いません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
18	47			既存脱水設備を撤去した後、既存脱水機棟内に発生土の再生利用に必要な設備等を設置する場合、その費用は建設費（撤去費等）に計上することによろしいでしょうか。	建設費（撤去費）の項目に計上してください。	電源開発株式会社
19	48～51	様式6-3-1		様式6-3-1（a～d）における年度とは10月から翌年9月を指しておりますが、これと整合性をとらなければいけない様式6-3-6においては年度とは4月から翌年3月となっております。どちらかに統一しないと整合性の確認など不都合が生じる恐れがありますので、できましたら”年度とは4月から翌年3月”に統一いただけないでしょうか。	様式集の年度は10月から9月で統一してください。	ダイヤモンドリース株式会社
20	48～51	様式6-3-1		様式6-3-1（a～d）において欄外に”様式6-3-6の運営3年度の収入額と整合性がとれるようにしてください”とのご指示がありますが、aについては運営初年度、bについては運営2年度、dについては運営11年度の誤りででしょうか。	ご指摘のとおりです。	ダイヤモンドリース株式会社
21	52～55	様式6-3-2		様式6-3-2（a～d）において欄外に”様式6-3-6の運営初年度の支出額と整合性がとれるようにしてください”とのご指示がありますが、bについては運営2年度、cについては運営3年度、dについては運営11年度の誤りででしょうか。	ご指摘のとおりです。	ダイヤモンドリース株式会社
22	52～55	様式6-3-2		様式6-3-2（a～d）における年度とは10月から翌年9月を指しておりますが、これと整合性をとらなければいけない様式6-3-6においては年度とは4月から翌年3月となっております。どちらかに統一しないと整合性の確認など不都合が生じる恐れがありますので、できましたら”年度とは4月から翌年3月”に統一いただけないでしょうか。	N019を参照してください。	ダイヤモンドリース株式会社

様式集及び記述要領に対する質問・回答

NO	頁	様式NO	項 番	質 問	回 答	質問提出者
23	60	様式6-3-4-b		水道使用料金は59.32円／m ³ と指定されていますが、総額表示（税込み料金）と考えてよろしいですか。	消費税を含みません。	株式会社日立製作所
24	60	様式6-3-4-b		水道使用料金は59.32円／m ³ と指定されていますが、基本料金は免除されるものと考えてよろしいですか。また、実際の契約においても本料金が適用されますか。	実際の契約においても本料金を適用します。	株式会社日立製作所
25	61	様式6-3-4-b (別紙1)		「東京電力・高圧電力B」以外の契約種別を適用した場合において、電力の契約制度が変更（適用した契約種別の廃止等）になったとき、サービス購入料はどのように改定されますか。	この場合も、事業契約書案の別紙10「2（2）ウ」に基づき、改定を行います。その規定が直接適用できない場合は、別紙10「2（1）イ」の規定に基づき、協議を行うものとします。	株式会社日立製作所
26	63	様式6-3-6		長期収支計画表は、－1年度からとなっていますが、平成17年4月から9月までの期間はどうか。	－2年度となりますので、列を追加して記入してください。	想定質問
27	66	様式6-3-7		20年間償還表の脚注に5年基準金利0.675%と記載されていますが、0.765%の誤りと思われます。	ご指摘のとおり、0.765%です。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
28	69			企業名欄は企業名、表記番号のどちらを記載するのでしょうか。表記番号の場合、根拠書類に記載されている企業名の取扱はどの様にすべきなのでしょうか。	企業名欄は、表記番号で記載してください。根拠書類に企業名は実名としてください。	株式会社市川環境エンジニアリング
29	85	様式7-1-14		工事工程表における記述項目の順序は、EXCELの様式に従うことよろしいですか。「ア 調査設計 イ 建築工事 ウ 土木構造物工事 エ 設備工事 オ 電気工事 …」	原則、EXCEL様式に従って作成してください。必要に応じて項目を追加してください。	株式会社日立製作所

様式集及び記述要領に対する質問・回答

NO	頁	様式NO	項	番	質 問	回 答	質問提出者
30	127	様式7-5-11			本表における1年目とはH19年度（H19年4月1日～H20年3月31日）と考え、40年目はH58年度（H58年4月1日～H59年3月31日）とするのか、それとも、1年目とはH19年10月1日～H20年9月30日と考え、40年目はH58年10月1日～H59年9月30日とするのでしょうか。前者の場合、H59年度分として41年目（H59年4月1日～H59年9月30日）を追記しなくてもよろしいでしょうか。	1年目とはH19年10月1日～H20年9月30日と考え、40年目はH58年10月1日～H59年9月30日としてください。	戸田建設株式会社 千葉支店
31	128	様式8-4-28			本表におけるH19年とはH19年度（H19年4月1日～H20年3月31日）と考え、H38年とはH38年度（H38年4月1日～H39年3月31日）とするのか、それとも、本表におけるH19年とはH19年10月1日～H20年9月30日と考え、H38年とはH38年10月1日～H39年9月30日とするのでしょうか。前者の場合、H39年度としてH39年4月1日～H39年10月1日分を追記するということによろしいでしょうか。	H19年とはH19年10月1日～H20年9月30日と考え、H38年とはH38年10月1日～H39年9月30日としてください。	戸田建設株式会社 千葉支店
32	159	様式8-4-22			事業契約書第48条4項②より既存施設のコンクリート構造物は本様式記載の対象外という理解で宜しいでしょうか。	既存施設のコンクリート構造物は、本様式の対象となります。 なお、事業契約書(案)に対する質問回答N044を参照してください。	戸田建設株式会社 千葉支店
33	160	様式8-4-23			事業契約書第48条4項②より既存施設のコンクリート構造物は本様式記載の対象外という理解で宜しいでしょうか。	N032を参照してください。	戸田建設株式会社 千葉支店
34	161	様式8-4-24			事業契約書第48条4項②より既存施設のコンクリート構造物は本様式記載の対象外という理解で宜しいでしょうか。	N032を参照してください。	戸田建設株式会社 千葉支店
35	162	様式8-4-25			事業契約書第48条4項②より既存施設のコンクリート構造物は本様式記載の対象外という理解で宜しいでしょうか。	N032を参照してください。	戸田建設株式会社 千葉支店
36	163	様式8-4-26			事業契約書第48条4項②より既存施設のコンクリート構造物は本様式記載の対象外という理解で宜しいでしょうか。	N032を参照してください。	戸田建設株式会社 千葉支店

様式集及び記述要領に対する質問・回答

NO	頁	様式NO	項	番	質 問	回 答	質問提出者
37	164	様式8-4-27			事業契約書第48条4項②より既存施設のコンクリート構造物は本様式記載の対象外という理解で宜しいでしょうか。	N032を参照してください。	戸田建設株式会社 千葉支店
38	166	様式8-4-28			事業契約書第48条4項②より既存施設のコンクリート構造物は本様式記載の対象外という理解で宜しいでしょうか。	N032を参照してください。	戸田建設株式会社 千葉支店
39	178				発生土の受入先の所在地・連絡先も表記番号で記述するのでしょうか。	所在地は実際の住所。連絡先は実際の固定電話番号をご記入ください。	株式会社市川環境エンジニアリング
40	178				パンフレットに記載されている企業名の取扱はどの様にすべきなのでしょうか。	パンフレットに記載されている企業名はそのまま提出してください。	株式会社市川環境エンジニアリング
41	179	様式9-1-1			企業名欄は企業名、表記番号のどちらを記載するのでしょうか。 企業名の場合、代表企業・構成員・協力企業が受入表明書を提出する場合の、企業名記載の取扱はどの様にすべきなのでしょうか。	様式9-1-1の企業名は表記番号とし、受入表明書は実名をご記入ください。	株式会社市川環境エンジニアリング
42	180	様式9-1-2			受入会社が、代表企業・構成員・協力企業が受入表明書を提出する場合の、企業名記載の取扱はどの様にすべきなのでしょうか。	N041を参照してください。	株式会社市川環境エンジニアリング
43	186	様式9-5			「高濁度時が重なる季節における発生土の受入れあるいは発生土保管計画について、 <u>過去の高濁度時における発生固形物量を踏まえて、具体的に記載してください。</u> 」とありますが、上記は事業者の想定で記載すれば良いということですか？	業務要求水準書「別紙1-2 原水濁度及び低濃度汚泥排水処理実績（原水濁度の高い月）」の流入固形物量の実績値を参考に想定して具体的に記載してください。	電源開発株式会社
44	193	様式10-2-4			発生土の排水処理施設搬出時と一時保管場所搬出時又は中間処理工場搬出時で運搬車両の積載重量等が異なる場合の取り扱いについて教えてください。	運搬車両の積載重量等が異なる場合は、本様式を加工して分かりやすく記述してください。なお、この場合のページ数の指定は行いません。	想定質問

様式集及び記述要領に対する質問・回答

NO	頁	様式NO	項番	質 問	回 答	質問提出者
45	197	様式10-3-4		発生土の排水処理施設搬出時と一時保管場所搬出時又は中間処理工場搬出時で運搬車両の積載重量等が異なる場合の取り扱いについて教えてください。	NO 4 4 と同様の方法で対応してください。	想定質問
46	200	様式10-5-1		発生土の運搬に伴うNOx排出量の算定において、排水処理施設搬出時、一時保管場所搬出時又は中間処理工場搬出時で運搬車両の積載重量等が異なる場合の算出方法を教えてください。	発生土の運搬に伴うNOx排出量の計算に当たっては、千葉県生活環境部の大気保全課が下記ホームページアドレスで公表している「自動車使用管理計画書及び報告書」の提出（自動車NOx・PM法）の計画書の記入例に基づき各過程のNOx排出量を算出することとしてください。 ExcelでNOxの排出量の算出過程が分かる計算書を作成し、様式集Excel版のシート名「様式10-5-1」の右隣に、シート名を「様式10-5-1(算出過程)」として追加してください。 また、作成した「様式10-5-1(算出過程)」は、様式14提案書資料集に添付してください。また、その算出根拠も様式14に添付してください。 なお、これらはすべての運搬過程の算出に当たって適用し、本様式の発生土運搬に伴うNOx排出量の計算式は用いないでください。 大気保全課ホームページアドレス： http://www.pref.chiba.jp/syozoku/e_taiki/jidou/jigyousya/gaiyo.html	想定質問
47	201	様式10-5-2		発生土の運搬に伴うNOx排出量の算定において、排水処理施設搬出時、一時保管場所搬出時又は中間処理工場搬出時で運搬車両の積載重量等が異なる場合の算出方法を教えてください。	NO 4 6 と同様に算出してください。 なお、作成に当たってはNO 4 6 の回答の「様式10-5-1」を「様式10-5-2」に読み替えてください	想定質問
48	209			様式12-4-1～4において脱水機整備台数欄に「週 6 日 8 時間稼動」とありますが、脱水機の運転方法については維持管理の人員体制を考慮に入れた事業者提案の運転日数・運転時間としてよろしいですか。	EXCEL版の様式はH16.7.6 AM11:10に修正しており、修正後は同様式を削除しています。	日立プラント建設株式会社
49	213			様式13 (8)設計図面提案書にて新設濃縮槽及び既設の排水排泥池・濃縮槽・引抜ポンプ室・上澄水槽（既存2 拡沈砂池）の機器配置図は必要ありませんか。また、事業者提案内容を説明するために上記の図面を添付することはよろしいですか。	提案内容の説明のため、必要に応じてご質問の図面を添付してください。 なお、添付する場合は、様式14の資料集に添付してください。	日立プラント建設株式会社

様式集及び記述要領に対する質問・回答

NO	頁	様式NO	項	番	質 問	回 答	質問提出者
50	ii	1	(1)	カ	設計実績で基準施設規模を上回っていることを証する書類。とありますが、具体的にご教示願います。	参加表明及び資格確認に関する質問32を参照してください。	三菱重工業株式会社
51	ii	1	(1)	カ	設計実績で基準施設規模を上回っていることを証する書類。とありますが、主要な各施設の整備を、元請として施工した実績を有していれば設計実績ありと理解してよろしいでしょうか。	参加表明及び資格確認に関する質問32を参照してください。	三菱重工業株式会社
52	EXCEL	様式6-3-6			事業年度欄に記載されている”-1、0、1、・・・”とはそれぞれ何年度を指しているのでしょうか。 (SPCを設立する平成17年1月が含まれる平成16年度(平成16年4月～平成17年3月)が”-1”年度になるのでしょうか。)	平成19年10月～平成20年9月が第1事業年度、平成18年10月～平成19年9月が0事業年度、平成17年10月～平成18年9月が-1事業年度です。	ダイヤモンドリース株式会社
53	EXCEL	様式6-3-6			欄外に様式6-3-6～様式6-3-8については、様式間で整合性が確認できるよう計算式及びリンクを残したファイルを提出してくださいとのご指示がありますが、可能な限り対応させていただくということではよろしいでしょうか。(実際の作業は、提出するファイル以外にも多くのファイルをリンクしながら進めておりますので、提出ファイルだけでご要望を満たすことが困難であるためです。)	様式間の整合性が確認できる計算式及びリンクを残したファイルを提出してください。	ダイヤモンドリース株式会社
54	EXCEL	様式6-3-7			支払年月の欄が平成19年10月から用意されておりますが、実際の支払は初回が平成20年1月、最終回が平成39年10月になるのでしょうか。	H19/10の欄は、平成19年10月から12月分のサービス購入料の支払い額を示します。	ダイヤモンドリース株式会社
55	EXCEL	様式6-3-7			期末残高欄には消費税込みのサービス購入料を掲載すればよろしいのでしょうか。それとも税抜き表示にするのでしょうか。	消費税込みの表示です。	ダイヤモンドリース株式会社
56	viii	1	(4)		「受入表明書(様式9-1-2)」の押印は、提出する20部の中の1部として、他の19部はコピーを使用してよろしいですか。	押印は1部として、他の19部は押印のあるものをコピーして使用ください。	株式会社日立製作所

様式集及び記述要領に対する質問・回答

NO	頁	様式NO	項	番	質 問	回 答	質問提出者
57	xi	様式2	5		書類作成に用いるアプリケーションソフトの作業環境のファイル形式について Windos98, Word2000, Excel2000を追加お願いします。	県水道局の作業環境(Windows2000, Word2002, Excel2002)で読み取ることが出来れば、事業者はWindows98, Word2000, Excel2000で作成しても差し支えありません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店

**(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業
業務要求水準書に対する質問・回答**

**平成16年8月27日
千葉県水道局**

- ・平成16年7月6日に公表した業務要求水準書に対する質問・回答を公表します。
- ・平成16年7月6日に公表した業務要求水準書をNo60、No113、No116の回答とおり訂正します。

業務要求水準書に対する質問・回答

N0	頁	章	項	番	記	質 問	回 答	質問提出者
1	2	II	No.3			除砂設備の位置をご明示ください。	頒布資料の3図面類「除砂設備設置工事」をご確認ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
2	3	III	1	(1)		全体レイアウト上、東南に位置する既存2基沈砂池と新施設設区域間のスペースは、新設脱水機棟出入り通路として往来出来るものと考えてよろしいでしょうか。また、搬入・メンテナンススペースとして利用する提案は可能でしょうか？	新設脱水機棟出入り通路としての利用は出来ません。また、搬入メンテナンススペースとしての利用は可能です。	月島機械株式会社
3	3	III	1	(1)		「本事業において事業者が使用できる用地は、別図1の赤色の線で囲まれた範囲とする」とあります。よって、本事業契約履行にあたり別図1の赤色の線で囲まれた範囲外の整備が必要となる場合は、貴県にて実施して頂けるという解釈でよろしいでしょうか。	県水道局が本事業のため事業用地外で行う施設の整備は、業務要求水準書に示している範囲です。	戸田建設株式会社 千葉支店
4	3	III	1	(2)		事業敷地への建設期間中並びに事業期間中のアクセスは別図1より栗山橋を経由し共通進入路からとなるとおもわれます。昨年12月に公表された実施方針に関する質問回答のNo. 125において栗山橋の設計荷重がTL-14と有りましたがかなり大型の車両の通行は難しいように思われます。建設工事の効率化並びに発生土の搬出・運搬の効率化のためにもより大型の車両が通行出来る事が望まれます。水道局様で栗山橋の補強工事をされた実績が有りますでしょうか、また、将来補強工事の計画はございますでしょうかご教示願います。また、現在隣地で工事中の沈砂池等の工事では栗山橋は使用されているのでしょうか、もし使用されている場合車輛通行の重量制限をされてるのでしょうかご教示願います。	栗山橋の補強工事の実績及び将来の補強工事の計画はありません。県水道局は、事業用地の江戸川側に北総開発鉄道方面からの仮設道路を整備する予定ですので、事業者は建設期間中の大型車両の通行に当たりこの仮設道路を使用できます。新設沈砂池等の工事における大型車両は、北総開発鉄道側の出入口を使用しています。	株式会社ピーエス三菱
5	3	III	1	(2)		購入CADデータ(事業用地平面図配布用 dwg)を見ると、共通進入路幅が現状幅員と比べて広く(w=8m)となっておりますが、CADデータを正としてよろしいでしょうか？また、共通進入路の工事所掌は、貴県と考えてよろしいでしょうか？	共通進入路の幅員は、CADデータの道路線形のとおりの6mの計画です。(ハッチングの範囲ではありません。) 共通進入路は、県水道局が整備します。	戸田建設株式会社 千葉支店
6	3	III	1	(2)		県水道局と事業者が共通に使用する・・・事業用地出入口までの範囲はする。とありますが、共通進入路延長上の新設沈砂池と事業用地間の県水道局道路を発生土搬出車両等が通行することは可能でしょうか。(新設沈砂池側に事業用地出入口を設置する。)	原則として、共通進入路延長上の新設沈砂池と事業用地間の県水道局道路の通行は認めません。ただし、別図に示す範囲に出入口を設け、協議により共通進入路延長上の新設沈砂池と事業用地間の県水道局道路を通行することは可能です。	三菱重工業株式会社
7	3	III	1	(3)		引抜きポンプ室(室内配管は更新すること)とありますが、これ以外の配管は利用することは可能なのでしょうか。地中配管の定義を含め、ご教示下さい。	露出配管は使用できません。地中配管は利用できます。地中配管の定義は、土中に埋設されている配管のことです。地中配管の内容は、頒布資料や設備関係係工図書をご確認ください。	株式会社市川環境エンジニアリング
8	3	III	1	(3)		既存脱水機棟内に新設脱水施設を設置することは可能でしょうか。	設置できません。	月島機械株式会社
9	3	III	1	(4)		活性炭貯蔵庫は水道局殿が事業者の工事開始までに撤去とありますが、上澄水槽近傍までクレーン車が入れるのでしょうか。	事業者による既存上澄水槽の返送ポンプ等の撤去又は更新、排水排泥池に付属する設備の更新時には、活性炭貯蔵庫の撤去は完了しており、クレーン車は入れます。	株式会社市川環境エンジニアリング

業務要求水準書に対する質問・回答

N0	頁	章	項	番	記	質 問	回 答	質問提出者
10	4	Ⅲ	1	(5)	アイ	計画固形物量・送泥濃度・送泥量の項目に、浄水場における干池清掃についての記載が明記されていませんが、清掃の頻度・送泥量・濃度等の情報を御教示願います（栗山浄水場の実績及び江戸川浄水場の計画について）。また、干池清掃時期について台風シーズンや脱水性の悪い時期を外すような協議の設置をお願い致します。	栗山浄水場は定期的に干池清掃を行っていません。また、（仮称）江戸川浄水場についても定期的な干池清掃の計画はありません。干池清掃が必要となった場合は、事前に協議します。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
11	4	Ⅲ	1	(5)		「高濁度時」とは、7、8、9月に該当すると考えてよろしいでしょうか	高濁度時は、河川原水濁度80度が24時間継続した場合のことです。	月島機械株式会社
12	4	Ⅲ	1	(5)		「通年平均濁度時」とは「高濁度時」、「冬季」も含めての平均でしょうか。それとも「高濁度時」と「冬季」を除いた期間の平均のどちらで考えれば宜しいでしょうか	年間の平均です。	月島機械株式会社
13	4	Ⅲ	1	(5)		この頁に記載されている計画固形物量と、様式8-1-1及び様式8-1-2に記載されている固形物発生量が異なる数値となっていますが、どのように解釈すれば宜しいでしょうか。	Ⅲ-1-(5)の計画固形物量は、水利権量の全量を取水した場合の計画値です。様式8-1-1及び様式8-1-2は、過去の取水量の実績から発生土量を想定したものです。	月島機械株式会社
14	5	Ⅲ	2	(1)	ア	既設構造物の撤去後の埋め戻し部及び高規格堤防の盛土自体の沈下は、貴局の責任範囲と考えてよろしいですか？	双方の協議により決定します。	株式会社 竹中土木
15	5	Ⅲ	2	(1)	ア	本事業の施設・躯体および外構工事と高規格堤防の盛土工事との工程のすり合わせについては、貴局の責任において調整して頂けるのですか？	県水道局の責任において行います。	株式会社 竹中土木
16	5	Ⅲ	2	(1)	ア	「現地盤高を施工基面として・・・」とありますが、基礎下面を現地盤高さより上面（約1.5m）とした場合、構造物の直下及び施工上必要な範囲を事業者側で盛土してもよろしいでしょうか？	事業者による高規格堤防の盛土は出来ません。	戸田建設株式会社 千葉支店
17	5	Ⅲ	2	(1)	ア	平成18年3月31日の時点では沈砂池用地及び栗山橋からの進入路（新設施設境界隣接部）の外構工事は、完了しているのでしょうか？	完了していません。	戸田建設株式会社 千葉支店
18	5	Ⅲ	2	(1)	ア	新設施設周辺の高規格堤防盛土の施行期間は4週間程度と考えて宜しいでしょうか？	高規格堤防の盛土に要する施工期間は、事業者の提案による新設施設の内容によって盛土範囲が変わるので一概にお答えできません。事業提案に当たっての新設施設周辺部の盛土工事の施工期間は、1日当たりの盛土量を200m ³ として設定してください。	戸田建設株式会社 千葉支店
19	5	Ⅲ	2	(1)	ア	高規格堤防の盛土によって、地盤沈下が生じた場合のリスク分担は、貴県・国と解釈してよろしいでしょうか？	N014を参照してください。	戸田建設株式会社 千葉支店
20	5	Ⅲ	2	(1)	ア	高規格堤防の盛土に伴う地盤沈下量の想定値をご教授ください。	高規格堤防の盛土に伴う沈下量の想定値は計算しておりません。高規格堤防完成後の許容残留沈下量は20cm以下とすることが定められています。（「高規格堤防盛土設計・施工マニュアル」（財）リバーフロント整備センター）	戸田建設株式会社 千葉支店
21	5	Ⅲ	2	(1)	ア	新設区域内の既存施設解体に伴う地盤の乱れに対し、ボーリングデータと同等以上の地盤性状を回復する復旧埋め戻しがされると解釈してよろしいでしょうか？	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店

業務要求水準書に対する質問・回答

N0	頁	章	項	番	記	質 問	回 答	質問提出者
22	5	Ⅲ	2	(1)	ア	貴県が実施する新設区域内の既存施設の撤去・整地について詳細な条件提示がなく、事業者は、撤去・整地状況について仮説のもとに新設施設工事の計画・提案せざるを得ません。よって、撤去・整地状況が事業者提案の仮説と異なる場合に生じる損害（工事費増大、工期変更等）は貴県の責任範囲として頂けるといふことでよろしいでしょうか。	新設施設区域内の既存施設は県水道局が全て撤去します（Ⅲ-1-(4)参照）。撤去後の整地の地盤高は現地盤高とします。（Ⅲ-2-(1)ア参照）撤去後の埋戻材は（仮称）江戸川浄水場の建設に伴って発生した土砂です。埋戻しの条件はN021を参照してください。	戸田建設株式会社 千葉支店
23	5	Ⅲ	2	(1)	ア	高規格堤防の盛土工事により、事業者の提案による業務遂行が不可能となる場合に事業者が生じる損害（工事費増大、工期変更等）は、貴県の責任範囲として頂けるといふことでよろしいでしょうか。	双方の協議により決定します。	戸田建設株式会社 千葉支店
24	5	Ⅲ	2	(1)	ア	高規格堤防の盛土工事が、事業期間中に新設施設区域内に及ぼす影響への対処及びそれにより被る事業者の損害は貴県の責任範囲として頂けるといふことでよろしいでしょうか。	N014を参照してください。	戸田建設株式会社 千葉支店
25	5	Ⅲ	2	(1)	イ	既存施設区域の撤去工事は、新設施設区域同様の時期に完了すると考えて宜しいでしょうか？	Ⅲ-1-(4)の既存施設区域において県水道局が行う撤去工事の工程は検討中です。	戸田建設株式会社 千葉支店
26	5	Ⅲ	2	(1)	イ	高規格堤防の盛土工事が、事業期間中に既存施設区域内に及ぼす影響への対処及びそれにより被る事業者の損害は貴県の責任範囲として頂けるといふことでよろしいでしょうか。	N014を参照してください。	戸田建設株式会社 千葉支店
27	5	Ⅲ	2	(1)	イ	既存施設区域内の外溝施設の整備は、事業期間中、施設の稼働に影響がないと判断すれば、現状をそのまま利用ということによろしいでしょうか。	排水処理施設の施設の稼働及び維持管理に支障がなければ、既存の外構施設の一部を利用することは可能です。	戸田建設株式会社 千葉支店
28	5	Ⅲ	2	(1)	ア	県水道局は、新設施設区域内の既存施設を撤去した後、平成18年3月31日までに現地盤高で整地し、事業者は現地盤高を施工基面として新設濃縮施設及び新設脱水機棟を建設する。また、・・・・外構施設の整備を行う。とありますが、高規格堤防の盛土計画の詳細スケジュールをご教示下さい。	N018を参照してください。	三菱重工業株式会社
29	5	Ⅲ	2	(1)	ア	県水道局は、新設施設区域内の既存施設を撤去した後、平成18年3月31日までに現地盤高で整地し、事業者は現地盤高を施工基面として新設濃縮施設及び新設脱水機棟を建設する。また、・・・・外構施設の整備を行う。とありますが、高規格堤防の盛土工事は平成18年3月31日までに完了と理解してよろしいでしょうか。	高規格堤防の盛土工事は平成18年3月31日までに完了しません。	三菱重工業株式会社
30	5	Ⅲ	2	(1)		材料置場、材料加工場、現場詰め所、駐車場等は、事業用地（約5000m ² ）以外に確保できますか。	別図に示す「材料置き場等として使用できる範囲」を使用可能です。使用する場合は制限がありますので当局と協議してください。	前田建設工業株式会社
31	5	Ⅲ	2	(1)		事業用地周辺において、建設着手時における高規格堤防の仕上がり状況は、どのような状況でしょうか。	事業用地周辺の高規格堤防の工事工程は検討中です。	前田建設工業株式会社
32	5	Ⅲ	2	(1)		県水道局で、新設施設区域内の既存施設を撤去した後、現地盤高まで整地されますが、その材料はどのようなものなのでしょうか。この部分は、液化化しないものと考えてよろしいでしょうか	（仮称）江戸川浄水場の建設工事に伴って発生する土砂です。液化化の検討に当たっては、既存施設撤去後の埋戻し部分は現地盤と同等としてお考えください。	前田建設工業株式会社

業務要求水準書に対する質問・回答

N0	頁	章	項	番	記	質 問	回 答	質問提出者
33	5	Ⅲ	2	(1)	ア	新設施設区域については、 ① 事業者の新設濃縮施設及び新設脱水機棟建設（現地盤高） ② 県水道局殿と国による高規格堤防盛土工事 ③ 事業者の外構工事 の順で工事が行われるとあります。②の盛土工事の概略の施工時期及び施工期間、高規格堤防特別区域の指定時期についてご教示願います。	新設施設周辺部の盛土工事は、事業者による新設施設の建設と平行して、盛土が可能になる時期から行うことを想定しています。 施工期間はN018を参照してください。 高規格堤防特別区域の指定時期は本排水処理施設の完成よりも後です。	電源開発株式会社
34	5	Ⅲ	2	(1)	ア	県水道局殿と国が共同で施工される高規格堤防盛土工事においては、事業者が建設した新設濃縮施設及び新設脱水機棟の周囲まで締め固めて頂けると考えてよろしいでしょうか。また、締め固めの程度をご教示願います。 さらに、盛土完成後の外構工事で盛土を掘削する場合、河川法第26条の許可は必要となるのでしょうか。	施設周辺部の締め固めは、県水道局と国が共同で実施します。締め固め程度は高規格堤防と同等です。 盛土完成後の外構工事で盛土を掘削する場合は、高規格堤防特別区域指定前であり、河川法第26条の許可は不要です。	電源開発株式会社
35	5	Ⅲ	2	(1)	ア	既設撤去後平成18年3月31日までに現地盤高で整地し、平成18年4月1日より着工した場合、新設引渡し（試運転含）までの建設期間が18ヶ月となり、工期管理が困難です。既設撤去を6ヶ月程度前倒しすることは出来ませんか。（平成17年9月30日までに現地盤高で整地）	既存施設の撤去を前倒しすることは困難です。	日立プラント建設株式会社
36	5	Ⅲ	2	(1)	ア	高規格堤防の盛土は、新設施設の建設工程に大きく影響するため、高規格堤防の盛土を踏まえた新設施設の建設工程の検討が必要となります。高規格堤防の盛土の工程・施工内容・施工計画等をご教示下さい。また、盛土作業により本事業の作業停止や工事工程の遅延が生じた場合、工期変更を踏まえた協議を行うと考えてよろしいですか。	盛土の工程はN018を参照してください。 施工内容・施工計画等については、「高規格堤防盛土設計・施工マニュアル」（平成12年3月（財）リバーフロント整備センター）を参照してください。 盛土作業により本事業の作業停止や工事工程の遅延が生じた場合の協議については、お考えのとおりです。	日立プラント建設株式会社
37	5	Ⅲ	2	(2)	ア	高濁度時における濃縮施設及び脱水施設の運転時間8時間が設定され設備能力を有することが新たに判明しました。これは想定するに高濁度80度と高々濁度240度からこのような運転時間設定が行なわれたと判断します。本計画は自然条件下での汚泥処理が主目的である事を思慮すれば単純に濁度80度での時間設定することには疑問と考えます。元々濃縮施設と脱水施設等を駆使して要求事項、送泥量、固形物量、送泥濃度と返送水の出し入れから全体施設の整備・運営を満たす事が本目的でその対価としてサービス購入料と考えています。よって、≪全体施設の整備と運営で可能な能力を有する≫こととして頂きたい、ご教示願います。	原水濁度が240度を超えた場合は、上澄水の返送濁度について協議に応じますが、浄水場から送泥する汚泥を受け入れていただく必要があります。そのため、新設施設の規模を設定する基準として、高濁度時(原水濁度80度が24時間継続した場合)の排泥を8時間で処理できる能力を要求しています。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
38	5	Ⅲ	2	(2)	ア	濃縮施設の運転時間は、24hr/日（7日/週）が可能であると考えるのでしょうか。濃縮施設は事業者提案とさせていただいて宜しいでしょうか	濃縮施設の運転時間及び運転日数は事業者の提案によります。	月島機械株式会社
39	5	Ⅲ	2	(2)	ア	脱水施設の運転日数は任意に計画できるのでしょうか。	脱水施設の運転日数は任意に計画できます。	月島機械株式会社
40	5	Ⅲ	2	(2)	ア	高濁度時以外の期間における脱水施設の長時間運転は可能でしょうか。	Ⅲ-2-(2)-アの運転時間は、排水処理施設の能力として要求したものであり、維持管理・運営業務に当たっての運転時間は事業者が任意に計画してください。	月島機械株式会社

業務要求水準書に対する質問・回答

N0	頁	章	項	番	記	質 問	回 答	質問提出者
41	5	Ⅲ	2	(2)	ア	脱水ケーキ含水率65%以下は、月平均値で満足すればよいのですか。それとも常に（瞬時値でも）65%以下とする必要があるのでしょうか。	発生土含水率65%以下は、排水処理施設の能力として要求したものであり、維持管理・運営業務に当たっての発生土の含水率は事業者が任意に計画してください。	月島機械株式会社
42	5	Ⅲ	2	(2)	イ	上澄水返送先である新設沈砂池の設置レベルをご教示願います。	頒布資料の3図面類「新設沈砂池返送管配管図」をご確認ください。	月島機械株式会社
43	5	Ⅲ	2	(2)	イ	新設沈砂池に最大で30,000m ³ /日・・・・・・また、使用しない場合は既存の返送ポンプ及び返送管の露出部分を撤去して処分すること。とありますが、上澄水返送水量30,000m ³ /dが想定される運転頻度及びその際の排水処理施設に送泥される汚泥の固形物量、送泥濃度、送泥量の想定値があればご教示願います。	上澄水返送量30,000m ³ /dが想定されるのは年間1～2回程度です。その際の排水処理施設に送泥される汚泥の固形物量、送泥頻度、送泥量は想定していません。	三菱重工業株式会社
44	5	Ⅲ	2	(2)	イ	新設沈砂池に最大で30,000m ³ /日・・・・・・また、使用しない場合は既存の返送ポンプ及び返送管の露出部分を撤去して処分すること。とありますが、既存上澄水槽の使用について事業者側より提案がない場合は千葉県側にて撤去して頂くことは可能でしょうか。	既存上澄水槽の構造物部分は、排水排泥池と一体であり撤去できません。	三菱重工業株式会社
45	5	Ⅲ	2	(2)	イ	新設沈砂池に最大で30,000m ³ /日・・・・・・また、使用しない場合は既存の返送ポンプ及び返送管の露出部分を撤去して処分すること。とありますが、既存上澄水槽以外の既存の返送ポンプ及び返送管の露出部分に対し場所等詳細にご教示下さい。	返送ポンプは、既存上澄水槽に設置されています。返送管の露出部分は、既存上澄水槽上部から活性炭倉庫の江戸川側にあります。詳細については、栗山浄水場排水処理施設の設備関係竣工図書をご確認ください。（県水道局ホームページで貸出しを受け付けています。）	三菱重工業株式会社
46	5	Ⅲ	2	(2)	ア	「・・・下記に示す運転時間以内で含水率65%以下の発生土にすることが可能な能力を有すること。」とされていますが、運転時間が高濁度時に8時間、通年平均濁度時に1日となっています。このなかで、高濁度時の8時間は間違いではないでしょうか？ 本表について確認をお願いします。	N037を参照してください。	電源開発株式会社
47	5	Ⅲ	2	(2)	ア	汚泥処理量が多い高濁度時に排水処理施設の運転を8時間に制限するのは、最適なシステムを構成するうえで非合理的であると考えられます。本当に8時間運転なののでしょうか。	N037を参照してください。	富士電機システムズ株式会社
48	5	Ⅲ	2	(2)	ア	ろ過濃縮機のように、静粛で、無人で自動連続運転が可能な設備についても、脱水機とみなし高濁度時は運転時間が8時間に制限されるのでしょうか。	N040を参照してください。	富士電機システムズ株式会社
49	5	Ⅲ	2	(2)	ア	汚泥の再利用で含水率60%前後が最適な場合、含水率を65%以下と設定すると、65%を数パーセント越えた場合、対策用として余計な付帯設備が必要となります。数回しか使わないような設備をいれて、維持管理することは非合理的であると考えられます。また含水率65%以下と制限するのは環境負荷が大きくなりますし、汚泥の再利用先も限定されます。含水率65%以下とする理由についてご説明願います。	N041を参照してください。	富士電機システムズ株式会社

業務要求水準書に対する質問・回答

N0	頁	章	項	番	記	質 問	回 答	質問提出者
50	5	Ⅲ	2	(3)		「耐久性（新設脱水機棟は目安として40年以上、新設土木構造物は目安として60年以上）」とありますが、これはあくまで構造物躯体のみを対象としているということでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
51	5	Ⅲ	2	(3)		「耐久性（新設脱水機棟は目安として40年以上、新設土木構造物は目安として60年以上）」とありますが、事業期間終了後は貴県により適宜修繕を行うことを前提としたものでもよいのでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
52	5	Ⅲ	3	(3)	ア	運転時間は指定されていますが、運転日数は任意に計画できるのでしょうか。	N039及びN040を参照してください。	富士電機システムズ株式会社
53	5	Ⅲ	3	(3)	ア	表に記載の高濁度時及び通年平均濁度時は何月でしょうか。	N011及びN012を参照してください。	富士電機システムズ株式会社
54	6	Ⅲ	2	(3)		新設土木構造物は目安として60年以上の耐久性を有するとは海岸近くや海上にあるコンクリート構造物は、飛来塩分がコンクリート表面に付着し、その塩分がコンクリート中に浸透することにより劣化する事がコンクリート構造物耐久性検討委員会では50年で何らかの更新が必要で在るとの指摘が報告されています。本施設はそれらの影響が無いことを想定しての耐久年数と判断してよろしいでしょうか、ご教示願います。	塩害の影響が想定されるのであれば、構造物の設計にあたり考慮してください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
55	6	Ⅲ	2	(3)		新設脱水機棟に関する、目安として40年以上の耐久性とは、財務省で定める「減価償却資産の耐用年数」と合致するものではない、との解釈でよろしいですか。	お考えのとおりです。	株式会社日立製作所
56	6	Ⅲ	2	(3)		新設脱水機棟の耐久性（目安として40年以上）については、平成15年12月12日に業務要求水準書（案）に関する質問及び回答№99で「税法上の耐用年数ではなく、実際に使用できる年数と理解してよろしい」との回答を頂いております。このご回答の趣旨は、実際の耐久性が40年以上見込める場合は、「地方公営企業法施行規則」の規定によらず、鉄骨造での提案も認められると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	電源開発株式会社
57	6	Ⅲ	2	(4)		排水処理施設の整備等業務の内、維持管理・運営業務の実施に必要な既存施設の改良として既存脱水機棟の改修を行う際、本項目の耐震性の要求を満足するため耐震診断を行い耐震補強等の必要は有りますでしょうか、ご教示願います。	耐震診断及び補強は不要です。	株式会社ピーエス三菱
58	6	Ⅲ	2	(5)	ア	高規格堤防の盛土には余盛があるのですか。もしあれば、外構計画との関係はどのように考えるのですか？余盛の上を設計基盤とするのですか？	事業用地内の余盛りは行いません。	株式会社 竹中土木
59	6	Ⅲ	2	(5)	ア	道路はアスファルト舗装とすること。なお、・・・・・・また、新設施設区域の道路は、高規格堤防の計画高よりも上に整備すること。とありますが、配付済み資料より詳細の資料等あればご教示願います。	頒布資料の事業用地断面図を参照してください。	三菱重工業株式会社

業務要求水準書に対する質問・回答

N0	頁	章	項	番	記	質 問	回 答	質問提出者
60	7	III	2	(6)	ア	高濃度汚泥送泥管の設計を行なうに当たり、送泥ポンプ（本事業範囲外）の仕様に関して考慮する点がありましたらご教示下さい。（ポンプ揚程による配管到達点・配管径等の制限）	県水道局が想定している送泥ポンプの仕様は以下のとおりです。 1 ポンプ仕様 揚水量 1.1 ^m ³/分 （業務要求水準書別紙3は吐出量を1.9 ^m ³/分としています が前期、後期共に1.1 ^m ³/分に修正します。） 揚 程 14 mH 2 揚程計算 実揚程：ha=10.0m-0.65m=9.35m 沈でん池排泥ピット：LWL YP.+0.65m 排泥池：LWL YP.+10.0m 配管損失水頭：hb=4.0m ※事業用地内は、管径φ250、延長約15mで 排泥池には大気解放で吐出すると想定 必要揚程：h=ha+hb=9.35m+4.0m=13.35m→14 m なお、揚程の変更については協議に応じます。	日立プラント建設株式会社
61	7	III	2	(6)	イ	上澄水返送管の圧損計算に当たり、配管経路が必要となります。配管接続位置から新設沈砂池までの配管経路をご教示下さい。	配管接続位置から新設沈砂池までの返送管は設計中です。	日立プラント建設株式会社
62	7	III	2	(10)		水道料金は、事業者から貴局へ支払うことになります。貴局の収入となりますが、本事業の収支として計上しないとの考えでよろしいですか。	SPCの支出として計上してください。	株式会社日立製作所
63	8	III	2	(13)	別紙4	脱水機棟内の機械・電気設備の配置図は配布可能ですか。 撤去する電気盤のリストはありますか 建築付帯の設備（電気含む）は撤去範囲外と考えてよろしいですか。 撤去・更新機器の重量の記録はありますか。	脱水機棟内の機械・電気設備の配置図、撤去する電気盤は、栗山浄水場排水処理施設の設備関係竣工図書をご確認ください。（県水道局ホームページで貸出しを受け付けています。） 建築付帯設備は撤去範囲外です。 既存脱水機棟の利用のため建築付帯設備の更新が必要となる場合は事業者が更新してください。また、既存脱水機棟の利用のため建築付帯設備を継続使用することも出来ます。 撤去・更新機器の重量は不明です。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
64	8	III	2	(13)		撤去作業を行う場合に火気の使用は認められるのでしょうか。	認められます。	株式会社市川環境エンジニアリング
65	8	III	2	(13)		既存脱水設備に関わる機械設備及び電気設備を撤去とありますが、照明・給排水・空調などの建築設備、休憩室などは該当しないとの解釈でよろしいのでしょうか。	N063を参照してください。	株式会社市川環境エンジニアリング
66	8	III	2	(13)		脱水機棟内の造粒機の上部に有るクレーンは機械設備に該当するのでしょうか。撤去を行わなくても宜しいのでしょうか。	撤去し処分してください。	株式会社市川環境エンジニアリング
67	8	III	2	(13)		電気設備（変圧器・コンデンサ他）にPCBが含まれている場合、保管・処理（処理が可能となった場合）は千葉県殿の所掌でよろしいのでしょうか。	PCBが含まれる機器はないものと考えていますが、発見された場合の保管及び処理（処理が可能となった場合）はお考えのとおりです。	株式会社市川環境エンジニアリング
68	8	III	2	(13)		脱水機棟・ポンプ室、その他施設に設置されている照明機器等にPCB機器が合った場合、保管・処理（処理が可能となった場合）は千葉県殿の所掌でよろしいのでしょうか。	PCBが含まれる機器はないものと考えていますが、発見された場合の保管及び処理（処理が可能となった場合）はお考えのとおりです。	株式会社市川環境エンジニアリング

業務要求水準書に対する質問・回答

N0	頁	章	項	番	記	質 問	回 答	質問提出者
69	8	Ⅲ	2	(13)		既存脱水機設備等の撤去に係り、排出者責任者としてのマニフェスト(管理票)の発行等について、協力をお願いいたします。	既存脱水設備等の撤去に伴い発生した産業廃棄物のマニフェストは、事業者が発行し、その写しを県水道局に提出してください。	株式会社日立製作所
70	8	Ⅲ	2	(13)		既存設備撤去時について、脱水設備の汚泥については貴県のほうで処分いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	県水道局が処分します。	富士電機システムズ株式会社
71	8	Ⅲ	2	(14)	イ	「既存施設に附属する設備の更新等のうち、…・ア新設施設の設計・建設と同じとする。」とありますが、施設引渡し・所有権の移転、サービス購入料(事業契約書(案)別紙9)、サービス購入料の改定(事業契約書(案)別紙10)も、新設施設建設工事と同じ扱いとするか否かは事業者の提案によるものということで宜しいでしょうか。	サービス購入料は別紙9の表A-4のⅠ②「既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事費」とし、サービス購入料の改定は別紙10の2(3)「既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事に係る対価」の取り扱いとします。	戸田建設株式会社 千葉支店
72	8	Ⅲ	2	(14)	イ	維持管理・運営の開始にあたり、配管切替弁の既設配管への取付等で施設の運転停止が必要となります。作業を行う場合、県水道局と協議していただけると考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。	日立プラント建設株式会社
73	9	Ⅲ	2	(14)	ウ	既存脱水設備等の撤去後、既存脱水機棟建築物の更新工事を行う場合は、維持管理・運営の開始から1年以内に終了させるということでしょうか。また、その場合は、当更新工事も撤去工事に含めても良いという解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
74	9	Ⅲ	2	(14)	ウ	実施方針に関するQAN32,50では建物付属の電気設備、機械設備は提案により使用できるとありますが、QAN44で既存脱水機棟の受変電設備を含んだ電気施設は撤去することになっています。建物用分電盤以降の2次側は利用可能と考えてよろしいでしょうか。	建物用分電盤以降の2次側は利用可能です。	電源開発株式会社
75	9	Ⅲ	2	(14)	ウ	既存施設区域内に新設施設の機器の一部を設置してもよろしいでしょうか？たとえば、既存二次濃縮槽に新設施設の濃縮用機器を付設することが可能でしょうか？	事業契約書(案)第1条(31)に定義している新設施設の機器は既存施設区域に設置できません。ただし、既存濃縮施設の改良に当たり設置する濃縮機器は、既存施設区域に設置できます。	富士電機システムズ株式会社
76	9	Ⅲ	2	(14)	ウ	既存脱水機棟内に新設施設の濃縮機器の一部を設置したいと考えておりますが、有効利用以外の設備は設置できないものでしょうか？	事業契約書(案)第1条(31)に定義している新設施設の濃縮機器は既存脱水機棟内に設置できません。ただし、既存濃縮施設の改良に当たり設置する濃縮機器は、既存脱水機棟に設置できます。	富士電機システムズ株式会社
77	9	Ⅲ	2	(14)	ウ	既存脱水機棟内に新設施設の機器の一部が設置可能であるとしても、既存脱水機の撤去が完了するまで、設置したい新設施設の機器は、既存施設内に仮に設置して稼働させておき、既存脱水機の撤去が完了後、既存脱水機棟内に移設する工事工程は選択できないものでしょうか？	既存濃縮施設の改良に当たり設置する濃縮機器は可能です。	富士電機システムズ株式会社
78	10	Ⅲ	3	(2)	ア	上澄水の全量を新設沈砂池に変送すること。・・・なお、油類による汚染等の緊急時において県水道局は事業者、適切に処理の上、坂川への放流を指示することがある。とありますが、上澄水返送の量的・質的平準化に対する基準があればご教示願います。(返送水量、返送水濁度の許容変動範囲等)	浄水場からの送泥により発生する上澄水を可能な限り量的・質的に平準化して返送してください。	三菱重工業株式会社

業務要求水準書に対する質問・回答

N0	頁	章	項	番	記	質 問	回 答	質問提出者
79	10	III	3	(3)		発生土再生利用に関して最終処分場での処理は基本的には禁止されて居りますが最終処分場の覆土材として有価で販売した場合はセメントでの有償処理より評価されるのでしょうか。	発生土を最終処分場の覆土材として利用することは認められていません。	株式会社市川環境エンジニアリング
80	10	III	3	(3)	イ	「排水処理施設内において行える作業は乾燥、破碎、造粒工程、添加物の混合、袋詰めとする。」とありますが、堆肥原料等（木、葉、草、発酵菌など）を混合し、リサイクル材料を製造（製造期間は数ヶ月）することも許可されるものと考えてよろしいでしょうか？	添加物の混合によるリサイクル材料の製造に要する期間が長期間であっても認めます。ただし、次のことに留意してください。 (1)上澄水の水質への配慮 リサイクル材料の製造に伴う排水を返送水へ混入させてはなりません。 リサイクル材料の製造に伴う排水を坂川に放流する場合は、廃掃法、水質汚濁防止法（※）、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例にしたがってください。 ※総量規制制度の指定地域です。 (2)周辺環境への配慮 リサイクル材料の製造に伴う悪臭により、周辺環境に影響をあたえてはなりません。	電源開発株式会社
81	11	III	3	(3)	イ	産業廃棄物として搬出し他の施設にて中間処理をして、中間処理物を他の施設で有用物として再生利用する場合も認められるのでしょうか。	提案の内容によります。	株式会社市川環境エンジニアリング
82	11	III	3	(6)	イ	既存の建築物及び土木構造物について、機能維持に問題なければ、補修の必要はないと考えてよろしいでしょうか？	維持管理・運営業務の実施に支障がなければ、補修の必要はありません。	戸田建設株式会社 千葉支店
83	11	III	3	(6)	イ	既存の建築物及び土木構造物について、目視だけでは診断が困難です。より良い現実的・経済的な提案をさせて頂くためには、過去の補修の履歴とその頻度のデータが必要となりますが、ご開示頂けるデータはないでしょうか。もしあるならばご開示頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	既存建物の補修履歴は、平成10年の既存脱水機棟の屋上防水工事（既存のアスファルト防水の上にシート防水で覆う工事）のみです。また、既存土木構造物の補修履歴はありません。ただし、工事金額の小さい軽微な補修の履歴は残されていません。	戸田建設株式会社 千葉支店
84	11	III	3	(6)	イ	既存の建築物及び土木構造物について、コンクリート配合等の材料に関するデータはないでしょうか。もしあるならばご開示頂けるということでしょうか。	コンクリートの配合等の材料に関するデータはありません。	戸田建設株式会社 千葉支店
85	12	III	4	(1)	エ	何らかの原因で浄水場が通常の機能を損ない、・・・事業者は浄水場の復旧を最優先に考えこれに応じること。とありますが、浄水場の復旧を最優先に対応した結果、事業者側に損害が発生した場合千葉県側の負担と理解してよろしいでしょうか？	事業契約書（案）第90条に基づき協議します。	三菱重工業株式会社
86	13	III	4	(3)	エ	平成15年12月12日に業務要求水準書（案）に関する質問及び回答№112で、「既存施設区域、新設施設区域ともに緑化の対象とします。緑化面積は入札公告までに示します。」との回答を頂いております。今回の入札説明書等には様式10-1-1に緑地計画の記載及び植樹地率計算が要求されているほかには、緑化面積についての要求あるいは指定はないように見受けられますが、追って提示して頂けるのでしょうか。	水道局用地全体（取水施設と排水処理施設）で松戸市の緑化基準を満たす必要がありますが、検討の結果、取水施設側で水道局用地全体に対する緑化の基準を満足できる見込みであることから、緑化面積を要求しませんでした。	電源開発株式会社
87	13	III	4	(3)	エ	緑化対して、千葉県の規定緑化率等あればご教示願います。	N086を参照してください。	三菱重工業株式会社

業務要求水準書に対する質問・回答

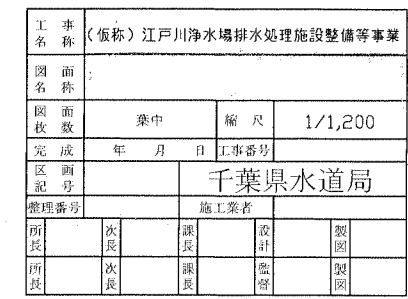
N0	頁	章	項	番	記	質 問	回 答	質問提出者
88	13	Ⅲ	4	(3)	オ	入札公告後提供頂いた「参考資料集5.電波障害調査資料」によれば、（仮称）江戸川浄水場東側のしゃへい障害は排水処理施設だけの影響ではなく、浄水場内のいくつかの建物による影響が重なったものと考えられます。このような状況で、事業期間を通して電波障害が発生した場合すべて事業者の対応とするのはいかがかと思料致します。ご再考いただけないでしょうか。 また、前記参考資料中の特記事項に「障害を受けると予測される建物の棟数は放送大学のしゃへいが約47棟です。」とありますが、今回事業とどのような関係にあるのでしょうか。放送大学の建物の場所、高さ並びにしゃへいされる47棟の位置をご教示願います。	排水処理施設による電波障害は事業者が負担とし、（仮称）江戸川浄水場（排水処理施設を除く）による電波障害は県水道局が負担とし、具体的な対応については協議により定めます。 また、「障害を受けると予測される建物の棟数は放送大学の遮蔽が約47棟です。」とは、放送大学の建物による電波障害ではなく、（仮称）江戸川浄水場によって放送大学の電波が遮蔽され約47棟が障害を受けると予測されるという意味です。	電源開発株式会社
89	13	Ⅲ	4	(3)	エ	事業用地内に設ける緑地に対し基準があればご教示願います。	N086を参照してください。	東亜建設工業株式会社
90	13	Ⅲ	4	(4)	ウ	2tトラックが出入り、とありますが新設事業用地に走路も確保するのでしょうか？	確保してください。	戸田建設株式会社 千葉支店
91	13	Ⅲ	4	(4)	ウ	別図3示す範囲についてフェンスを設置とありますが既存の濃縮層脇のフェンスは撤去と考えて宜しいでしょうか？また隣接して農道がありますが不要となるのでしょうか？	既存濃縮槽の江戸川側及び柳原排水機場側のフェンスは撤去してください。頒布資料の「栗山浄水場排水処理場内連絡管敷設工事竣工図」の11葉中10にある農道は不要となります。	戸田建設株式会社 千葉支店
92	13	Ⅲ	4	(4)	ウ	別図3示す範囲についてフェンスを設置すること。・・・・・・県水道局が設置する。とありますが、県水道局が設置予定フェンスの材質など決定している場合はご教示願います。	設計中であり未定です。	三菱重工業株式会社
93	13	Ⅲ	4	(4)	ウ	フェンス設置範囲のA箇所の門扉巾は2tトラックが1台通過できる程度を考えればよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	東亜建設工業株式会社
94	13	Ⅲ	4	(4)	ウ	フェンスまたは門扉について、定まった高さ・仕様等があればご教示願います。	フェンス・門扉について、高さ仕様は定めていません。	東亜建設工業株式会社
95	13	Ⅲ	4	(4)	ウ	県水道局の設置する事業用地境界のフェンスの仕様をご教示下さい。	N092を参照してください。	日立プラント建設株式会社
96	13	Ⅲ	4	(5)		入札説明書にはSPCが配置すべき有資格者として「一級建築士事務所の登録を行っている企業に所属する工事監理者」があり、事業契約書案第19条に、工事監理者の設置が義務付けられていますが、業務要求水準書にはその規定がありません。SPCは一級建築士事務所所属の工事監理者を工事期間中配置する必要はあるのでしょうか。	S P Cは建築基準法の規定に従い工事監理者を定めてください。	電源開発株式会社
97	13	Ⅲ	4	(5)	ア	事業者は、電気主任技術者を置くこととなっておりますが、事業者が電気事業法に基づいた経済産業省への届出をする必要はありますでしょうか。	電気事業法に基づいた経済産業省への届出が必要です。	三菱商事株式会社
98	14	Ⅲ	4	(6)	ア	BT0で施設完成時に所有権が千葉県殿に移転するので、廃棄物処理施設設置許可取得者は千葉県殿ではないのでしょうか。	産業廃棄物処理施設設置許可は事業者が取得してください。（県担当課と協議済み）	株式会社市川環境エンジニアリング
99	14	Ⅲ	4	(6)	ウ	本件産業廃棄物処理施設は、浄水場に隣接のため、「工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた産業廃棄物のみの処理を行うもの」として建築基準法第51条ただし書きの許可は不要との解釈でよろしいでしょうか。	松戸市から、本事業の施設の建設に関して建築基準法第51条ただし書きによる許可は不要であるとの回答を得ています。	株式会社市川環境エンジニアリング

業務要求水準書に対する質問・回答

N0	頁	章	項	番	記	質 問	回 答	質問提出者
100	14	III	4	(6)	ウ	或は、都市計画上の位置決定されているのでしょうか。	都市計画法上の位置決定はされていません。	株式会社市川環境エンジニアリング
101	14	III	4	(6)	ア	事業者は生活環境影響調査を実施するとありますが、4シーズンの調査が必要でしょうか。また、県が実施される事前調査は水質汚濁に関するもの（夏、冬）だけでしょうか。	事業者が行う産業廃棄物処理施設設置許可の申請にあたり必要な生活環境影響調査を実施してください。県が実施する事前調査は、お考えのとおりです。	電源開発株式会社
102	15 ～ 21	別紙1				濁度のSS換算係数をご教示願います。なお、SS換算係数は高濃度系と低濃度系で同じ値であると考えます。	別紙1の流入固形物量の濁度のSS換算係数は次のとおりです。 平成4年 4月から平成 4年9月まで 1.0 平成4年10月から平成 5年5月まで 1.0～2.0 平成5年 6月から平成16年3月まで(平成7年3月を除く) 1.5 平成7年 3月 1.0	月島機械株式会社
103	15 ～ 21	別紙1				前期（維持管理・運営の開始から概ね10年間）と後期（概ね10年後から事業期間終了まで）の低濃度系浄水場、高濃度系浄水場における月別取水量計画値をご教示願います。	前期及び後期の低濃度系と高濃度系の月別取水量計画値は未定です。	月島機械株式会社
104	23	別紙2				「低濃度汚泥」についての浄水処理におけるPAC注入率計画値をご教示願います。	PAC注入率計画値は、高濃度時55ppm、通年平均濁度時45ppm、冬期35ppmです。	月島機械株式会社
105	25	別紙3	2	(2)	アイ	高濃度汚泥の送泥は沈殿池の排泥だけが記載されています。ろ過池洗浄排水は新浄水場側で排水池等で処理されるものと推測しますが、分離汚泥はどのような経路で排水処理施設に送られるのでしょうか。	高濃度汚泥系の浄水施設のろ過池洗浄排水は、排水池で汚泥を分離せず、着水井へ返送します。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
106	26	別紙4	(1)	①		周辺のクレーンや配管（地中配管は除く）は、更新せず利用可能なのでしょうか。	利用できません。必要な場合は更新してください。	株式会社市川環境エンジニアリング
107	26	別紙4	(1)	② ③		1次濃縮槽、2次濃縮槽の手すり、架台、配管（地中配管は除く）は、更新せず利用可能なのでしょうか。	利用できません。必要な場合は更新してください。	株式会社市川環境エンジニアリング
108	26	別紙4	(2)	⑤ ⑥		脱水設備の造粒機・乾燥機の内側の材質は金属でしょうか。又は、レンガ（セラミック）等でしょうか。	金属です。	株式会社市川環境エンジニアリング
109	26	別紙4		(2)		撤去する地区には、油脂・薬品等は残存していないと考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。	株式会社日立製作所
110	26	別紙4				別紙4の撤去・更新機器の重量に関するデータを公表する事は出来ないでしょうか。	N063を参照してください。	株式会社市川環境エンジニアリング
111	26	別紙4				栗山浄水場排水処理施設の機械設備一覧表（1）濃縮設備で、既存の除塵スクリーンの扱いはどうにお考えでしょうか。撤去でしょうか、更新でしょうか。	除塵スクリーンは、除砂設備の一部として撤去の対象となります。	月島機械株式会社
112	26	別紙4				既存機械設備で撤去する機器の材質・重量等についてのデータはいただけないでしょうか。	N063を参照してください。	富士電機システムズ株式会社
113	28	別紙4	(5)	⑤		除砂設備構造物部分の撤去とありますが、水槽等地下構造物が現地調査で確認しました。地中構造物も撤去が必要なのでしょうか。必要であれば、構造・基礎図を御教示下さい。	地中構造物も撤去し処分してください。構造・基礎図については、頒布資料の3図面類「除砂設備設置工事」をご確認ください。 除砂設備の基礎杭は、別紙4(5)④のオイルタンク室と同じ取り扱いとします。	株式会社市川環境エンジニアリング

業務要求水準書に対する質問・回答

N0	頁	章	項	番	記	質 問	回 答	質問提出者
114	29	別紙5				脱水後含水率の計測については、計測方法は任意で、測定頻度は1回/日以上とあります。脱水後の含水率65%以下の確認は上記の計測結果で判断するのでしょうか。もしくは別の測定方法で別途確認するのでしょうか。	発生土含水率65%以下は施設の性能を要求しているもので維持管理・運営業務における脱水後の発生土の含水率は任意です。別紙5の16「脱水後含水率」は、維持管理・運転業務における発生土含水率を確認するためのものです。	富士電機システムズ株式会社
115	29 30	別紙 5,6				汚泥等の計測項目の中で、計測方法に自動計測と任意とあり、測定方法が任意となっている排水排泥池水位・汚泥濃度等は、別紙6では信号受渡項目となっております。任意について具体的に御説明願います。	浄水場へ信号を受け渡す項目については全て自動計測としていただきますのでご確認ください。	富士電機システムズ株式会社
116	30	別紙 6	1	(1)		県水道局が計測してる事業者に受渡す信号の中に原水濁度が含まれていませんが、排水処理施設を効率的に運転するうえで必要な情報となりますので追加願います。なお、原水濁度の平均240度の際には・・・事業者と協議のうえ認める事が出来る為、原水濁度情報は必ず必要な情報となります。	県水道局が計測して事業者に受け渡す信号に原水濁度を追加します。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
117	31	別図1				新施設整備は新施設設区域内に限られるのでしょうか。あるいは新施設を既存施設区域に一部掛かって計画してもよろしいのでしょうか。	新施設（管路を除く）は、新施設設区域内に整備してください。	電源開発株式会社
118	31	別図1				7月21日に頒布させました関係資料にて事業用地の測量値がありますが、1次濃縮槽の東側の測量点のX=-2773.077,Y=5490.796の値が異なると思います。正しい測量値をご教示下さい。	X:-27773.074,Y=5521.767に訂正致します。	日立プラント建設株式会社
119	33	別図3				事業用地への出入口は、栗山橋から見た正面部分1箇所を考えるとよろしいのでしょうか。	N06を参照してください。	東亜建設工業株式会社



**(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業
落札者決定基準に対する質問・回答**

平成16年8月27日
千葉県水道局

- ・平成16年7月6日に公表した落札者決定基準に対する
質問及びその回答を公表します。

落札者決定基準に対する質問・回答

NO	頁	章	項	番	記	質 問	回 答	質問提出者
1	2	III				「参加資格要件を満たしていない者は入札に参加できない」とありますが、確認資料から明らかに参加資格要件を満たしていないことが判断できる場合は当然のものと考えます。しかし、工事実績・経歴等の確認資料は、内容・読込方について双方の考え方に違いが生じる場合が考えられます。そのような場合は、貴県より確認の連絡を頂き、当方からの説明・資料追加の場を与えて頂けるということによろしいでしょうか。	参加表明及び資格確認に関する質問・回答の整理番号48を御参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
2	4	IV	2	(3)	ア	(ア) cでは設備整備業企業は共通要件として平成6年以降1万m ³ 以上の実績を有するとありますが、設計、土木、建築、機械器具設置、電気いずれも該当するとの解釈でよろしいでしょうか。	参加表明及び資格確認に関する質問・回答の整理番号10を御参照ください。	株式会社市川環境エンジニアリング
3	5	IV	2	(3)	ア	(ア) dの技術者も1万m ³ 以上の実績を有する者の専任を、土木、建築、電気いずれも該当するとの解釈でよろしいでしょうか。	参加表明及び資格確認に関する質問・回答の整理番号11を御参照ください。	株式会社市川環境エンジニアリング
4	6	V	2	(2)	ウ	付保を条件としている保険は第三者賠償保険のみでよろしいでしょうか。	事業契約書（案）の別紙3に記載の第三者賠償保険への加入は必須です。火災保険、建設工事保険への加入は事業者の提案によります。	想定質問
5	7	V	2	(5)		代替信用補完措置とは、どのような書面を用意すればよろしいのでしょうか、例えば、金融機関や保険会社の証明書または自社表明書等、代替信用補完措置が必要な要件は単独決算若しくは連結決算のどちらでしょうか。また、2期連続のマイナスがある場合とは直近の2期でしょうか過去に2期連続の場合を指しているのでしょうかご教示願います。	代替信用補完措置としては、評価基準を満たしている構成員、預金保険法第2条第1項に規定する金融機関又は保険業法第2条第2項に規定する保険会社が、評価基準を満たしていない構成員の履行を保証する保証書（様式自由）を付してください。 また、代替信用保管措置を必要とする要件は、単独決算で確認を行います。 資金確保及び信用力の項目における2期連続及び3期連続は、それぞれ直近の2期連続及び直近の3期連続のことを指します。	株式会社荏原製作所 東関東支店
6	8	V	3	(2)		各中項目の評価は何段階に分かれるのでしょうか。	中項目は段階評価を行いません。中項目の配点内で小項目毎の加点により採点を行います。	株式会社荏原製作所 東関東支店
7	8	V	3	(2)		地域経済への貢献（雇用の創出や地元金融機関、企業との取引増加）などは評価の対象とはならないのでしょうか。	評価対象となりません。	株式会社荏原製作所 東関東支店
8	9	VI				「くじ引き」と記述されていますが、入札参加者が立会うことになりますか。	入札参加者がくじを引くことになります。ただし、入札参加者が立会わない場合は、入札事務に関係のない県水道局職員がくじを引くことになります。	株式会社日立製作所
9	3	IV	1	(3)		参加表明書等を提出した後は、・・・また、代表企業を除く構成員及び協力企業の変更も原則として認めないものとする。とありますが、変更が認められるケースをご教示願います。	参加表明及び資格確認に関する質問・回答の整理番号4を御参照ください。	三菱重工業株式会社

**(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業
事業契約書（案）（平成16年7月6日公表版）
に対する質問・回答**

**平成16年8月27日
千葉県水道局**

- ・平成16年7月6日に公表した事業契約書（案）に対する質問及びその回答を公表します。
- ・平成16年7月6日に公表した事業契約書（案）について、No2、No3、No18、No36、No61、No72の回答のとおり訂正をします。

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
1	6	1	12		「・・・本件事業の開始時点で・・・」という表現ですが、(13)1行目の「・・・本契約締結時点で・・・」と同義と解釈して宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。	富士電機システムズ株式会社
2	6	1	13		「既存施設」の定義に「並びに要求水準書に示す事業用地内の管路及び受電設備」とありますが、「既存受電設備」は事業用地の外にあり、かつ事業者が行う全体施設の維持管理業務の対象には含まれないと理解いたします。そのため、「受電施設」は「既存施設」から除外していただけないでしょうか。	検討の結果、「受電設備」を「既存施設」から除外するように訂正します。	電源開発株式会社
3	5	1	30		「消費税相当額」の定義が”割賦元本部分に係るもの”と解釈できますが、事業契約書全般にわたって前記意味合いではなく単に5%相当額として使われているようです。定義の変更をお願いいたします。	検討の結果、「消費税相当額」の定義を「消費税及び地方消費税相当額」と訂正します。	ダイヤモンドリース株式会社
4	7	1	55		不可抗力の具体的内容は、当該事象発生の都度、客観的に判断するとのご回答が既に出されておりますが、例えば「落雷による長時間の送電停止」などの場合は不可抗力と考えられると了解して宜しいでしょうか。	不可抗力については、事業期間中において発生した都度、発生の状況や因果関係等を確認した上で判断いたします。現段階で、個別具体の例についてご回答することはできません。	三菱商事株式会社
5	9	4	3		事業者は本件事業を『本契約、入札説明書等及び提案書に従って』遂行しなければならない。とありますがこれらの書類の優先順位はどうなりますでしょうか。	優先順位は、本契約、入札説明書等、提案書の順とします。ただし、提案書において提案された業務の水準が入札説明書等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、提案書が入札説明書等に優先するものとします。	三菱商事株式会社
6	10	6	1		本件事業の実施に係る一切の費用は、本契約で特段の規定がある場合を除きすべて事業者が負担する。また、・・・・・・とありますが、本契約で特段の規定とは何をさすのかご教示願います。	本契約の実施に係る一切の費用は基本的には事業者が負担し、例外的に県水道局が負担する場合があることを明記している規定のことを指します。	三菱重工業株式会社
7	10	8	1		本契約上の義務を履行する・・・・・・ただし、千葉県が取得・維持すべき許認可及び千葉県が提出すべき届出はこの限りではない。とありますが、千葉県が取得・維持すべき許認可及び千葉県が提出すべき届出を具体的に教示下さい。	県水道局は河川法第55条の許可申請を行う予定です。	三菱重工業株式会社
8	10	8	1		もし事業用地の土壤汚染に関する許認可又は届出が必要となった場合は、千葉県が取得・維持すべき許認可又は千葉県が提出すべき届出と了解して宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。	三菱商事株式会社
9	10	8	2		事業者は許認可等の申請に際して、千葉県に事前説明及び事後報告を行なうとありますが、許認可のものが無いか確認する為と了解して宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。	三菱商事株式会社
10	10	9	1		事業者は、本件事業に伴い・・・・・・千葉県は、合理的な範囲においてこれに費用負担以外の協力をするものとする。とありますが、入札前には工事用地の電力、上下水道、ガス、電話等のインフラ状況をご教示下さい。	上水は県水道局が（仮称）江戸川浄水場から供給します。ガス管は栗山浄水場付近まで敷設されています。下水道は事業用地付近には敷設されていません。電力は、現在の排水処理施設は矢切変電所から受電しています。	三菱重工業株式会社

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
11	10	9	1		事業者は、本件事業に伴い・・・千葉県は、合理的な範囲においてこれに費用負担以外の協力をするものとする。とありますが、費用負担以外の合理的な範囲について具体的にご教示願います。	これは事業者の要請に応じて適宜、千葉県も協力する旨を規定したものであり、NO10の回答にある協力等が想定されます。	三菱重工業株式会社
12	10	10			事業者が全体工事工程表を変更する場合、工程表を千葉県に再提出し協議を行なうとありますが、変更を認めない或いは再修正の指示がされる可能性はありますでしょうか。	工程の変更内容に合理性が認められない場合は、承認しない、或いは再修正を依頼するということも想定されます。	三菱商事株式会社
13	11	11	1～2		1.千葉県は、入札説明書等にその結果が添付された測量又は地質調査その他の調査に誤りがあった場合は、・・・負担するものとする。2.事業者は、必要に応じて、新施設の整備のための測量又は地質調査・・・及び調査を行わなかったことに起因する増加費用を負担するものとする。とありますが、入札説明書等に掲載された測量・地質調査結果のみで建設請負工事が完工できるという理解してよろしいでしょうか。また、「調査に誤りがあった場合」とは、千葉県が実施した測量又は地質調査その他の調査の結果から合理的に推定できないような土質、地下埋設物等の問題が発見された場合も含むと考えてよろしいでしょうか。	県水道局は、地質調査結果としてボーリングデータを提供しています。事業者は、地質断面を予測するため、県水道局が提供したボーリングデータだけでは十分ではないと判断する場合、必要に応じて自らの責任と費用により調査を行ってください。 「調査に誤りがあった場合」とは、県水道局が提供したボーリングデータと事業者が実施した調査等結果に著しい差異があった場合であり、事業者が予測できなかった土質は含まれません。なお、地中障害物については事業契約書（案）27条をご参照ください。	三菱重工業株式会社
14	11	13	2		千葉県は、設計の内容及び進捗状況に関して、適宜事業者に対して説明を求め、協議を行うことができる。とありますが、説明・協議とは具体的にどのようなことを想定されているかご教示願います。	設計内容や進捗状況に関する説明や、作業段階における疑問・課題・問題点等に関する協議などを想定しております。	三菱重工業株式会社
15	12	14	3		事業者は、・・・ただし、事業者が千葉県の通知の内容に意見を述べ、千葉県がその意見を合理的と認めた場合は、この限りではない。とありますが、千葉県が合理的と認めた場合の修正・変更に費用が発生した場合は、負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	三菱重工業株式会社
16	12	15			事業者が、合理的な理由がある場合、建設期間中における確認後の設計図書の変更を求める事は可能でしょうか。	やむをえない事情がある場合については、事業者が設計図書の変更を求めることも想定されます。	三菱商事株式会社
17	13	15	3		不可抗力に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、・・・控除する。と記載されておりますが、保険、保証で全額カバーできない金額は千葉県の負担と理解してよろしいでしょうか。	保険、保証、補償金等でカバーできない金額については、別紙5に従って、1%までは事業者、それ以上の部分については千葉県が負担するものとします。	三菱重工業株式会社
18	14	18	2		条文中の、「全体工事工程表に定められた日程に従って」と「全体工事工程表に記載された日程に従って」は主旨が同じと思われます。	「全体工事工程表に記載された日程に従って」の文言を削除するよう訂正します。	株式会社日立製作所
19	14	19	1		工事監理者は常駐でしょうか？	建築基準法の規定に従い、工事監理者を定めてください。常駐の必要はありません。	電源開発株式会社

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
20	15	21	3		事業者は、自己の責任と費用において、・・・・・・これに限られない。以下「近隣対策」を実施する。とありますが、建設に伴う近隣対策については、入札前に千葉県殿から具体的にどのような項目が含まれるか御説明いただけるものと理解してよろしいでしょうか。また、その千葉県殿の御説明から合理的に想定できる範囲を超えた近隣対策については、千葉県殿において実施いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	近隣対策の具体的な項目を示すことは想定しておりません。事業者は合理的に要求される近隣対策を実施してください。	三菱重工業株式会社
21	15	21	3		事業者は、自己の責任と費用において、・・・・・・これに限られない。以下「近隣対策」を実施する。とありますが、本件施設の建設を含む事業計画そのものに対する住民の反対に対する対応は近隣対策の対象外と理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	三菱重工業株式会社
22	15	23	4		事業者は、建設期間中、事業者が実施する新設施設の検査又は試験のうち性能に及ぼす影響・・・・・・千葉県が負担する。とありますが、実施する検査及び試験の7日以前までに報告すればよろしいでしょうか。	当該検査又は試験を実施する14日前までに通知してください。	三菱重工業株式会社
23	17	26	2,3		2.新設施設の設計及び建設にともない・・・・・・事業者がこれを負担するものとする。3.事業者は・・・・・・事業者は、その保険証券の写しを千葉県に提出する。とありますが、「建設工事において通常避けることができない理由」とは、それにより第三者に生じさせた損害が第三者賠償責任保険により補填されるような事由と考えてよいのか。また、これ以外の理由でかつ事業者の責に帰すべき事由以外の事由により第三者に損害が生じた場合には、その損害は千葉県が負担すると解釈してよいのか。	前段については、必ずしも保険でカバーされる範囲に限らず、事業者の負担となります。後段については、ご指摘のケースについても事業者の負担となります。	三菱重工業株式会社
24	19	30	4		完成検査及等の方法について千葉県との協議は、完成前に行なわれる予定と了解して宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。	三菱商事株式会社
25	19	30	5		「含水率を○%以下（事業者の提案による含水率）にできる能力」とあります。一方、事業契約書（案）（4月23日公表版）に対する意見回答No. 138では「栗山浄水場分は、現実の汚泥を使って試運転時を行ってください」と記載されています。江戸川浄水場分については、過去の実験結果をもとにしたデータにより完成検査を受けるものと考えて宜しいでしょうか。	完成検査及び試運転の方法は県水道局と事業者が協議して定めますが、（仮称）江戸川浄水場分の汚泥は現実の汚泥を用います。	富士電機システムズ株式会社
26	19	30			完成検査時及び試運転時には江戸川浄水場からの高濃度汚泥は入ってくると考えてよろしいでしょうか。	NO25をご参照ください。	月島機械株式会社

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
27	19	30	5		「（仮称）江戸川浄水場の現実の汚泥で含水率を○%以下（事業者の提案による含水率）にできる能力があるか」とあります。業務要求水準書では含水率65%以下と記載されていますが、施設の能力は65%を目安として、最終的には事業者の提案による含水率を基準とすると考えて宜しいのでしょうか。	「○%」には、事業者の提案による含水率が記載されることになりますが、業務要求水準書に記載された「65」以下の数値である必要があります。	富士電機システムズ株式会社
28	19 62	30			業務要求水準書P5では「含水率65%以下」とありますが、契約約款（案）では「含水率○%以下（事業者の提案による含水率）」と記載されています。どのように解釈すれば宜しいでしょうか。	NO27をご参照ください。	月島機械株式会社
29	19	30			完成検査時及び試運転時における汚泥は高濃度汚泥が少なくと考えます。その場合は、脱水後の脱水ケーキの含水率が65%を越える可能性があります。そういった場合、県水道局殿はどのように評価をされるのでしょうか。	完成検査及び試運転の方法は県水道局と事業者が協議して定めますが、県水道局は新設施設が発生土の含水率を65%以下とすることが可能な能力を有しているかを確認することになります。	月島機械株式会社
30	19	31	1		廃掃法14条、15条の許可取得が事業者課に課されておりますが、本件はBTO取引であり施設の設置者は千葉県と理解されますので、事業者が許可を取得する必要はないのではないのでしょうか。 また、同様の理由から脱水ケーキの運搬・処分業者との契約は千葉県と当該業者間でなされるのが適切ではないのでしょうか。 （事業者は対価支払業務、マニフェスト発行業務などを県から受託するというイメージになるのではないのでしょうか。）	産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置許可はSPCが取得し、事業期間中はSPCが施設の設置者となります。また、発生土の運搬及び再生利用業者との契約は、SPCと当該業者の契約となります。（県担当課と協議済）	ダイヤモンドリース株式会社
31	20	33	2		「千葉県は本件事業．．．について何ら責任を負担するものではない」と規定しています。しかし、本条は「完工確認通知書」に関するものであり、工事の完成に関するもので本件事業全部についてではないはずです。従って、ここは「本件事業」ではなく「本件新設施設の建設工事」とすべきではないのでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとし、変更いたしません。	株式会社荏原製作所 東関東支店
32	20	34			所有権の移転（施設の引渡）に関する質問ですが、契約書（案）意見回答P5No34によりますと事業者が所有権移転登記をするように読み取れますが、実際には県名義で所有権保存登記を行えば登録免許税も非課税となりコストを抑えることができます。この対応でよろしいのでしょうか。	県水道局としては、必ずしも事業者名義による登記は特に求めませんが、事業者が必要と考える場合は、所有権保存登記、所有権移転登記等の登記に必要な書類の作成は事業者の費用で行ってください。	ダイヤモンドリース株式会社
33	20	35	1		「千葉県は、．．．又は修補に代え若しくは修補とともに合理的な損害の賠償を請求することができる」とありますが、合理的な損害とは具体的に何か御回答ください。	合理的な損害の範囲については、事業期間中において発生した都度、発生の状況や因果関係等を確認した上で判断いたします。現段階で、個別具体の例についてご回答することはできません。	三菱重工業株式会社

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
34	21	35	3		第3項は「工事請負人等をして、…保証させるべく、必要な措置をとる」と規定しています。しかし、第20条第5項ですでに、事業者は工事請負人等に帰責事由がある行為について責めを負うと規定しています。従って、この第35条第3項は屋上屋を重ねることになるように思えます。従って、本第3項を削除して頂きたいをお願いします。	第20条第5項は、事業者の一般的責任を規定したのですが、第35条第3項は、特に瑕疵担保責任については特に工事請負人等による保証が必要として定めたものであります。内容として重複はありませんので、削除はいたしません。	株式会社荏原製作所 東関東支店
35	21	37			「既存脱水設備等の撤去等」の「撤去等」の「等」の内容を示していただけないでしょうか。 「撤去等」には、既存脱水設備撤去の後、既存脱水機棟内に再生利用施設を建設することも含まれ、これについても第41条が適用されると考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案により、既存脱水設備撤去の後、既存脱水機棟内に再生利用施設を建設する場合は、「撤去等」に「再生利用施設の建設」が含まれ、第41条が適用されます。この場合の「再生利用施設の建設費」は事業契約書（案）別紙9の表A-4のI③「既存の脱水設備等の撤去費」に含まれます。	電源開発株式会社
36	21	38	2		これは最長2年間の撤去更新工事が想定されます質問回答79及び第18条第2項と同様に工事工程表から週間工程表の削除をお願いいたします。当然週間工程表は場内等に掲示は行ないます。	第38条2項の「週間工程表」を削除するよう訂正します。	株式会社荏原製作所 東関東支店
37	21	38	2		第18条第2項の修正に準じて、「詳細な工事工程表（月間工程表及び週間工程表）を作成し千葉県に提出する。」を「詳細な月間工程表を作成し千葉県に提出する。」に修正頂けないでしょうか。	NO36をご参照ください。	電源開発株式会社
38	22	39			脱水機設備等の撤去に関して、貴県によって確認され、確認通知書が交付されれば、これに係るサービス購入料の支払いは、平成20年9月より以前から開始されますか。	脱水機設備等の撤去費にかかる対価を平成20年9月以前に支払い開始することは想定しておりません。	株式会社日立製作所
39	23	42	1		維持管理・運営業務を行なう基となる書類が記載されておりますが、これらの優先順位はどうなりますでしょうか。	優先順位は、本契約、入札説明書等、提案書の順とします。ただし、提案書において提案された業務の水準が入札説明書等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、提案書が入札説明書等に優先するものとします。	三菱商事株式会社
40	23	43	8		維持管理・運営仕様書の変更により生じた維持管理・運営費用の増減をサービス購入料に反映させる場合の計算方法はどうなりますでしょうか。同額を減少・増加するとの了解でよろしいでしょうか。	減額は電力費等の低下する費用を反映させ、増額は合意した仕様概要書の水準を超える仕様変更を求めた場合に、反映させます。	三菱商事株式会社
41	24	43	9		『事業者は、後期の開始予定日の30日前までに…維持管理・運営仕様書（後期分）を作成し、千葉県に提出し、確認を受けるものとする』と記載されていますが、第46条4項『千葉県は、180日前に事業者に通知する…』考え方で、180日前に後期の開始予定日は通知されるという理解で宜しいでしょうか。 （例えば120日前に通知された場合は、維持管理・運営仕様書の提出期限は30日前より遅くなるということで宜しいでしょうか。）	後期の開始日が変更された際の維持管理・運営仕様書の提出期限については、そのことが決定された時点において検討し、定めることといたします。（場合によっては、ご指摘のように30日前より遅くなることも想定されます。）	株式会社荏原製作所 東関東支店

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
42	24	45	4		廃棄物管理票の写しを事業期間中保管することは廃掃法施行規則第八条の二十八では5年間です。本施設は廃掃法の業許可を有する施設である以上、法律・条令と事業契約書間での整合を計り健全な事業運営を行なえるご配慮をお願いします。	廃棄物管理票の写しは、事業期間中保管してください。	株式会社荏原製作所 東関東支店
43	25	46	2		前期の維持管理・運営開始予定日までに全体施設の維持管理・運営を開始できなかった場合の増加費用・損害の負担について、事業者の責めに帰すべき事由により遅延した場合、事業者は遅延した日数に応じ、本件建設工事費等相当額につき年8.25%の割合で計算した違約金を千葉県に支払うとあります。一方、千葉県の責めに帰すべき事由により遅延した場合の違約金の規定がなく、事業者に不利益となると思われます。事業者・千葉県のどちらの責めに帰すべき場合であっても、違約金の規定を同じにしてください。	事業契約書（案）のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 石垣
44	26	48	4		「②既存施設の主体構造部であるコンクリート部分に起因して、その修繕又は更新が必要となったときは、これにより事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は千葉県が負担する」とありますが、これは、既存施設（既存土木構造物、既存建築構造物、既存外溝施設）のコンクリート部分の修繕又は更新は、事業者の業務範囲外ということでしょうか。	事業者は、全体施設の維持管理、修繕を行う必要がありますので、既存施設の主体構造部であるコンクリート部分についても、通常要求される範囲の修繕は事業者の費用で行う必要があります。既存施設の主体構造部であるコンクリート部分の欠陥に起因して、大規模な修繕又は更新が必要となったときは、これにより事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は千葉県が負担します。なお、「既存の外溝施設」は、既存施設の主体構造部であるコンクリート部分には含まれませんので、修繕又は更新が必要となった場合は事業者の負担となります。	戸田建設株式会社 千葉支店
45	26	48	4		5行目の但し書きの中に不可抗力の場合の取り扱いについても記述すべきと考えます。	第75条の規定は本項にも適用されますので、修正はいたしません。	富士電機システムズ株式会社
46	27	51			事業者が受入れる汚泥の成分について質問があります。重金属混入の場合には、事業契約書（案）意見回答No240より県に増加費用を負担いただけることとなっておりますが、同様に土壤汚染防止法に規定されている特定有害物質（カドミウムなど25種）についても混入の場合には県に増加費用をご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。また、以前サンプリングさせていただきました汚泥には塩素分が3,000ppm程度含まれておりましたが、塩素分が1,000ppmを超える場合には、再生利用が困難（あるいは処理コストが大幅にアップ）となりますので、協議扱いとしていただけないでしょうか。	原水への重金属の混入など事業者の責めに帰すべき事由以外で発生土に重金属が混入し再生利用が不可能となった場合は、協議により最終処分場への埋立てを認めることがあります。この場合の再生利用業務費の増加費用分は県水道局が負担します。前段のご指摘の件については、個別具体的な状況ごとに判断することになります。また、汚泥の塩素分については、特段の扱いはいたしません。	ダイヤモンドリース株式会社

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
47	27	51	1		事業者は、脱水処理により発生する発生土について、千葉県が承諾した場合を除き、すでて再生利用しなければならない。とありますが、重金属混入の場合には、事業契約書（案）意見回答No240より県に増加費用を負担いただけることとなっておりますが、同様に土壤汚染防止法に規定されている特定有害物質（カドミウムなど25種）についても混入の場合には県に増加費用をご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。 また、以前サンプリングさせていただきました汚泥には塩素分が3,000ppm程度含まれておりましたが、塩素分が1,000ppmを超える場合には、再生利用が困難（あるいは処理コストが大幅にアップ）となりますので、協議扱いとしていただけないでしょうか。	NO46をご参照ください。	三菱重工業株式会社
48	27	51			発生土をすべて再生利用することとありますが、去る平成16年2月23日ご提供頂きました浄水場発生土の成分分析を行いました結果、脱水ケーキに含まれる総塩素量が0.36%（3600ppm）とかなり高い数値を示し、発生土再生利用の主要処理先であるセメント会社より、常時この様に高塩素濃度の発生土では引受が困難との回答を得ております。1度の検査では高塩素濃度の原因が、原水の泥分に元々含まれていたものか、或いは浄水場での処理過程で増えたものなのか特定出来ておりません。また、この現象が一時的なものかどうかとも不明であります。7月28日の汚泥ご提供により再度分析を予定致しておりますが、いずれにしろ、高塩素濃度汚泥の発生は再生利用計画に大きな障害となります。セメント工場では製品であるセメントに含まれる塩素濃度が規定されており、高塩素濃度の廃棄物処理は製品への影響ばかりでなく、原料と塩素ガスが混ざって凝固、設備内に固着し閉塞などのトラブルが発生することと敬遠の状況にあります。高塩素濃度の産業廃棄物を処理する目的でこれらトラブル回避のために装置設備をすることも可能と言うことですが、数億の設備投資が必要とのことであります。当然処理費用が跳ね上がることは必至と考えられます。つきましては、栗山浄水場排水処理場発生土が恒常的或いは特異的に高い塩素濃度を示すものなのかご存じ有ればご教示願います。また、塩素濃度が高い状況が恒常的な場合は、セメントによる再生利用処理が可能な施設は限定され、発生土の再生利用業務費が通常処理よりかなり高くなるものと考えられます。さらに、高塩素濃度状態が特異的な場合は有害物質の混入に準じる扱いと考えて頂ければと思います、水道局様のご見解ご開示願います。	県水道局は、栗山浄水場の発生土に含まれる塩素量を測定しておりません。ご希望があれば、再度、発生土を提供する機会を設けましたので、分析結果等を参考にして、再生利用方法を提案してください。	株式会社ピーエス三菱
49	27	51	1		事業者は、脱水処理により発生する発生土について、千葉県が承諾した場合を除き、すでて再生利用しなければならない。とありますが、千葉県が承諾した場合は具体的に	事業契約書（案）別紙11の3（2）ウのイ「協議に基づく最終処分場への埋立て」により認められた場合です。	三菱重工業株式会社

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
50	27	51			事業契約書（案）に対する意見回答No.240では、①の場合には再生利用単価を上回る増加費用分は県水道局殿が負担する旨ご回答頂いております。②についても置かれている環境は同じであることから、この場合にも、当初設定した再生利用単価を上回る増加費用分は県水道局殿が負担していただけると理解してよろしいでしょうか？	原水への重金属の混入など事業者の責めに帰すべき事由以外で発生土に重金属が混入し再生利用が不可能となった場合は、協議により最終処分場への埋立てを認めることがあります。この場合の再生利用業務費を上回る増加費用分は県水道局が負担します。ご指摘の②の場合については、個別具体的な状況ごとに協議を行い、決定します。	電源開発株式会社
51	27	52	1		健康診断の実施は、「・・・・・・（事業者の従業員であるか否かを問わない）・・・・・・」とありますが、定期的な修繕や法定検査などに関係する全ての者について必要でしょうか。	事業者は、水道法の規定に従い、維持管理運営業務に従事している者の健康診断を実施してください。	三菱商事株式会社
52	27	53	1,2		全体施設の維持管理・運営業務の実施に伴い通常さけることのできない騒音、・・・・・・事業者がこれを負担するものとする。とありますが、これは、「全体施設の維持・運営管理において通常避けることができない理由」とは、それにより第三者に生じさせた損害が第三者賠償責任保険により補填されるような事由と考えてよいか。また、これ以外の理由でかつ事業者の責に帰すべき事由以外の事由により第三者に損害が生じた場合には、その損害は千葉県が負担すると解釈してよいか。	前段については、必ずしも保険でカバーされる範囲に限らず、事業者の負担となります。後段については、ご指摘のケースについても事業者の負担となります。	三菱重工業株式会社
53	28	55	2		再生利用状況を記載するに足る書面を添付する業務日報を毎日作成することと速やかに閲覧させる。業務報告及び管理方法は提案として頂きたい。①再生利用書面を業務日報に添付した場合マニフェスト票の交付と写しの送付（受領）に時間差が発生する事②千葉県知事に施設の設置者は報告が義務付けられている事。廃掃法を遵守する管理方法とする事が第58条（別紙11）での再生利用トラブルを回避することに繋がります再考願います。	業務報告の具体的な方法は、維持管理・運営仕様書の内容を基に、協議により決定するものとします。	株式会社荏原製作所 東関東支店
54	30	60	2	(1)	事業者が金融機関等に対し債権譲渡等を行う場合の千葉県側の条件として”サービス購入料を減額・支払停止できる”との記載がありますが、減額・支払停止の対象となるのは”サービス購入料のうち排水処理施設整備等の費用に係る対価を除く部分”という理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	ダイヤモンドリース株式会社
55	30	62	1		本契約の期間満了に際して、千葉県に対して運転トレーニングを実施する必要はありますか。	業務の引継ぎの具体的な方法は、協議により決めるものとします。	三菱重工業株式会社
56	31	63	6		本項で規定するサービス購入料は、「・・・サービス購入料（ただし、排水処理施設整備等の費用に係る対価を除く）・・・」と考えてよろしいですか。	本項で言及しているサービス購入料には、排水処理施設整備等の費用に係る対価も含まれます。	株式会社日立製作所

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
57	31	63	2		事業契約書（案）に対する意見回答No.275において、「…事業者の責めに帰すべき事由による損傷が見られたときは、…」に記述されている損傷の程度について、現段階で示すことは出来ないとのこと回答を得ています。しかしながら、事業コストを算出する必要があることから、例えば、建物・建築物等の全面塗装工事等のように多額な費用（例えば250万円を超える場合）がかかる場合、又は長期間の工期（例えば、工期が1ヶ月を超える場合）を要する修繕が必要な場合と考えてよろしいでしょうか？	千葉県としては、事業を継続するために障害となりうる損傷について修繕していただくことを想定しております。	電源開発株式会社
58	31	63			実施方針等に関する質問及び回答（平成15年12月12日）のNo31で、既存脱水機棟内に事業者が提案により設置した機器等は事業終了の数年前に県水道局と協議の上、撤去又は継続使用の取り扱いについて取り決めるとありますが、事業契約書にこれに該当する規定がみられないようです。上記機器等についても新設施設と同様、県水道局殿に所有権が移転することから第63条が適用され、事業終了時にSPCが撤去することはないと考えてよろしいでしょうか。	既存脱水機棟内に事業者が提案により設置した機器は、事業期間終了時において事業者が撤去する必要はありません。但し、既存脱水機棟内にある第64条1項に規定する物件等については撤去又は搬出しなければなりません。	電源開発株式会社
59	32	65	1	(4)	「・・・本契約に基づく事業の継続が困難であると合理的に判断されるとき。」とありますが、千葉県の判断に基づくとの了解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	三菱商事株式会社
60	32	66	2		事業者の債務不履行により契約が解除となる場合で、新設施設の出来形部分があるとき、県殿は検査に合格した部分を買収するか、買収しないか選択する権利を有する表現となっています。この場合、事業者としては違約金として建設工事費相当額の10%を支払うことになっており、それに加えて県殿が買収しない可能性があることは事業者にとって厳しすぎる条件であると思います。また、違約金以上のペナルティがありうることは事業者がファイナンスを獲得するのを困難にするか、あるいはファイナンス組成上、金融機関がスポンサーにより厳しい負荷（県殿が買収しなかったときにスポンサーに資金負担を求める旨保証させる等）をかける可能性があり、結果として金利が上がって事業コストが高くなるのが懸念されます。よって、検査に合格した部分は必ず買収するように条件を緩和していただきたく、ご再考をお願い致します。同様の趣旨により、第67条2項も条件を緩和していただきますよう、ご再考をお願い致します。	県水道局は、施設の出来形部分を利用して建設工事を継続することが妥当と判断するとき、又は、施設の出来形部分の買収が社会通念上合理的と認められるときは、施設の出来形部分を買収受けると考えられますので、変更はいたしません。	株式会社荏原製作所 東関東支店

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
61	33	66	4		事業者の事由による新設施設引渡前の契約解除の場合、事業者に課される違約金の額が本件建設工事費等相当額をベースに計算される仕組みとなっておりますが、本件建設工事費等相当額には割賦金利相当額が含まれていますので一般のPFI案件よりも高額の違約金となっております。割賦金利を控除した本件建設工事費等相当額（＝割賦元本）をベースに計算していただけるよう要望いたします。第78条の契約保証金額、履行保証保険付保額についても同様に要望いたします。	第1条（60）の「本件建設工事費等相当額」の定義に、「割賦支払利息を除く」の文言を追加します。	ダイヤモンドリース株式会社
62	33	66	4		建設期間中の違約金ということから、違約金の根拠となる「本件建設工事費等相当額」とは、本事業契約書（案）P8の第1条（60）の「本件建設工事費等」の定義によるところの別紙9の表A－4における排水処理施設整備等の費用に係る対価のうち割賦金利相当分を除いた額ということでしょうか。	NO61をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
63	33	66	6		千葉県が第1項の事由により被った合理的な損害のうち、違約金により回復されない部分について事業者に損害賠償の請求を行なうとありますが、具体的にどのような場合が想定されますでしょうか。	具体的には想定していませんが、その可能性も全くは否定できないため、このような規定をしております。	三菱商事株式会社
64	34	67	4		千葉県が第1項の事由により被った合理的な損害のうち、違約金により回復されない部分について事業者に損害賠償の請求を行なうとありますが、具体的にどのような場合が想定されますでしょうか。	NO63をご参照ください。	三菱商事株式会社
65	35	68	4		「事業者が被った合理的な損害」については、契約終了により被った直接損害だけでなく、間接損害も含める旨を明記していただきたくお願い致します。	損害賠償の範囲は、民法416条の規定により判断されます。	株式会社荏原製作所 東関東支店
66	37	77	3		不可抗力による契約解除時において事業者側の負担額が別紙5に基づくものとなっておりますが、建設期間中においては事業者側に収入が一切ありませんので、現規定では当該負担金が丸々出資者からの持ち出しとなってしまいます。維持管理期間中においては県からの支払もあり別紙5に基づく負担もしやすいのですが、建設期間中においては全額県にご負担いただけないでしょうか。	建設期間中においても、別紙5のとおり事業者にご負担していただきます。	ダイヤモンドリース株式会社

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
67	38	78	3、4		事業者を被保険者とする履行保証保険を付保する場合、保険契約は建設請負契約に依拠します。また、建設請負契約は事業契約に依拠しますため、事業契約に先立って事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結することは困難となる場合が考えられます。従いまして、この種の保険契約に関しましては建設請負契約および保険契約の締結後（即ち事業契約後となる場合もある）遅滞無く当該保険証券の写しを千葉県殿に提出することで替えられる、と理解して宜しいでしょうか。	そのような方法でも結構です。	株式会社荏原製作所 東関東支店
68	38	78	4		「既存施設に付属する設備の更新等」および「既存の脱水設備等の撤去」は履行保証保険の対象範囲であると理解しておりますが、この工事は新設施設の工事完了後、運営期間中に行われるものであるため、保険会社から同一工事とは見なされず、事業契約締結時近辺の保険契約締結は困難とされる場合があるように考えられます。従って当該保険証券の写しを千葉県殿に提出する時期については、「原則事業契約締結時として、詳細は協議事項とする」ことは可能ですか。	原則は事業契約締結時として、詳細については協議を行います。	株式会社荏原製作所 東関東支店
69	38	78	3		「（事業者を被保険者とする履行保証保険を付保する場合・・・）」とありますが、これは、保険契約者をSPCより工事を請負う構成員または協力会社とし、工事履行保証保険を付保ということでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
70	38	78	3		「（事業者を被保険者とする履行保証保険を付保する場合・・・）」とありますが、SPCより工事を請負う構成員または協力会社が複数いて（例えばA、B、C社）、各社がそれぞれ工事請負契約に対する工事履行保証保険を付保する場合、 $(A \times 10\%) + (B \times 10\%) + (C \times 10\%)$ という付保の仕方でもよいでしょうか。 または、A社1社が代表して保険契約者となり付保するというやり方はよいでしょうか。	どちらの方法でも結構です。但し、前者の場合は、各社の負担割合の合計が100%となるようにしてください。	戸田建設株式会社 千葉支店
71	38	78	3		「（事業者を被保険者とする履行保証保険を付保する場合・・・）」とありますが、この場合、SPCより工事を請負う構成員または協力会社が保険契約者となり工事履行保証保険を付保することになります。工事履行保証保険の対象は、あくまで工事請負契約に対しての履行保証保険であります。よって、「建設工事費等相当額」とは、「建設工事費等」における「工事費」のみという理解でよろしいでしょうか。	「本件建設工事費等相当額」とは、事業契約書（案）別紙9の表A-4「排水処理施設整備等の費用に係る対価」から割賦支払利息分を除いた額であり、工事費のみではありません。	戸田建設株式会社 千葉支店
72	40	90	3		「提案書」が「入札説明書等」に優先するというのは間違いございませんでしょうか。次行以下の但し書きの内容と矛盾するものと思われます。	優先順位は、本契約、入札説明書等、事業契約書（案）に対する意見回答、提案書、実施方針の順とするよう訂正します。ただし、提案書において提案された業務の水準が入札説明書等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、提案書が入札説明書等に優先するものとします。	富士電機システムズ株式会社

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
73	40	90	3		文書間の優先順位が事業契約書（案）の「本契約、入札説明書等、提案書、……」から「本契約、提案書、入札説明書等、……」と修正になっていますが、その場合、第3項後段のただし書きは不要と判断いたしますが、いかがでしょうか。	NO72をご参照ください。	電源開発株式会社
74	40	91	1		関係者協議会の設置要綱は千葉県及び事業者が協議して定めるとありますが、設置時期、構成メンバー等、現時点で想定されていることがありましたら教えてください。	関係者協議会は、必要に応じて、協議する内容に対応したメンバーで構成することを考えています。	株式会社 石垣
75	41	別紙1			事業日程に県が実施する新施設設内の既存施設を撤去し現地盤高で整地引渡し日、事業者が建設に着工するタイミング平成18年3月31日を明記する様お願いします。	県水道局は、新施設設区域内の既存施設を撤去した後、平成18年3月31日までに現地盤高で整地し、事業者に引渡します。	株式会社荏原製作所 東関東支店
76	41	別紙1			「既存の脱水設備等の撤去」には、撤去後の再生利用施設の建設も含むものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案により、既存脱水設備撤去の後、既存脱水機棟内に再生利用施設を建設する場合は、「既存の脱水設備等の撤去」に「再生利用施設の建設」が含まれます。	電源開発株式会社
77	43	別紙3	表A-2		第三者賠償責任保険の条件として「免責事項0円」との規定がありますが、例えば以下のような変更は可能でしょうか：「免責事項を5万円以下とし、当該金額はSPC等が直接負担する」	事業契約書（案）のとおりとし、変更いたしません。	株式会社荏原製作所 東関東支店
78	43	別紙3	表A-2		第三者賠償責任保険の条件として「免責事項0円」との規定がありますが、これを変更（例えば免責5万円）の上提案した場合、応募者失格となるのでしょうか。もしくは「質に関する評価」において該当項目の配点の一部が減点となるのでしょうか。	基礎審査基準に基づき、失格といたします。	株式会社荏原製作所 東関東支店
79	45	別紙5			建設期間中の不可抗力による事業者側の負担額について、本件建設工事費等相当額をベースに計算される仕組みとなっておりますが、本件建設工事費等相当額には割賦金利相当額が含まれていますので一般のPFI案件よりも高額の負担額となっております。割賦金利を控除した本件建設工事費等相当額（＝割賦元本）をベースに計算していただけるよう要望いたします。	NO61をご参照ください。	ダイヤモンドリース株式会社
80	45	別紙5			別紙6（法令変更規定）に関しては、千葉県に生じた追加費用および損害は千葉県が全額負担することと規定されていますが、本別紙5（不可抗力規定）ではその規定がございません。当然のことかとは思いますが、別紙6と同様の規定をお願いいたします	千葉県に生じた損害は千葉県が負担することとします。	富士電機システムズ株式会社

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
81	46	別紙6			「法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担」について、「事業者が生じた追加費用及び損害を千葉県が負担する場合、1回の法令変更に係る事業者の増加費用及び損害額が1年間20万円に満たないときは、当該費用及び損害は生じなかったものとみなす」とあります。20万円の算定根拠を教えてください。また、外形標準課税の導入により生じる増加費用及び損害をすべて事業者が負担するとされていますが、原因が事業者が無いにも関わらず、事業者の負担とするのは、事業者に不利と思いますので、変更をお願い致します。	20万円という金額は、法令変更の蓋然性や事業者（SPC）の費用負担力を考慮して算定いたしました。外形標準課税の負担については、事業契約書（案）のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 石垣
82	46	別紙6			「本件事業に直接関係する法律」に関して、特に本件事業及び本件事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令とは、当該法令の制定、改定、廃止等により事業者の事業の費用に影響があるものと解釈してよいか。	個別具体の法令変更については、変更の都度、関係性を検討・判断いたします。	三菱重工業株式会社
83	48	別紙8	(2)		「…汚泥の腐敗等に起因する臭気物質が高濃度に含まれると…」とありますが、高濃度とはどの程度でしょうか？具体的にお示しください。	排水処理施設が正常に運転管理されれば、汚泥の腐敗等に起因する臭気物質が高濃度に含まれることはないと考えていますので、適切な運営管理を行ってください。	電源開発株式会社
84	49	別紙9			本件割賦料については3分割（新設分、更新分、撤去分）にてお支払いただくこととなっておりますが、それぞれの割賦元本に含める費用について質問があります。建設期間中に発生する費用のうち、特定の建設工事（新設分 or 更新分 or 撤去分）について生じたものは当該割賦元本に含めることとなりますが、各割賦元本に共通して発生したもの（例えば、SPCの設立コスト、契約締結などに係る弁護士費用、SPCの会計・税務費用など）については、最大の割賦元本となる新設分に含めることでよろしいでしょうか。	新設部分に含めてください。	ダイヤモンドリース株式会社
85	53	別紙10	1		建設期間中における物価変動については、サービス購入料の改定は行わないとあるが、不可抗力及び法令変更による場合はこの場合ではないことを確認願いたい。	排水処理施設整備等の費用に係る対価については、建設期間中における物価変動によるサービス購入料の改定は行いません。なお、物価変動自体が不可抗力と考えられますので、不可抗力による物価変動についてはサービス購入料の改定は行いません。法令変更による物価変動については、別紙6を基準に個別具体的な事例ごとに判断することになると想定されます。	三菱重工業株式会社
86	54	別紙10			公共料金の改定に基づく改定に質問No420と業務要求水準書に合わせガス料金も明記願います。	事業者が乾燥設備を提案し、乾燥設備の燃料として京葉ガス（株）からガスを調達する場合は、公共料金の改定に基づく改定を行います。	株式会社荏原製作所 東関東支店
87	54	別紙10			（2）公共料金の改定に基づく改定 ウ. 改定周期で電気料金の改定の都度見直しを行い・・・と記述されていますが、この改定には、燃料調整費の改定も含まれていると考えてよろしいでしょうか。また、電力料金改定の金額の大小には依らずしてと考えて宜しいでしょうか。	燃料費については、公共料金の改定に基づく改定ではなく、別紙10の2（1）物価変動等に基づく改定を行います。後段については、お考えのとおりです。	月島機械株式会社

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
88	54	別紙10	2	(1)	物価変動に伴い改定されるサービス購入料のうち、搬出・運搬費については以下に例示したケースなどにおいて日銀統計局の産業廃棄物処理指数に基づく改定では事業者側に多大なリスクが残ることになると思われます。 ①輸送燃料（原油等）の高騰・急騰にともなうコスト増 ②排ガス規制などにより新たな設備や機能導入を要したことの伴うコスト増 ③その他一般の輸送需要の増加にともなうコスト増（不可抗力的な事由に基づく短期的あるいは局地的な需要増など） つきましては、i）当該指数をより実態に近い指数（例えば、道路貨物輸送など）に変更していただいたうえで、ii）変更後の指数においても追いきれないような突発的な事象が発生した場合には協議に応じていただけるよう契約内容の変更をお願いできないでしょうか。	物価変動に基づく改定に用いる指標は、事業契約書（案）のとおりとし変更いたしません。なお、別紙10の2（1）イ改定方法により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、協議を行うことは可能です。	ダイヤモンドリース株式会社
89	56	別紙10	2	(3),イ	新施設の引渡し・所有権移転日が、平成19年9月30日と異なった場合でも、初回期間の対価は、基準金利の決定日として「2銀行営業日前」、支払い期間として「H19年10月～H24年9月」となりますか。	施設の引渡し・所有権移転日が異なる理由と、期間の長さにより、変更する場合があります。例えば、事業者の帰責事由で当該日が6ヶ月以上遅れるような場合には変更することも考えられます。	株式会社日立製作所
90	56	別紙10	2	(3),イ	既存施設に付属する設備の更新等が、別紙1に記載の工事期間の終期（平成21年9月30日）よりも早く完了し、貴県の完工確認通知書が交付された場合でも、支払いの開始はH21年10月からとなりますか。	入札説明書5ページの「オ 事業者の収入」のとおり、事業者の提案により「既存施設に付属する設備の更新等」の工事を1年以内に行う場合は、「既存の脱水設備等の撤去費に係る対価」と同様の支払いとします。事業者が2年以内に工事を行う提案をしたときは、工事期間の終期（平成21年9月30日）よりも早く完了し、千葉県の完工確認通知書が交付された場合でも、支払いの開始はH21年10月からとなります。	株式会社日立製作所
91	57	別紙10	2	(5),ウ	「5年に1回改定可能」とは、下記①②のどちらを意味しますか。 ①改定の間隔を5年以上とする ②H24年10月、H29年10月、H34年10月に改定する	後者の意味でご理解ください。	株式会社日立製作所
92	62	別紙11	3・(2)	ウ(4)	「ただし、再生利用市場の消失等の不可抗力にあたる場合はこの限りでない」とありますが、「この限り」とは前文全体を受けるという理解でよろしいでしょうか。具体的には、不可抗力により最終処分場への埋立てが必要となった場合には、代替措置の有無に関わらず認めていただけないでしょうか。	再生利用市場の消失等の不可抗力により再生利用が不可能となった場合は、県水道局は最終処分場への埋立てを認めることが想定されます。代替措置による対応が可能である場合は、再生利用を行ってください。	電源開発株式会社

事業契約書（案）に対する質問回答

NO	頁	条	項	号	質 問	回 答	質問提出者
93	62	別紙11	3・(2)	ウ(イ)	最終処分場への埋立ての協議回数が4回と規定されており、平成16年7月6日事業契約書に対する意見回答No.443では「毒物の混入、戦争、法改正による発生土の再生利用禁止については、4回の協議回数には含めません。」とのご回答を頂いておりますが、上記3項目以外の再生利用市場の消失等の不可抗力による最終処分場へ埋立てについても同様の扱いと考えてよろしいでしょうか。	再生利用市場の消失により再生利用が不可能となった場合は、県水道局は協議により最終処分場への埋立てを認めることがあります。この場合は4回の協議回数には含めません。その他については個別具体的な状況ごとに判断することになります。	電源開発株式会社
94	63	別紙11	3・(2)	ウ(イ)	7月6日付「事業契約書（案）に対する意見回答」のNo.341及び438にも関連した質問です。市場の「著しい縮小」と「消失」とで、事業者の増加費用・埋立費用の負担が変わってくることになります。「著しい縮小」では埋立費用は事業者負担ですが、「消失」は不可抗力であり、埋立が可能となった際の増加費用を県殿が負担するとあります。しかし、市場が「著しく縮小」し、県殿も埋立やむなしと判断される事態は、受入需要がなく実質的に「消失」ではないでしょうか。事業者にとっても市場の縮小→新規受入需要の消滅はコントロール不能であり、不可抗力と考えられます。市場の縮小による埋立費用の事業者負担についてご再考をお願い致します。	再生利用市場の消失により再生利用が不可能となった場合は、協議により最終処分場への埋立てを認めることができますが、この場合の再生利用業務に係る増加費用分は県水道局が負担します。 再生利用市場の縮小により再生利用が困難となった場合は、事業契約書（案）別紙11の3（2）ウ（イ）「協議に基づく最終処分場への埋立て」の手続きにより、最終処分場への埋立てを認めることができますが、埋立て費用は全額事業者の負担となります。	株式会社荏原製作所 東関東支店
95	63	別紙11	3・(2)	ウ(イ)	第2節で、「ただし再生利用市場の消滅等の不可抗力にあたる場合はこの限りではない。」とありますが、その場合の最終処分場への埋立てを行う場合の増加コスト・損害は別紙6の適用を受けると理解して宜しいでしょうか。再生利用市場の消滅の定義（例えば、現実に対応しうる千葉県およびその隣接都県での再生利用業者が価格要因以外で本事業の発生土の全量受入れを拒否する場合）を規定願います。	前段については、NO94をご参照ください。後段については、個別具体的な状況ごとに判断することになります。	富士電機システムズ株式会社
96	63	別紙11	3・(2)	ウ(イ)	（イ）「協議に基づく最終処分場への埋立て」の2点目で、「最終処分場への埋立ては、緊急避難としてやむを得ず埋め立てることを千葉県が認めた場合に限るもので、・・・最終処分場への埋立てを認めない。ただし、再生利用市場の消失等の不可抗力にあたる場合はこの限りではない。」とあります。再生利用市場について、日本全国が対象になると、事業者への負担が大変重くなります。関東近郊を対象として頂きたく、具体的に県名の明記をお願い致します。	再生利用市場の範囲は、経済的合理性を勘案した範囲とします。	株式会社 石垣
97	63	別紙11	3・(2)	ウ(イ)	市場の「消失」（あるいは「著しい縮小」）を判断するエリア（例えば一都三県など）をご指定いただきたい存じます。遠方で再生市場があるために埋立が認められないと経済合理性を無視した（高い物流コスト等）再生処理をせざるを得ない事態も想定されます。	NO96をご参照ください。	株式会社荏原製作所 東関東支店

(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業
基本協定書(案)に関する質問・回答

平成16年8月27日
千葉県水道局

・平成16年7月6日に公表した基本協定書(案)に関する質問・回答を公表します。

基本協定書(案)に関する質問・回答

整理 番号	頁	条	項	番	質問内容	回答	会社名
1	1	2	1		入札説明書と基本協定書の関連を明確にする上で入札説明書 ページ25”事業契約書の内容変更”で記載された以下の文章を 追記願います。「ただし、契約締結までの間に、条文の意味を 明確化するために文言の修正を行うことは可能である。」	ご指摘の内容は当然のことですので、特に明記いたしません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
2	1	1			第1条 本基本協定は、本件事業に関し、・・・・・・本件事業 に係る資金調達、及びこれらに付随し関連する一切の事項に関 する契約(以下「事業契約」という。)を締結することに向け た千葉県及び落札者の義務を定めるものとする。とあります が、「事業契約」とは①排水処理施設の整備等②排水処理施設 の維持管理及び運営と理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)のことを指します。	三菱重工業株式会社

**(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業
参加表明及び資格確認に関する質問・回答**

**平成16年8月20日
千葉県水道局**

- ・参加表明及び資格確認に関する質問・回答を公表します。
- ・入札説明書、様式集及び記述要領、落札者決定基準に関する質問のうち、参加表明及び資格確認に関連するものは、本質問回答に記載しております。
- ・質問6、7及び32は、特に重要ですので必ずお読みください。

参加表明及び資格確認に関する質問・回答

整理番号	資料名	頁	章及び様式番号	項	番	質問内容	回答	会社名
1	入札説明書	8	2	(1)	エ	応募企業・構成員は他グループの応募企業・構成員・協力企業になれないとありますが、協力企業は他グループの協力企業になることは可能との解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	株式会社市川環境エンジニアリング
2	入札説明書	8	2	(1)	イ	施設整備業務の電気工事につき、業務内容を細分化し、設計（基本、詳細）、調達、据付工事を構成員、協力企業間で分担しても問題ないでしょうか？	構成員及び協力企業で業務を分担することは可能です。	三菱重工業株式会社
3	入札説明書	8	2	(1)	ウ	「・・・構成員及び協力企業の変更も原則的に認めないものとする。」ということですが、構成員・協力企業のいずれか一社に参加表明提出後、資格要件を逸脱する事態が発生した場合は、例外的に変更が認められると理解して宜しいでしょうか。	資格要件を逸脱する事態が発生したことによる変更は認めません。	富士電機システムズ株式会社
4	入札説明書	8	2	(1)	ウ	参加表明書等を提出した後は、・・・また、代表企業を除く構成員及び協力企業の変更も原則として認めないものとする。とありますが、変更が認められるケースをご教示願います。	企業の合併、分割等の場合が考えられます。	三菱重工業株式会社
5	入札説明書	8	2	(1)	ウ	参加表明書を提出後の代表企業、構成員、協力企業の変更は原則として認めないとあります。提案書の様式5（組織・運営体制提案書）の27ページに、再委託企業を記載することになっていますが、提案書を提出後の再委託企業の変更についても認められないと考えてよろしいですか。	再委託企業の変更は認めます。	株式会社 石垣
6	入札説明書	9	2	2	(2)	参加資格要件の（オ）に税金の滞納がないこととの記載がありますが、参加表明時に当該事項を証明するための納税証明書を提出する必要があるのでしょうか。（様式1-5の注釈部分には納税証明書の添付について特段の記載がありませんが。）	納税証明書を提出する必要があります。	ダイヤモンドリース株式会社
7	入札説明書	9	2	2	(2)	前項の質問において納税証明書の添付が必要となった場合に関して、 ①法人税、消費税及び地方消費税については、「納税証明書（その3の3）」（未納がないことの証明）を提出すればよろしいでしょうか？ ②法人事業税、法人県民税については、千葉県に支店等がある企業の場合には千葉県の納税証明書、千葉県に支店等のない企業の場合には本店所在地の納税証明書を提出すればよろしいでしょうか？	①法人税、消費税及び地方消費税については、「納税証明書（その3の3）」（未納がないことの証明）を提出してください。 ②法人事業税及び法人県民税については、千葉県に支店等がある企業の場合には千葉県の納税証明書、千葉県に支店等のない企業の場合には本店所在地の都道府県の納税証明書を提出してください。	ダイヤモンドリース株式会社
8	入札説明書	9	2	2	(2) ア (カ)	本件事業のアドバイザリー業務に関与した企業・事務所の本件アドバイザー業務担当者が他の会社・事務所に移籍した場合には、移籍先の会社・事務所の扱いはどうなりますか？	移籍先の会社・事務所も本件事業のアドバイザー業務に関与した者に含みます。	想定質問

整理 番号	資料名	頁	章及び 様式番号	項	番	質問内容	回答	会社名
9	入札説明書	9	2	2	(2)	各業務をJV形式（業務受託企業が連帯して責任を負う形式）で受託することは可能でしょうか。 また、可能とした場合、各業務を行う者に求められている資格要件はJVを構成する企業のうち最低1社が満たせばよろしいでしょうか。	JVを構成する各企業の業務分担が明確であり、JVを構成する各企業が連帯して責任を負う契約形態のものであれば、JV形式でPFI事業者から業務を受託することも認められます。 この場合、JVを構成する各企業が、それぞれ資格要件を満たしている必要があります。	ダイヤモンドリース株式会社
10	入札説明書	9	2	(2)	ウ	(ア) a (c) では設備整備業企業は共通要件として平成6年以降1万m ³ 以上の実績を有するとありますが、設計、土木、建築、機械器具設置、電気いずれも該当するとの解釈でよろしいでしょうか。	土木工事、建築工事、機械器具設置工事、電気工事のいずれも該当しますが、設計業務については該当しません。 様式集の様式1-6-1の設計業務実績欄は、記入を要しないこととします。（質問32を御参照ください。）	株式会社市川環境エンジニアリング
11	入札説明書	9	2	(2)	ウ	(ア) a (d) の技術者も1万m ³ 以上の実績を有する者の専任を、土木、建築、電気いずれも該当するとの解釈でよろしいでしょうか。	土木工事、建築工事、電気工事の他に機械器具設置工事も1万立方メートル以上の実績を有する者の専任が必要です。	株式会社市川環境エンジニアリング
12	入札説明書	9	2	(2)	ウ (ア) a (c)	上下水道又は工業用水道の日量1万立方メートル以上の主要な各施設の整備の実績を有すとありますが、施設規模としてですか、それとも1回の施工規模としてですか。	施設規模です。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
13	入札説明書	10	2	(2)	ウ (ア) a (d)	各施設整備業務に係る主任技術者、監理技術者は、現場に常駐する必要がありますか？	常駐してください。	電源開発株式会社
14	入札説明書	9 10				施設整備の各業務間リスクの回避のため、複数の企業が共同企業体（JV）を結成して、「設計業務・土木工事・建築工事・機械器具設置工事・電気工事の施設整備業務」をSPCから一括受注して、実施することは可能でしょうか。（各業務並びに工事に要求される資格要件については、いずれかのJV構成員が満たしているという前提です。）	質問9を御参照ください。	電源開発株式会社
15	入札説明書	9 10				複数の企業がJVを結成して、「土木工事・建築工事」をSPCから受注して実施することは可能でしょうか。（土木工事、建築工事に要求される資格要件については、JV代表者が満たしているという前提です。）	質問9を御参照ください。	電源開発株式会社
16	入札説明書	9 10				「ウ 各業務を行う者の参加資格要件」は、応募企業、構成員及び協力企業に適用されるもので、再委託企業については適用されないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	電源開発株式会社
17	入札説明書	10	2	(2)	ウ	業務要求水準書2頁では撤去・処分業務が整備等業務となっていますが、撤去業務を新施設建設企業とは別企業が直接請け負う場合、その撤去担当企業は土木工事の総合評点920点以上の要件をはじめとした共通要件は不要との解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	株式会社市川環境エンジニアリング

整理 番号	資料名	頁	章及び 様式番号	項	番	質問内容	回答	会社名
18	入札説明書	10	(ア)	a	(d)	「設計業務を除く各施設整備業務に係る主任技術者又は監理技術者は、上記（c）に規定する工事の実績がある者を専任で配置」とありますが、（c）に規定する工事に工事係員として従事した者を、今回の主任技術者又は監理技術者として専任配置しても良いという解釈でよろしいでしょうか。	主任技術者又は監理技術者として従事した施工実績が必要です。工事係員での従事の場合の施工実績は認められません。	戸田建設株式会社 千葉支店
19	入札説明書	10	(ア)	c、d	c	c 土木工事、d 建築工事に専任配置する監理技術者は兼務（同一人）で良いでしょうか。	監理技術者の兼務は認めません。	戸田建設株式会社 千葉支店
20	入札説明書	10	2	2	(2)	機械器具設置工事の参加資格要件として、監理技術者は1級管工事施工管理技士の資格を有する必要ありませんか。	必要ありません。	日立プラント建設株式会社
21	入札説明書	11	2	(2)	ウ	(2)の（イ）のbで維持管理の資格要件として、土木の方では、日量1万立方メートルと記載してあるが、維持管理の方は、そのような条件はあるのですか。ただ記載通りの運転管理の実績があればよいのですか。	施設規模は問いません。	特産エンジニアリング株式会社
22	入札説明書	11	2	(2)	ウ	（イ）b 上下水・工業用水道の運転管理実績は、J V或は下請の形態でもよろしいでしょうか。	保守管理業務全体又は排水処理業務及び上澄水返送業務全体を単独で担当している場合のみ実績として認められます。	株式会社市川環境エンジニアリング
23	入札説明書	11	2	(2)	ウ（イ）	入札参加資格の確認で、維持管理部門の場合は、実績をどのように明確化すればよいのですか。	契約書の写し、業務完了検査結果通知書の写し、仕様書等で運転管理業務実績が確認できるものを提出してください。	特産エンジニアリング株式会社
24	入札説明書	11	2	(2)	ウ（イ）	維持管理の実績で、J Vの実績も大丈夫なのですか。	質問22を御参照ください。	特産エンジニアリング株式会社
25	入札説明書	24	5	(1)		落札者が基本協定締結後に千葉県の指名停止措置を受けた場合には、事業契約はどうなりますか。	事業契約を締結する予定です。	想定質問
26	様式集及び 記述要領	ii	1	(1)	カ	設計実績で基準施設規模を上回っていることを証する書類。とありますが、具体的にご教示願います。	質問10、32を御参照ください。	三菱重工業株式会社
27	様式集及び 記述要領	ii	1	(1)	カ	設計実績で基準施設規模を上回っていることを証する書類。とありますが、主要な各施設の整備を、元請として施工した実績を有していれば設計実績ありと理解してよろしいでしょうか。	質問10、32を御参照ください。	三菱重工業株式会社
28	様式集及び 記述要領	2				千葉県に入札参加資格申請の際、使用印を登録してある場合、押印は使用印を押印でよろしいでしょうか。	よろしいです。	株式会社市川環境エンジニアリング
29	様式集及び 記述要領	3				千葉県に入札参加資格申請の際、使用印を登録してある場合、押印は使用印を押印でよろしいでしょうか。	よろしいです。	株式会社市川環境エンジニアリング

整理 番号	資料名	頁	章及び 様式番号	項	番	質問内容	回答	会社名
30	様式集及び 記述要領	5				千葉県に入札参加資格申請の際、使用印を登録してある場合、押印は使用印を押印でよろしいでしょうか。	よろしいです。	株式会社市川環境エンジニアリング
31	様式集及び 記述要領	6				千葉県に入札参加資格申請の際、使用印を登録してある場合、押印は使用印を押印でよろしいでしょうか。	よろしいです。	株式会社市川環境エンジニアリング
32	様式集及び 記述要領	7	様式1- 6-1			入札参加要件の共通事項では上下水道等の規模及び主要な施設整備を平成6年以降施工実績を有すると規定しています。また、設計業務では一級建築事務所登録のみが表記され、様式1-6-1では設計業務実績を添付するようになっていますが、従来公共工事での機械器具設備工事での発注形態は性能発注です。よって、設計業務は施工企業の担当範囲と解され設計・施工を含めた受注実績としていた関係から設計・施工実績を設計実績と読み替えた解釈で業務実績を報告することは可能でしょうか、ご教示願います。ただし、可能な場合でも委託契約書等の資料は添付できません。	入札説明書10ページbの設計業務を行う企業の資格要件は排水処理施設全体の設計を行う企業についてのものであり、機械器具設置工事等各業務の設計を行う企業には適用しません。様式集の様式1-6-1は、施設全体の設計を行う企業について記入するものとし、各業務の設計を行う企業について記入する必要はありません。 なお設計業務については、入札説明書9ページウ(ア)a(c)の要件は必要ありません。 様式集の様式1-6-1の設計業務実績欄は記入を要しないこととし、設計業務実績を証する資料の添付も不要とします。	株式会社 住原製作所 東関東支店
33	様式集及び 記述要領	7	様式1-6- 1			設計業務実績とは通常コンサルが請負、基本設計(土木建築設計)の実績を有する必要がありますか。一級建築事務所の登録通知書の写しを添付できる場合、工事請負後の特記仕様書等に基づいて主要機器の設計、製作業務が記載されている資料を添付できる場合、本設計業務実績範囲と理解しておりますが、よろしいでしょうか。	質問32を御参照ください。	三菱重工業株式会社
34	様式集及び 記述要領	7				設計業務を行う企業の参加資格要件一覧・建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録状況※入札参加資格審査結果通知書の写しを添付ください。とありますが、入札参加資格審査結果通知書を具体的にご教示ください。	千葉県の入札参加資格審査申請に対して、資格審査の結果を事業者に通知したものです。	三菱重工業株式会社
35	様式集及び 記述要領	7				設計業務を行う企業の参加資格要件一覧・設計業務実績※記載した業務の委託契約書の写し・完成検査通知書又は実績証明書の写し・設計大要が記載されている資料を添付ください。とありますが、具体的に設計大要が記載されている資料とは何か、ご教示ください。	質問32を御参照ください。	三菱重工業株式会社
36	様式集及び 記述要領	10 11 12				配属予定の技術者について、不測の事態に備え単一の工事分野において複数の者を予め届け出ておくことは可能でしょうか。	認められません。	東亜建設工業株式会社
37	様式集及び 記述要領	10 11 12				参加申込において届け出た配置予定の技術者を変更することが許される事由の範囲(例えば、病気、退職等)をお示し頂けませんか。	病気、死亡、退職等極めて特殊な場合が考えられます。	東亜建設工業株式会社

整理 番号	資料名	頁	章及び 様式番号	項	番	質問内容	回答	会社名
38	様式集及び 記述要領	10	1-6-2	③		配置予定主任技術者又は監理技術者の工事業務経験等 「土木工事」（主任・監理技術者名） 「※1主任、監理どちらかを○で囲ってください。」とありますが、これは今回の工事で主任又は監理いずれかに従事する方に○をするという解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
39	様式集及び 記述要領	10	1-6-2	③		配置予定主任技術者又は監理技術者の工事業務経験等 「土木工事」（主任・監理技術者名） 「※3記載した業務の従事実績を証明する資料（契約書・竣工時工事カルテ等）・資格者証の写し・免許証の写しを提出してください。」とありますが、工事係員での従事の場合、公に従事実績を証明する書類がありません。その場合は、契約書と会社として工事従事実績を証明する工事経歴書を提出することでよろしいでしょうか。	主任技術者又は監理技術者として従事した施工実績が必要です。工事係員での従事の場合の施工実績は認められません。	戸田建設株式会社 千葉支店
40	様式集及び 記述要領	10	1-6-2	③		配置予定主任技術者又は監理技術者の工事業務経験等 「土木工事」（主任・監理技術者名） 「※3記載した業務の従事実績を証明する資料（契約書・竣工時工事カルテ等）・資格者証の写し・免許証の写しを提出してください。」とありますが、資格者証の写し・免許証の写しは現時点のものの写しを提出することによって良いでしょうか。	よろしいです。	戸田建設株式会社 千葉支店
41	様式集及び 記述要領	10	1-6-2	④		配置予定主任技術者又は監理技術者の工事業務経験等 「建築工事」（主任・監理技術者名） 「※1主任、監理どちらかを○で囲ってください。」とありますが、これは今回の工事で主任又は監理いずれかに従事する方に○をするという解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
42	様式集及び 記述要領	10	1-6-2	④		配置予定主任技術者又は監理技術者の工事業務経験等 「建築工事」（主任・監理技術者名） 「※3記載した業務の従事実績を証明する資料（契約書・竣工時工事カルテ等）・資格者証の写し・免許証の写しを提出してください。」とありますが、工事係員での従事の場合、公に従事実績を証明する書類がありません。その場合は、契約書と会社として工事従事実績を証明する工事経歴書を提出することでよろしいでしょうか。	主任技術者又は監理技術者として従事した施工実績が必要です。工事係員での従事の場合の施工実績は認められません。	戸田建設株式会社 千葉支店
43	様式集及び 記述要領	10	1-6-2	④		配置予定主任技術者又は監理技術者の工事業務経験等 「建築工事」（主任・監理技術者名） 「※3記載した業務の従事実績を証明する資料（契約書・竣工時工事カルテ等）・資格者証の写し・免許証の写しを提出してください。」とありますが、資格者証の写し・免許証の写しは現時点のものの写しを提出することによって良いでしょうか。	よろしいです。	戸田建設株式会社 千葉支店
44	様式集及び 記述要領	12	1-6-2			配置予定主任技術者は、機器製作期間と現地工事期間で人を変えてもよろしいでしょうか？	期間ごとの変更は認めません。	株式会社 東芝
45	様式集及び 記述要領	11	1-6-2	④		配置予定主任技術者又は監理技術者は、本参加資格申請時と実際の工事が施工される時点で技術者の変更はできると理解しておりますが、よろしいでしょうか。	質問37を御参照ください。	三菱重工株式会社

整理 番号	資料名	頁	章及び 様式番号	項	番	質問内容	回答	会社名
46	様式集及び 記述要領	12	1-6-2			配置予定主任技術者の任命期間は、 特別目的会社が工事の発注手続きを行ってから と考えてよろしいですか？	お考えのとおりです。	株式会社 東芝
47	様式集及び 記述要領	12	1-6-2			本件工事には建設業のコリンズ登録が必要でしょうか？	必要ありません。	株式会社 東芝
48	落札者決定 基準	2	III			「参加資格要件を満たしていない者は入札に参加できない」とありますが、確認資料から明らかに参加資格要件を満たしていないことが判断できる場合は当然のものと考えます。しかし、工事実績・経歴等の確認資料は、内容・読込方について双方の考え方に違いが生じる場合が考えられます。そのような場合は、貴県より確認の連絡を頂き、当方からの説明・資料追加の場を与えて頂けるということではよろしいでしょうか。	提出された資料等について説明・資料追加が必要である場合には、説明・資料追加を求めることがあります。	戸田建設株式会社 千葉支店

現況調査の追加実施について

平成16年8月20日

平成16年7月に現況調査を実施したところですが、次のとおり追加実施します。

1 申込方法

「現況調査実施申込書」(入札説明書 別紙様式3)に必要事項を記入の上、Eメールにより千葉県水道局技術部計画課あてにお申し込みください。

Eメールアドレス: edogawapfi@mz.pref.chiba.jp

2 申込期限

平成16年9月1日(水) 午後5時まで(必着)

3 現況調査日

平成16年9月3日(金)

4 注意事項

事前に申し込まずに、当日来場しても現況調査には参加できません。

汚泥等の追加提供について

平成16年8月20日

入札説明書に基づき平成16年7月に汚泥等の提供を行ったところですが、次のとおり追加実施します。

1 申込方法

「汚泥等提供申込書」（入札説明書 別紙様式4）に必要事項を記入の上、Eメールにより千葉県水道局技術部計画課技術管理室あてにお申し込みください。

Eメールアドレス：edogawapfi@mz.pref.chiba.jp

2 申込期限

平成16年9月1日（水）午後5時まで（必着）

3 提供日時

平成16年9月3日（金）午後1時～

※ 浄水場や排水処理施設の運転管理上の都合により、日時を変更することがあります。

4 提供試料及び提供場所

提供試料及び提供場所は次のとおりとします。採取方法等の詳細については、申込者に対してEメールにより連絡します。

a 河川原水	(栗山浄水場沈砂池)
b 高速凝集沈でん池引抜汚泥	(栗山浄水場内)
c 排水排泥池汚泥	(栗山浄水場排水処理施設内)
d 1次濃縮槽引抜汚泥	(")
e 2次濃縮槽引抜汚泥	(")
f 遠心分離器ろ液	(")
g 上澄水槽返送水	(")
h 浄水場発生土	(")

5 費用負担等

汚泥等の試料は無料で提供しますが、採取、運搬、処分等に必要な機器類の使用料等一切の費用は汚泥の提供を受ける者の負担とします。

6 注意事項

県水道局から提供される汚泥等については、産業廃棄物となるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管理及び処分してください。

浄水場や排水処理場施設の運転管理上の都合により、希望する量を提供できないことがあります。

設備関係竣工図書の貸出しについて

平成16年8月20日

実施方針に関する質問への回答時に実施した栗山浄水場排水処理施設の設備関係竣工図書の貸出しを次のとおり再度実施します。

1 申込方法

担当者名、連絡先の電話番号及び電子メールアドレスを記載の上、Eメールにより千葉県水道局技術部計画課技術管理室あてにお申し込みください。

Eメールアドレス：edogawapfi@mz.pref.chiba.jp

2 申込期限

平成16年9月1日（水）午後5時まで（必着）

3 貸出日、貸出場所、返却場所

原則として受付順に貸出します。受付後、申込者に電子メールで貸出日、貸出場所、返却場所を連絡します。

4 貸出期間

3日間

5 貸出図書

栗山浄水場排水処理施設電気設備工事完成図書

栗山浄水場排水処理施設電気設備工事（その2）竣工図（1／2～2／2）

千葉県水道局栗山浄水場排水処理管理室電気設備工事竣工図

栗山浄水場排水処理設備設置工事取扱説明書（1／2～2／2）

栗山浄水場排水処理設備設置工事竣工図（1／3～3／3）

栗山浄水場排水処理施設造粒機・乾燥機更新工事完成図書

※ 段ボール1箱程度

6 貸出手続き

貸出しにあたり、別紙「受領書」に必要事項を記入し担当者印を押印の上、提出してください。

また、名刺を1枚持参してください。（代理者の受領も認めますが、その場合、担当者及び受領者両方の名刺を持参してください。）

平成16年 月 日

受領書

栗山浄水場排水処理施設設備関係竣工図等を下記のとおりお借りいたしました。

会社名

住所

所属部署

連絡先

担当者名

印

1 借用期間 平成16年 月 日 () ~平成16年 月 日 ()

2 借用図書

[illegible]

**（仮称）江戸川浄水場排水処理施設整備等事業
事業契約書（案）（平成16年4月23日（金）公表版）
に対する意見回答**

**平成16年7月6日
千葉県水道局**

- ・平成16年4月23日（金）に公表した事業契約書（案）に対する意見及びその回答を公表します。

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
1	事業契約書案	5	1		排水処理施設の整備等に係る対価」は、約款第1条第(30)条に定義した「整備等業務」を使用して「整備等業務に係る対価」としてはいかがでしょうか。	契約書本文につき、変更致しません。	新日本製鐵株式会社
2	事業契約書案	5	2		排水処理施設の維持管理及び運営「発生土再生利用業務を除く」に係る対価」は、約款第1条第(2)条に定義した「維持管理・運営業務」を使用して「維持管理・運営業務「発生土再生利用業務を除く」に係る対価」としてはいかがでしょうか。	契約書本文につき、変更致しません。	新日本製鐵株式会社
3	事業契約書案	5	2		排水処理施設の維持管理及び運営に係る対価の記載において、H19年度、H29年度、H39年度について「〇分の〇」とあるのは、本事業の開始時期、送泥条件変更時期及び本事業の終了時期が当該各年度の途中となるためと理解して宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。	東亜建設工業
4	事業契約書案	5	2		既存の設備の撤去及び設備の更新は、運営「維持管理期間」が開始してから行われ、それぞれの工事が完了してから、対価の支払が開始されるものと理解しています。対価の支払が始まってから最初の金利改定日まで5年より短い期間になりますが、6ヶ月LIBORの5年物を基準金利として設定しても宜しいでしょうか？	既存設備の撤去はLIBOR4年もの、設備の更新はLIBOR3年ものを基準とするように変更します。	ダイヤモンドリース株式会社
5	事業契約書案	5	3		平成29年度の送泥条件改定後の維持管理及び運営に係る対価△△円は、提案書に記載する金額に提案年度から平成29年度までの改訂率を考慮して定められると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	電源開発株式会社
6	5	前文			約款の前文は、事業契約書 案) 3ページ「上記事業について発注者である千葉県水道局と事業者は、各々対等の立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。」と重複していると思われますので、不要ではないでしょうか。	約款の位置付けを明確するため、前文を書き記しています。	新日本製鐵株式会社
7	5	1		1	「維持管理・運営期間」とは全体施設「新設・既存・更新施設」の維持管理・運営の開始日からとありますが、更新施設の工事完了は平成21年であり「新設・既存施設の運営開始(平成19年)」とは一致しないのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、全体施設の維持管理・運営の「開始日」を「新設施設及び更新施設の維持管理・運営開始日」と修正致しました。	株式会社 千葉銀行
8	5	1		3	「維持管理業務」とは、施設の性能等の現状をそのままの状態に保ち、その機能が十分に発揮されるよう…」とありますが、通常の使用状況下で起こりうる損耗、劣化等を考慮すると「現状そのままの状態に保つ」ことは不合理と思われます。文章の一部を削除し、「維持管理業務とは、施設の機能が十分に発揮されるよう…」とするのが妥当と考えます。	ご指摘を踏まえ、「維持管理業務」の定義を変更致しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
9	5	1		10	本項目中、(仮称)江戸川浄水場からの送泥管・新設沈砂池への返送水管・坂川への放流管における責任分界点の事業者側に事業者が流量計を設置し、流量測定を行うとありますが、浄水場からの送泥作業は県殿にて行われるものであり、送泥管の流量計設置は、事業者の範囲外と考えます。但し返送水管・放流管の流量計設置は事業者側と考えます。また、栗山浄水場からの送泥管は県殿の責任範囲とするとあり、流量計の設置も県殿の範囲と判断します。明確化のため表記願います。	流量計の設置及び計測については、次の考え方で、事業契約書 案)を修正しました。 ・低濃度汚泥送泥量 低濃度汚泥の送泥は、浄水場から自然流下で送泥するので、浄水場内で流量を計測することは困難です。また、事業用地内の排泥管は、土被りが約 4mあり、その上構造物等が隣接していることから、流量計の設置が困難です。 したがって、事業者が排水排泥池の流出側にて流量計を設置し流量を計測してください。 ・高濃度汚泥送泥量 県水道局が事業用地外に流量計を設置し計測します。 ・坂川放流量 事業者が計測してください。 ・上澄水返送量 取水量の報告のため必要なことから、県水道局が計測します。 なお、詳細は要求水準書の別紙 5「汚泥量の計測項目」を参照してください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
10	6	1		11	既存施設」の定義において場所等（事業用地内の」等）の特定をして頂くようお願い致します。 現状の定義ですと事業者の事業範囲が特定できません。）	ご指摘のとおり修正しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
11	6	1		12	文中にある「既存の施設」とは、定義されている「既存施設」と同じ意味でしょうか？そうであれば、明確化のためご変更ください。	ご意見の通り、「既存の施設」を「既存施設」に変更しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
12	6	1		19	(含水率 0%)とあります。しかし、これは明らかに契約上の保証値ではないため、1)かかる ()を削除していただくか、2) 含水率%、ただし契約上の保証値ではない)として頂きたいとお願いいたします。	固形物発生量を定義するもので、契約上の保証値を示したものではありません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
13	6	1		21	本事業範囲には汚泥を受け入れその過程で汚泥を一定濃度に濃縮する行為も本事業に含まれていると判断しています。再生利用の定義は単に汚泥を固液分離し脱水ケーキ若しくは乾燥ケーキに留まらず、広い範囲で汚泥の有効利用すると考えています。よって、発生土等として頂きたいとお願い申し上げます。また、実施方針等に関する質問及び回答 No. 13にて「再生利用は有価でも非有価でも可能です。」と御回答頂いておりますので、事業契約書上の「再生利用」の定義もその点を明確化頂くようお願い致します。	濃縮汚泥全量をそのまま再生利用し、脱水設備を運転しない提案は認めません。 ただし、濃縮汚泥の一部を再生利用することは認めます。 また、事業契約書 案)第 1条 (21)の「製品等の原材料等」には、非有価・有価を含みます。	株式会社 荏原製作所 東関東支店

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
14	6	1		25	修繕とは、・・・機能を現状に回復させる・・・とありますが、通常の使用状況下で起こりうる損耗、劣化等を含めて「現状に回復“させることは不合理と思われます。文章の一部を変更し、修繕とは・・・機能を、要求水準を満足するよう回復させる・・・」とするのが妥当と考えます。	ご意見を踏まえ、修繕」の定義を変更致しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
15	6	1		25	「修繕」とは、施設の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状に回復させることをいう。」とあります。劣化」および「低下した性能若しくは機能」の定義につき、具体的にお示しください。	ご意見を踏まえ、修繕」の定義を変更致しました。	電源開発株式会社
16	7	1		36	送泥」の定義は、実施方針（55ページ）に合わせて「送泥」は、浄水処理工程において発生する汚泥を・・・との解釈でよろしいですか。	ご意見を踏まえ、浄水処理工程において・・・」に文言を変更しました。	株式会社 日立製作所
17	7	1		41	脱水設備」とは、脱水機、乾燥設備、搬送設備、場内ケーキ貯留設備、熱源設備、その他付帯設備の総称をいうと規定されています。本事業において、上述の機器・設備の設計・建設は必須ですか。	脱水設備」に定義した各機器・設備は、必須ではありません。事業者の提案により、業務要求水準書を満たすために必要な機器・設備を設計・建設してください。	株式会社 石垣
18	7	1		44	「入札価格」とは、落札者とされた応募者が本件事業に関し入札時に提示した額をいう。」とあります。しかし、本契約書の本文中に参照先がありません。入札価格」は、入札公告の公表までに開示される「落札者決定基準」の中で、「落札価格」の関係と共に明示される、との理解でよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえ、入札価格」の定義を削除致しました。	電源開発株式会社
19	8	1		45	入札説明書等」には、今回の事業契約（案）に対する意見及び当該意見に対する回答も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、実施方針並びに実施方針等に関する質問及び回答は、入札説明書等」には含まれないのでしょうか。	入札説明書等」には、今回の事業契約書（案）に対する意見回答、実施方針、実施方針等に関する質問及び回答は、含まれません。なお、ご指摘を踏まえ、90条の2項として新たに契約書以外の公表文書の適用に関する規定を加え、更に3項（旧2項）の文書を修正致しました。	新日本製鐵株式会社
20	8	1		53	「前略）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のもの」とあります。通常の予見可能な範囲外」の詳細内容につき、具体的にお示しください。	ご指摘の件につきましては、様々な事象が想定されるため、具体的な内容は現段階では示すことができません。当該事象発生の都度、客観的に判断することとします。	電源開発株式会社
21	8	1		53	不可抗力」の事由に「火災」「戦争」「テロ」も含めて頂くようお願い致します。法令」に加え契約中にてでくる「法令変更」についても「法令の制定及び改廃をいう」などの定義をお願いいたします。	戦争」及び「テロリズム」は不可抗力に含まれますが、現行の規定で読み取れると考えられますので変更しません。しかし、「火災」については事業者の事由によるものも想定されるため、不可抗力には加えません。なお、「法令変更」につきましては、ご意見を踏まえ、新たに定義を追加致しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
22	8	1		53	不可抗力とは、自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のもの又は通常の予見可能な範囲内であっても回避可能性がないものとされていますが、河川原水水質の変動」も含むと考えてよいですか。	河川原水水質の変動は不可抗力に含まれません。	株式会社 石垣
23	8	1		55	若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等の他に「専門的解説書」を追加願います。浄水場もしくは排水処理施設等に絡む規制規則は専門的分野での考え方が主流となっています。法律・通達では解決できないヒステリックな分野である事も加味願います。	専門的解説書を含んだ場合、「法令」の範囲が不明瞭になりますので、変更致しません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
24	8	1	1	55	「法令」とは、(中略)行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等を指すものとする。」とあります。 (1) 行政指導」は、県水道局の一方的な裁量権の行使があり得ますので、削除していただきたい。 (2) ガイドライン」は、熟度、策定者、策定期間にかかりの幅がありますので、削除していただきたい。 (3) 公的機関」の詳細内容につき、具体的にお示しください。 (4) 「一切の規定・判断・措置等」は、熟度、策定者、策定期間にかかりの幅がありますので、削除していただきたい。 (5) 「一切の規定・判断・措置等」のうち、等」の詳細内容に	(1)(2)(4)につきましては、全て必要と判断し、削除致しません。(3)につきましては、国、地方自治体をはじめとて多くの機関が含まれますので逐一お示しすることはできません。(4)につきましては公的機関の内部的又は対外的な取り決めなどが含まれます。	電源開発株式会社
25	8	1		57	「…Ⅰ 廃水処理施設整備等の…」は、別紙 9 の表 A-4 に合わせて「…Ⅰ 排水処理施設整備等の…」でよろしいですか。	ご指摘を踏まえ、「廃水」を「排水」に修正しました。	株式会社 日立製作所
26	9	4	1	1,2	本項第(1)号及び第(2)号に記載する内容は、本件事業」として既に第 1 条第(60)号で定義がとられており不要ではないでしょうか。	ご指摘の通り 第 1 号及び第 2 号の表記は削除しました。	新日本製鐵株式会社
27	9	5			金融機関が融資する際の担保として、SPCの株式を金融機関に譲渡予約することは合理的な拒否理由がない限り、原則として承認して頂けるようお願い致します。(これが不可の場合、ほとんどの金融機関はプロジェクトファイナンスとして、SPCに融資することが出来ません。)	SPCの株式を金融機関に譲渡予約することは、合理的な拒否理由がない限りは原則的に承認することを想定しています。	ダイヤモンドリース株式会社
28	9	5			金融機関が融資する際の担保として、特別目的会社の債権を金融機関に譲渡することは合理的な拒否理由がない限り、原則として、承認して頂けるようお願い致します。(これが不可の場合、ほとんどの金融機関はプロジェクトファイナンスとして、特別目的会社に融資することが出来ません。)	県水道局がやむをえないと判断した場合は、特別目的会社の債権を金融機関に譲渡することを認めることを想定しています。	ダイヤモンドリース株式会社
29	10	7	1		事業者が使用できる事業用地の範囲を、業務の遂行に必要な範囲」としていますが、7条4項では「業務要求水準書に示す本件事業用地」としています。1項の文章の一部を削除し、県水道局は事業用地を無償で事業者に供するものとする。」とするのが妥当と考えます。	ご意見の通り 1 項の文章の一部を削除し、千葉県は事業用地を無償で事業者に供するものとする。」と変更致します。	株式会社 荏原製作所 東関東支店

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
30	10	7	4		第1条第(24)号で「事業用地」として定義をとっておりますので、業務要求水準書に示す本件事業用地は「事業用地」としてはいかがでしょうか。	ご指摘の通り、業務要求水準書に示す本件事業用地」の表記を「事業用地」に変更致します。	新日本製鐵株式会社
31	10	7	4		県水道局の管理に係る <u>通路部分</u> について通行…合理的な使用ができると記載がありますが、通路部分とは実施方針P46の計画図における共通進入路と考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。	日立プラン I建設株式会社
32	10	7	4		高压電力の引込み柱も、本項における合理的な使用の範囲として、貴局の用地内に設置することを承諾して頂きたいです。	高压電力の引込柱は、事業用地内に設置してください。	株式会社 日立製作所
33	10	8			貴県、事業者の双方の責に因らず許認可取得・届出の遅延が生じた場合、事業者に生ずる合理的な増加費用及び損害の負担については法令変更による場合は別紙 6、それ以外については別紙 5によるものとするようお願い致します。	ご指摘の通りと致します。	戸田建設株式会社 千葉支店
34	10	8			所有権の移転に伴う登記について、その手続き、業務・責任と費用負担について具体的な記載をお願い致します。	所有権移転に伴う登記に必要な書類の作成は事業者の費用において行ってください。	戸田建設株式会社 千葉支店
35	10	8			許認可、届出については、事業の円滑な遂行にとって大変重要なものであり、本条文のとおり貴県と事業者間の協力は必要不可欠のものと認識しております。つきましては、現段階で想定出来る範囲でも許認可、届出について具体的な手続と業務・責任・費用分担を貴県と事業者間で取り決めておくことを希望致します。	河川法 55条の許可申請は、県水道局が行う予定です。その他必要な許認可は、事業者の費用と責任において取得してください。	戸田建設株式会社 千葉支店
36	10	8	1		事業に係る主な法令のうち、県水道局が取得、維持、または届出する予定の法令を、具体的にお示し願います。	県水道局は河川法第 55条の許可申請を行う予定です。	電源開発株式会社
37	10	9			本事業に伴い要する電力、 <u>上下水道、…を、自己の責任において調達</u> すると記載がありますが、業務要求水準書 案) P9 ⑨には事業用地境界付近まで県水道局が布設する給水管から給水するとあります。事業契約書 案)の通りと考えてよろしいですか。	上水は、浄水場内給水管より供給します。事業者は、県水道局が布設する浄水場内給水管に接続してください。	日立プラン I建設株式会社
38	10	9			本事業に伴い要する電力、 <u>上下水道、…を、自己の責任において調達</u> すると記載がありますが、実施方針等に関する質問及び回答のNo.118には排水は合併浄化槽などで適切に処理して県水道局が建設する排水設備に接続して排水してくださいとあります。事業契約書 案)の通りと考えてよろしいですか。	汚水・雑排水は、事業者が事業用地内に合併浄化槽を設置し、県水道局が坂川に雨水を放流するために設置する施設に接続してください。	日立プラン I建設株式会社
39	10	9	1		県水道局がする「合理的な範囲」での協力の具体的な内容はどのようなものでしょうか。	事業者が行う工事や手続きに関する支援を必要な範囲で行う考えです。	三菱商事株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
40	10	10	1		県水道局は事業者が再提出した全体工事工程表の変更案につき、不当にこれを拒否又は留保しない」との文言を付け加えて頂きたいと存じます。	ご意見の主旨は理解しますが特に変更の必要性はないと考えます。	三菱商事株式会社
41	10	11	1		入札説明書に添付される地質調査には「土壌汚染の調査資料」も含まれると了解してよろしいでしょうか。	土壌汚染調査は実施していませんので、入札説明書に土壌汚染調査資料は添付しません。なお、関連条項として、事業契約書 案)第 27条をご参照ください。	三菱商事株式会社
42	10	11			県企業局殿は入札説明等にその結果が添付された測量又は地質調査その他の調査に誤りがあった場合は、これ起因して事業者が生じる合理的な増加費用及び損害を負担するものとするとしていますが、県企業局殿の調査内容を再確認する調査を事業者を行うことは提案費用の増加に繋がることと考えます。不要と考えて宜しいでしょうか。 既に公表された調査結果の再確認をする調査は、事業者が必要に応じて行う 新施設の整備のための測量又は地質調査その他調査」には当たらないと考えます。 殊に第 27条 新施設の整備について生じた事業者の損害における 事業用地における契約当初に合理的に予測出来なかった地質上の性質、土壌汚染、又は地中障害物により生ずる増加費用や損害を回避するために 合理的な予測」を行おうと考えれば調査をせざるを得ません。しかし、提案書期間や作成費用の制約により、県水道局殿より「入札説明書等にその結果が添付された測量又は地質調査その他調査」が有る場合には、それに頼らざるを得ません。 もしこうした重複する調査も事業者が必要に応じて行う調査に該当するのあれば、第 11条 1項で規定された県企業局殿の費用及び損害負担金規定は、事実上機能しない規定と考えますが、県企業局殿のお考えをお聞かせ下さい。	県水道局が提供するボーリングデータの誤りに起因して事業者が生じる合理的な増加費用及び損害は、県水道局が負担します。 事業者は、地質断面を予測するため、県水道局が提供するボーリングデータだけでは十分ではないと判断する場合、必要に応じて自らの責任と費用により調査を行ってください。土壌汚染・地中障害物により生じた合理的な増加費用は県水道局が負担しますが、それ以外の増加費用が発生した場合は事業者の負担となります。 上記の考えを踏まえ、第 27条の「地質上の特性」の文言を削除するよう変更しました。 なお、参考資料として提供する「地質断面図」及び「地質調査結果」はあくまで参考であり、第 11条第 1項の「入札説明書等に添付された測量又は地質調査その他の調査」には含まれないものとし、県水道局は「地質断面図」及び「地質調査結果」の誤りに起因する増加費用及び損害は負担しません。	月島機械株式会社
43	10	11	1		「入札説明書等にその結果が添付された測量又は地質調査その他の調査に誤りが合った場合…合理的な増加費用及び損害を負担する」と記載されています。左記文章中の誤りとは、事業者が自らの責任と費用で実施する調査により、新たに判明した結果と県提示資料との差異も含むという理解でよろしいか？ また、新たに判明した地質調査等の調査結果に基づいて実施した設計により、提案書提出時と比較して施設整備費用等が増加する事となった場合には、サービス購入料の変更はして頂けるという理解でよろしいか？ この場合、左記サービス購入料の変更の条項を事業契約書に記載していただければと思います。	前段については、県水道局が提供したボーリングデータと事業者が実施した調査等結果に著しい差異がある場合は、県水道局は合理的な増加費用及び損害を負担します。後段については、県水道局が提供するボーリングデータの誤り、土壌汚染及び地中障害物による合理的な増加費用は県水道局が負担しますが、それ以外の増加費用は事業者の負担となりますので、増加費用が発生した場合でもサービス購入料の見直しは行いません。	電源開発株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
44	10	11			事業者が行った地質調査その他の調査によって、又は調査後建設中に地中埋設物又は土壌汚染が発見された場合、県水道局は事故の責任及び費用において、事業者が本事業を遂行できる状態とする」との規定を加えていただくようお願い致します。	土壌汚染、地中障害物については、事業契約書(案)第 27条をご参照ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
45	10	11	1		「事業者が生ずる合理的な増加費用及び損害」について、増加費用」とは、別紙 9の 表 A- 4サービス購入料の構成要素」中の「含まれる費用」欄に記載の項目の費用の増加、損害」とは事業者が生じた損害額という解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
46	10	11	2,3		測量又は地質調査その他の調査を行なわなかったことに起因する増加費用について、当該調査の必要性が事業者にとって予見不能である場合には、免責していただけないでしょうか。	測量又は地質その他の調査の実施は事業者の責任とし、免責は致しません。	新日本製鐵株式会社
47	11	12	表題		「排水処理施設の設計」は、第1条第 (29)号に定義した「新施設設計」を使用して「新施設設計」としてはいかがでしょうか。	ご指摘の通り「排水処理施設」の表記を「新施設設計」に変更致します。	新日本製鐵株式会社
48	11	12			設計受託者等の申請は基本設計の範囲との理解で宜しいでしょうか。それとも、設備を構成する主要機器の実施設計まで含まれるのでしょうか。或は設計内容に限らず一次委託先および二次委託先までということでしょうか。いずれにしても、全ての細かな部品まで対象ではないと考えます。	基本設計から設備を構成する主要機器の実施設計までを含みます。	富士電機システムズ株式会社
49	11	12	2		設計を第三者に委託する事ができるとありますが、今後、明示頂けると予想される設計に関する参加資格要件を第三者に委託することで満足する事が可能であると考えます。ただし、入札参加段階では、第三者が未定の可能性があります。	参加資格要件の各業務を行う者の参加資格要件として定められた要件については、提案書に実際にその業務を行う者として記載された構成員及び協力会社が満たす必要があります。	株式会社 東芝
50	11	12	2		事業者が構成員会社又は協力会社以外の第三者に委託する時は、事前に・・・」とありますが、この場合、いつの時点から起点とするか明示すべきと考えます。	ご意見を踏まえ修正しました。	株式会社 東芝
51	11	12	5		設計受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。」とありますが、これは県企業局殿と事業者の関係において適用され、事業者と設計受託者の関係を制約するものではない、と理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	電源開発株式会社

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
52	11	12	5		事業契約書(案)本文 設計受託者及び設計受託者からの受託者 以下、総称して「設計受託者等」という。)の使用は、すべて事業者の責任と費用において行うものとし、設計受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。』 レビュー後文面 設計受託者及び設計受託者からの受託者 以下、総称して「設計受託者等」という。)の使用は、すべて事業者の責任と費用において行うものとし、設計受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。ただし、県水道局の提供したデータ及び情報等が誤りであるとき、県水道局が合理的な増加費用及び損害を負担する。』	ご指摘の箇所につきましては、設計受託者等の責めに帰すべき事由」に関して言及しておりますので、ご指摘のような但し書きは追加するのは適切ではないと考えます。	三菱重工業株式会社
53	11	13	1		設計の内容及び進捗状況の報告については 県水道局より第14条第 1項に定めつ確認の通知がなされた時または同条第6項によりかかる通知がなされたときとみなされた時以降は報告を行う必要はない」旨明確化いただけますようお願い致します。	ご指摘の内容は、記述を追加しなくとも読み取れますので特に変更は致しません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
54	11	13	2		本項に基づく説明及び協議は、事業者の業務に支障が生じない範囲で行なわれるものと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	新日本製鐵株式会社
55	11	14			基本設計完了後でなければ実施設計を行うことができないことは理解できますが、実施設計は各設備あるいは機器毎に完了を確認して次の工程に入ることができるものと理解して宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。	富士電機システムズ株式会社
56	11	14	1		事業者は、基本設計完了後及び実施設計完了後、直ちに各々別紙2 の設計図書を県水道局に提出し 後略)」とあります。第2項の県水道局の14日以内の回答期間の偏務状況を勘案し、直ちに」を 速やかに」に修文いただきたい。	ご意見の通り、直ちに」の表記を 速やかに」に変更致します。	電源開発株式会社
57	11	14	2		この規定では、貴局の判断で設計図書の不適合の存在が決定されることになります。事業者へ是正通知を発する前の段階で、貴局と事業者との協議によって不適合の存在を判断する規定としていただきたいと存じます。	必要に応じて協議をすることも想定されますが、判断は県水道局が行うものとします。	東亜建設工業

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
58	12	14	4		事業者がその指示が不適當であることを知りながら県水道局に異議を述べなかった場合を除く。」とあります。例えば水道局殿の指示が不適當かどうかは、技術的検討に時間を要する場合には即座に異議を述べられないこともあるため、これらも含めて全て事業者負担とすることは不合理と考えます。このため当該箇所の文章の削除頂くか、あるいは、事業者が故意に意義を申し立てなかった場合を除く。」のように修正頂きたいと思います。	技術的な詳細検討に時間を要する場合でも、意義を述べること自体は可能と考えます。従って、当該規定は特に変更致しません。	電源開発株式会社
59	12	14	4		本項の場合には、必要に応じて設計・建設期間の変更も認められると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	新日本製鐵株式会社
60	12	14	4		県水道局様が負担される合理的な増加費用及び損害には、資金調達に係る金融費用（ワップブレイクコスト等）も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社
61	12	15			本条において県水道局殿からの設計変更の規定がなされておりますが、事業者が県水道局殿の承認を得て行う設計変更はどのように規定されるのでしょうか。	事業者が設計変更を希望する場合は、第13条第1項に定める設計進捗状況等の報告において申し出てください。	株式会社 千葉銀行
62	12	15	1		県水道局は、本件建設工事開始前及び建設期間中に必要があると認めるときは、以下に定める手続に従い、確認後の設計図書の変更を求めることができます。」とあります。 (1)県の確認後の必要性の詳細内容につき、具体的にお示しください。 (2)県水道局の設計変更要請権限の中には、もっぱらサービス購入費の縮減を目的としたものは、含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	①につきましては、浄水場建設計画の変更等が考えられます。②につきましては、お考えの通りです。	電源開発株式会社
63	12	15	1	2	「14日以内に、県水道局へ・・・検討結果を記載した書面を提出」とありますが、変更内容により検討時間を要するものもあります。つきましては 原則は14日で協議による提出期限の延長も可」でお願い致します。	当該規定にかかわらず、事業者や県水道局が提出する書類の期限は厳格に規定致します。従って、本規定も変更致しません。	戸田建設株式会社 千葉支店
64	12	15	1	3	県水道局は、前号の検討結果を踏まえて、事業者と協議の上、設計変更を実施するか否かを事業者へ通知するものとし、事業者はこれに従う。」とあります。具体的通知期限の詳細につきお示しください。	ご意見の通り、「14日以内に」という表記を加え、期限を明確化致しました。	電源開発株式会社
65	12	15	2	1	整備に係る事業者の費用が増加し、又は事業者が損害を被るときには、県水道局は、サービス購入料のうち新設施設の整備等に係る対価を、変更に係る県水道局と事業者の帰責の割合を勘案して増加させるものとする。」とあります。そもそも県水道局による設計変更要請ですので、費用負担増・損害補償について、県水道局・事業者帰責割合を勘案すること自体理不尽です。全て企業局の負担としていただきたく。	ご意見を踏まえ、変更に係る県水道局と事業者の帰責の割合を勘案して」を削除し、条文を修正しました。	電源開発株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
66	12	15	2	1,2	本各号に定める措置については、第2項柱書に従い県水道局様及び事業者両者の協議に基づきとられるものであると思慮いたしますので、第(3)号及び第(4)号と平仄を合わせて、本各号中の 県水道局は、」を削除してはいかがでしょうか。	ご意見の通り 第1号と第2号において、県水道局は、」の表記を削除致しました。	新日本製鐵株式会社
67	12	15	2	1,2	整備に係る事業者の費用」は、第1条第(30)号に定義した「整備等業務」を使用して、整備等業務に係る事業者の費用」としてはいかがでしょうか。	ご意見の通り 第1号と第2号において、整備に係る事業者の費用」を「整備等業務に係る事業者の費用」に変更致しました。	新日本製鐵株式会社
68	12	15	2	1,3	サービス購入料を増加させることにより県水道局様が負担される増加費用及び損害には、資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等）も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社
69	12	15	2	2,4	貴局の要請による設計変更であることから、サービス購入料の減額はふさわしくないと考えます。	設計変更により、施設整備及び維持管理運営の内容が変更になったことにより費用の減少がある場合には、SPCに損失や追加的費用（資金調達計画の変更費用を含む。）を発生させない範囲でサービス購入料の減額を行えるものとします。	東亜建設工業
70	12	15	2	3	維持管理・運営に係る事業者の費用が増加し、又は事業者が損害を被るときには、サービス購入料のうち維持管理・運営に係る対価を、変更に係る県水道局と事業者の帰責の割合を勘案して増加させるものとする。」とあります。そもそも県水道局による設計変更要請ですので、費用負担増・損害補償について、県水道局・事業者帰責割合を勘案すること自体理不尽です。全て企業局の負担としていただきたく。	ご意見を踏まえ、変更に係る県水道局と事業者の帰責の割合を勘案して」を削除し、条文を修正しました。	電源開発株式会社
71	12	15	2	3	第14条第4項の条文のように、県水道局の帰責事由の規定が必要ではないでしょうか。	第14条第2項は、同条第1項（千葉県的事由による設計変更）を受けての規定ですので、ご指摘のような変更・追加は不要と考えます。	日立造船株式会社
72	12	15	2	3,4	維持管理・運営に係る事業者の費用」は、第1条第(2)号に定義した「維持管理・運営業務」を使用して、維持管理・運営業務に係る事業者の費用」としてはいかがでしょうか。	ご指摘の通り 第3号と第4号において、維持管理・運営に係る事業者の費用」の表記を「維持管理・運営業務に係る事業者の費用」に変更致します。	新日本製鐵株式会社
73	12	15	2		整備に係る事業者の費用」の中には、設計変更により増加した金融費用（追加の資金調達に要する金利負担等）も含まれると解すのでしょうか。仮に含まれないのであれば、上記金融費用の負担方法についても規定を設ける様お願い致します。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
74	12	15	2		第15条第1項の設計変更がなされる場合には、必要に応じて設計・建設期間の変更も認められると理解してよろしいでしょうか。	選択肢のひとつとして、設計・建設期間の変更が認められることがあります。	新日本製鐵株式会社
75	12	15	3		本項にいう事業者に発生した合理的な増加費用及び損害には、資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等）も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
76	13	16	2		設計図書が例外的に公表できる場合につき、県の承認を得たとき以外にも、法令に基づく場合や正当な権限を有する機関から要請された場合も含めて頂けないでしょうか。	法令に基づく場合や、正当な権限を有する機関から要請された場合には、県水道局としては事業者による公表を承認する考えです。従って、特に条文の変更は致しません。	戸田建設株式会社 千葉支店
77	13	16	2	3	事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ県水道局の承認を得た場合は、この限りでない。(1)(2)省略)(3) 設計図書等の複製、頒布、展示、改変、及び翻案をすること。(4)省略)」とあります。 本件事業遂行上、事業者が第3項の行為をする又はさせることは、十分あり得ますので、県水道局の承認手続きの範囲から除外していただきたく。	ご指摘の通り、第3項を削除致しました。	電源開発株式会社
78	13	16	2		著作権表示は、県水道局あるいは事業者単独でしょうか、あるいは両方を表示するのでしょうか。	原則として事業者の単独表示です。	三菱商事株式会社
79	13	18	2		工事工程表に関し、週間工程表を毎週県殿提出するのは負担が大きいと考えられ、月間工程表のみで可として頂くようお願い致します。また週間工程表は場内等に掲示は行います。	ご意見の通り、月間工程表のみと変更致しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
80	14	19	2		工事監理者の月次の進捗状況報告については、建設期間中に限る」旨明記頂くようお願い致します。	ご指摘を踏まえ、「建設期間中」の表記を追加致します。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
81	14	19	3		本項に基づく工事監理者による報告は、事業者及び工事監理者の業務に支障が生じない範囲で要求されるものと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	新日本製鐵株式会社
82	14	20	1		建設工事施工を第三者に委託する事ができるとありますが、今後、明示頂けると予想される工事施工に関する参加資格要件を第三者に委託することで満足する事が可能であると考えます。ただし、入札参加段階では、第三者が未定の可能性があります。	NO49をご参照ください。	株式会社 東芝
83	14	20	4		事業者から建設業法（昭和24 年法律第100 号）第24 条の7 に規定する施工体制台帳及びその他施工体制に係る事項について報告を求めることができる。」とあります。 「施工体制」とあるのは、「施工体系図」のミスリ という理解でよろしいでしょうか。	「建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する」は、「施工体制台帳」にかかるものであり、及びその他施工体制」にはかかりません。従って、特に修正は致しません。	電源開発株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
84	14	20	6	-	工事請負人等に係る何らかの紛争等に起因して本件建設工事に支障が生じた場合において、県水道局又は事業者が負担することとなる合理的な増加費用及び損害については、すべて事業者が負担するものとする。」とあります。すべて事業者が負担」とするのは、理不尽と思慮いたしますので、県水道局帰責事由および不可抗力事由については、事業者負担から除外していただきたく。	工事請負人の使用はすべて事業者の責任と費用において行うため、合理的な増加費用及び損害についてはすべて事業者の負担となります。	電源開発株式会社
85	15 17 27	21 26 53			第 21条 建設に伴う近隣対策、第 26条 設計・建設中に生じた損害 2項、第 53条 維持管理・運営期間中に第三者に生じた損害 2項 通常避けることの出来ない」との表現を 通常の場合、実施に伴い発生した可能性を検討し、そのおそれが有る場合には必ず回避の対策を取るべき」と言った表現に変更出来ませんか。 また、第 21条、第 47条では、示されている 合理的に要求される範囲の対策」といった表現に変えることは出来ませんか	事業契約書 案)のとおりとし、変更はいたしません。	月島機械株式会社
86	15	21	1		県水道局は、工事開始日までに…近隣住民の了解を得られるよう努めるものとする」とありますが、最悪の場合、近隣住民の了解が得られぬまま工事を開始する事もあり得るのでしょうか。この場合、21条3項に記載されている事業者が行う近隣対策のうち、特に 本件建設工事の作業時間について近隣住民の了解を得る」事が困難になり工事に支障をきたす事が懸念されます。 以上を考慮して、県水道局は、工事開始日までに…近隣住民の了解を得る」として戴きますよう 御願い致します。	ご指摘のような懸念が発生する可能性は低いと考えられますので、特に規定内容の変更は致しません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
87	15	21	1		本事業における「近隣住民」の定義 範囲について、具体的な明記をお願い致します。本事業が公共事業である以上、その範囲を明確にして頂くことは重要ものと考えております。	一般的な公共工事契約で規定されるものと同様の範囲といたします。	戸田建設株式会社 千葉支店
88	15	21	1		工事開始日までに近隣住民の了解を得られず工事開始が遅延した場合、あるいは工事が開始出来ない場合の対応はどうなりますでしょうか。	万が一ご指摘のようなことが発生した場合は県水道局が責任を負います。	三菱商事株式会社
89	15	21	1		県水道局が近隣住民の了解を得る事項は、3項にある 本件建設工事の作業時間」以外のすべての項目との理解でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。	三菱商事株式会社
90	15	21	2		事業者が行なう必要な協力」とは具体的に何でしょうか。	県水道局が行う説明会等への同席や資料の提供などを想定しています。	三菱商事株式会社
91	15	21	3		他工事に伴う悪影響を最小限度に抑えるための対策を含むが、これに限られない。」とありますが、「これに限られない。」の部分削除していただくか、または、具体的な例示をお願いします。	対策としては様々なものが想定されることから例示することは致しません。	電源開発株式会社
92	15	21	3		事業者が行う対策に要する費用は県が負担する旨の規定を設けて頂けないでしょうか。	事業者が行う対策に要する費用は事業者の負担です。	戸田建設株式会社 千葉支店

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
93	15	21	3		実施方針等に関する質問及び回答（実施方針分）No.242においては、生活環境影響調査は事業者が実施することとされておりますが、当該調査は本事業の事業主体である県水道局様で実施すべきものであると思慮いたしますので、当該調査は県水道局様にて実施していただけないでしょうか。	産業廃棄物処理施設設置許可は事業者が取得することになりますので、事業者对生活環境影響調査を実施していただきます。なお、詳細は、要求水準書4 (6) アを参照してください。	新日本製鐵株式会社
94	15	21	3		近隣対策について具体的に決まっている項目があるのでしょうか。第47条に規定される運営段階も同様。）	浄水場建設工事において、地元説明会等を行っています。その要望事項は次のとおりです。 ・交通整理人を配置すること。 ・振動、騒音対策（低騒音・低振動の建設機械や広報の採用） ・家屋調査を実施すること。 ・砂塵の飛来防止対策を講じること。 ・工事との因果関係により人体に被害が生じた場合は補償すること。 ・工事車両は徐行すること。 ・工事車両の通行時間は、土日祭日以外の8～17時とすること。	日立造船株式会社
95	15	21	5		県水道局が行なう必要な協力」とは具体的に何でしょうか。	事業者が行う説明会等への同席や資料の提供などを想定しています。	三菱商事株式会社
96	15	23	1,2		県水道局が事業者に要求する報告、質問、説明は、事業者に過度の負担とならない範囲にとどめていただきたく。	県水道局としては、そのように努めます。	電源開発株式会社
97	15	23	3		県水道局は、... 立ち会うことができる。」とあります。しかし、実務上、安全上やスケジュール上の理由などのために管理者である事業者の制限に従っていただかなければならない場合があると思われます。従って、末文に以下を追加して頂きたいお願い申し上げます。ただし、事業者は、安全上の理由ほか合理的理由により、かかる立ち会いに制限を付することができるものとする。」	県水道局としては、安全面その他に関する事業者の事情を踏まえて立ち合いを行うよう努めます。ご指摘の文言を特段追加する必要はないと考えます。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
98	15	23	3		本項に基づく県水道局様による立会いは、事業者の業務に支障が生じない範囲に限られると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	新日本製鐵株式会社
99	15	23	4		事業者は、建設期間中、事業者が実施する新設施設の検査又は試験のうち施設の性能に及ぼす影響の大きなものについて、県水道局に対し事前に書面にて通知するものとする。県水道局は当該検査又は試験に立ち会うことができる。」とあります。 (1) 施設の性能に及ぼす影響の大きなもの」の詳細内容につき、具体的にお示しください。 (2) 県水道局の検査・立会い費用につき、県水道局負担である旨を明記していただきたく。	前段につきましては、様々な事象が想定されるため、具体的な内容は現段階では示すことができません。当該事象発生都度の都度、客観的に判断することと致します。後段につきましては、ご指摘を踏まえ、なお、立ち合いにかかる費用は、千葉県が負担する。」の表記を追加致します。	電源開発株式会社

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
100	15	23	5		この規定では、貴局の判断で建設状況の不適合の存在が決定されることとなります。事業者へ是正通知を発する前の段階で、貴局と事業者との協議によって不適合の存在を判断する規定としていただきたいと存じます。	必要に応じて協議をすることも想定されますが、判断は県水道局が行うものとします。	東亜建設工業
101	16	23	7		是正に係る事業者の合理的な増加費用及び損害」について、増加費用」とは、別紙 9の 表 A- 4サービス購入料の構成要素」中の「含まれる費用」欄に記載の項目の費用の増加、損害」とは事業者が生じた損害額という解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
102	16	23	7		本項の場合には、必要に応じて建設期間の変更も認められると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	新日本製鐵株式会社
103	16	23	7		県水道局様が負担される合理的な増加費用及び損害には、資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等）も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社
104	16	24			工事の一時中止について、事業者からの 書面による申請→協議」を想定した内容も追記お願い致します。また、その際の追加費用、損害の負担についても追記お願い致します。	事業者から工事の一時中止を申し出ることは可能ですが、県水道局が一時中止を決定することとします。	戸田建設株式会社 千葉支店
105	16	24	1		県水道局は、必要と認めた場合には、事業者に対して中止の内容及び理由を記載した書面を交付して、本件建設工事の全部又は一部の施工を、一時中止させることができます。」とあります。県水道局が必要と認める具体的要件につき、お示しください。	理由（具体的要件）とは様々なものがあり、また現段階では予見できないものもありますので、その一つ一つをお示しすることはできません。	電源開発株式会社
106	16	24	2		本項柱書にいう事業者が発生した増加費用又は事業者が被った損害には、資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等）も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社
107	16	24	2	1	事業者の責めに帰すべき事由により一時中止となった場合の事業者が負担する増加費用及び損害を、次号における県水道局の責任範囲と同じく「合理的な範囲」に限定すべき様をお願いします。	ご指摘の通り、事業者の責任を合理的な範囲に限定するよう変更しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
108	16	24	2	2	県水道局様の事情で工事が中止になるにもかかわらず事業者に対する補償が合理的な範囲にとどまるというのは、前号において事業者帰責により工事が一時中止された場合の事業者の補償が「合理的な範囲」に限定されていないこととも衡平を欠いております。「合理的な」との文言を削除頂たくお願い致します。	NO 107の回答の通り、第 1号における事業者の責任を合理的な範囲に限定するよう変更しました。従いまして、変更後は第 1号と第 2号の責任に関する公平性は確保されたものと思料致します。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
109	16	24	2	2	一時中止が県水道局の責めに帰すべき事由による場合は、県水道局が合理的な増加費用及び損害を負担する。」とあります。県水道局が増加費用及び損害を負担する「合理的」の詳細内容につき、具体的に示してください。	合理的の詳細内容は現段階では判断できないと思われるので、その内容を示すことはできません。	電源開発株式会社

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
110	16	24	3		「一時中止に起因して維持管理・運営の開始が遅れた場合は第 46条による」とありますが、例えば、一時中止の原因は県にありそのため一定期間の遅延が生じたが、中止後工事再開した場合においてその期間中に事業者においてさらに工期を遅延させるような原因がある場合のように、遅延原因が重畳した場合はどのように処理するのでしょうか？	ご指摘のケースにつきましては、帰責の程度に基づいて県水道局と事業者の負担割合を決定致します。	戸田建設株式会社 千葉支店
111	16	24	4		本条の規定に基づいて、工事の施工が一時中止されたとき、県水道局又は事業者は、第25 条第1 項の規定に基づいて建設期間の変更を請求することができる。」とあります。 (1)建設期間が延長された場合、その分、事業終了日も延長される旨、追記していただきたく。 (2)建設期間が延長されたにも係らず、事業終了日が延長されない場合には、県水道局にて下記費用していただきたく。 ・金融関連に係る増加費用 ・事業者の得べかり利益	(1)については、ご指摘を踏まえ、建設期間の変更」を 建設期間及び必要に応じて維持管理・運営機関」と変更致しました。 (2)については、金融関連費用に係る増加費用は合理性の認められる範囲で県水道局の負担としますが、事業者の得べかり利益については県水道局は負担しません。	電源開発株式会社
112	17	25	1		2行目「…及びその他の損害の負担について協議」とありますが、損害の負担は3項で自動的に決定されるのではないのでしょうか？この協議事項は、帰責事由についての協議との理解でしょうか？	第 1項は、協議をしなければならない旨を示したものであり 第 3項は 協議における増加費用や損害に対する考え方」を示したものであります。従って、規定内容につき重複はないと考えます。	戸田建設株式会社 千葉支店
113	17	25	1		協議期間中も工事可能であれば継続されていると思われます。甚大な不可抗力発生等においては14日間の協議では短いのではないのでしょうか。	当該規定にかかわらず、事業者や県水道局が提出する書類の期限は厳格に規定致します。従って、本規定も変更致しません。	日立造船株式会社
114	17	25	2		建設期間が変更された場合には原則として維持管理・運営開始予定日を変更する必要があると思慮いたしますので、必要と認められる場合、」を削除していただけないでしょうか。	建設期間の変更は必ずしも維持管理・運営期間の予定日の変更につながるとは限りませんので、変更致しません。	新日本製鐵株式会社
115	17	25	3	1	本号なお書きについては、事業者の責めに帰すべき事由により県水道局様が事業者に対して当該是正を要求したことにより建設期間を変更した場合に限定すべきであると思慮いたしますので、本契約に従い」を 第14条第2項又は第23条第5項に従い」としていただけないでしょうか。	ご意見の通り 本契約に従い」を 第14条第2項又は第23条第5項の規定に従い」に変更致しました。	新日本製鐵株式会社
116	17	25	3	2	県水道局様の事情で建設期間が変更されるにもかかわらず事業者に対する補償が合理的な範囲にとどまるというのは、前号において事業者帰責により工事が一時中止された場合の事業者の補償が 合理的な範囲」に限定されていないことも衡平を欠きます。合理的な」との文言を削除頂きたいお願い致します。	第 1号における事業者の責任を合理的な範囲に限定するよう変更しました。従いまして、変更後は第 1号と第 2号の責任に関する公平性は確保されたものと思料致します。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
117	17	25	3	2	合理的な増加費用及び損害」について、増加費用」とは、別紙 9の 表 A- 4サービス購入料の構成要素」中の 含まれる費用」欄に記載の項目の費用の増加、損害」とは事業者が生じた損害額といふ解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
118	17	25	4		建設期間の変更に起因して維持管理・運営の開始が遅れた場合は第46条による」とありますが、例えば、建設期間変更の原因は県にありそのため一定期間の遅延が生じたが、変更後工事再開した場合においてその期間中に事業者においてさらに工期を遅延させるような原因がある場合のように、遅延原因が重畳した場合はどのように処理するのでしょうか？	ご指摘のケースにつきましては、帰責の程度に基づいて県水道局と事業者の負担割合を決定致します。	戸田建設株式会社 千葉支店
119	17	25	3		本項柱書にいう事業者が発生した増加費用又は事業者が被った損害には、資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等）も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社
120	17	26	1		本条項中に、事業者帰責事由なき損害について、事業者は、負担を免れる旨追記していただきました。	県水道局の責めに帰すべき事由により生じたものについては県水道局の負担となりますが、それ以外は事業者の業務ですので事業者負担していただきます。従って、特に変更は致しません。	電源開発株式会社
121	17	26	1		第三者に損害が発生した場合には、その帰責事由に応じて、負担者を定めるべきであると考えます。即ち、 事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害」＝事業者が負担 県水道局殿の責めに帰すべき事由により生じた損害」＝県水道局殿が負担 双方の責めに帰すことのできない事由により生じた損害」＝不可抗力の責任分担に準じて負担とするのが妥当と考えますが、いかがでしょうか。	NO 120をご覧ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
122	17	26	2		通常避けることができない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がこれを負担するものとなっておりますが、通常の公共工事に比して過大な負担であり、これを事業者が負担する場合は保険加入や損害想定額の留保等により入札価格が上昇する可能性があるかと思われます。公共工事標準請負約款と同等レベルに変更していただけないでしょうか。	本事業においては、地理的な条件からこのような事態が起こることはあまり想定されず、また、事業者がそのような事態の発生防止のために積極的な技術を用いるインセンティブを維持させるために、事業者の負担とします。	新日本製鐵株式会社

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
123	17	26	2		本条でいう「通常避けることができない理由」と、第1条(53)「不可抗力」の定義中の「通常の見可能な範囲内であっても回避可能性がないもの」との違いが良く分かりません。どちらを適用するかによって双方の負担割合が大きく異なるため紛争の基になる恐れがあります。紛争の回避、また事業者がこれに対応するコストを正確に見積るためにも、客観的な判断・運用基準が必要ではないでしょうか。	第1条(53)の「不可抗力」の定義中の「通常の見可能な範囲内であっても回避可能性がないもの」とは、同条同項に記述された「暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・騒乱・暴動」第三者の行為その他の自然的または人為的な現象のうち通常の見可能な範囲内であっても回避可能性がないもの」であり、第26条第2項は「新施設の設計及び建設に伴い通常避けることができない騒音・振動・光害・地盤沈下・地下水の断絶・大気汚染・水質汚濁・悪臭・電波障害・交通渋滞等」です。したがって、第1条(53)が自然的または第三者の人為的なものであるのに対して、第26条第2項は事業者の設計・建設に起因して発生する現象であり、明確に区別できると考えられます。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
124	17	26	2		通常避けることができない事由による第三者損害の責任を事業者が負担するのは不合理と思われます。 通常避けることができない・・・ではなく事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない・・・とした上で、貴局の負担とすべきと考えます。 なお、工事請負契約約款として一般に広く使用されている「民間(旧四会)連合協定約款」においても、請負者に帰責しない第三者損害については発注者の負担と規定されております。	NO 122をご参照ください。	東亜建設工業
125	17	26	2		事業用地は県水道局が指定したものであること、又、誰が実施しても回避できない事由による損害であることを考慮しますと、事業者がこれらのリスクを全て負担せねばならないことにつき合理的な理由が見出せません。また、事業者がこれを負担するとなると、これに対応するコストが契約金額として転嫁され契約金額の上昇を招く結果となり、双方にとって不都合な結果となると思います。従って、事業者は、事業者が事前調査又は工事において善管注意義務を怠ったときに限り、応分の負担をすることに留め、これ以外は不可抗力の規定を準用して負担先を決めるとしてはどうでしょうか。	NO 122をご参照ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
126	17	26	2		公共工事標準約款第28条第2項や民間連合約款第19条第2項などによれば、騒音・振動などによる損害は、請負人に善管注意義務違反がない限り、発注者負担となっています。よって、本条項もそのように変更して頂けないでしょうか。	NO 122をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
127	17	26	2		事業者の善管注意義務違反がある場合のみ事業者負担」とし、帰責者が特定できない場合は貴県のご負担として頂けないでしょうか。せめて、別紙5による方法ではお願い出来ないでしょうか。それでも十分に事業者のインセンティブは保てると思います。	NO 122をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
128	17	26	2		本項に基づき発生した損害であっても、当該損害が県水道局様の責めに帰すべき事由により生じた場合は、県水道局様の負担になると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	新日本製鐵株式会社
129	17	26	2		前項の規定にかかわらず、「の表記は、削除すべきと思います。第 1項、第 2項とも事業者の負担を規定しているため）	ご指摘の通り、前項の規定にかかわらず、「の表記は削除致しました。	株式会社 日立製作所
130	18	27	1		事業用地における・・・合理的な増加費用及び損害」について、増加費用」とは、別紙 9の 表 A- 4サービスクロスの構成要素」中の「含まれる費用」欄に記載の項目の費用の増加、損害」とは事業者が生じた損害額という解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
131	18	27	1		事業用地において土壌汚染調査を実施されておりましたら、その結果をご提示下さい。また、事業用地に存在する地中障害物について、把握されている埋設物に関する資料をご提示下さい。	土壌汚染調査は実施していません。地中障害物については、県水道局が新施設設置区域内の全ての地中障害物を撤去する予定です。なお、既存施設設置区域内の地中障害物については、頒布資料をご確認ください。	電源開発株式会社
132	18	27	1,2		本各項にいう合理的な増加費用及び損害には、資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等）も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社
133	18				第6章表題における「排水処理施設」は新施設及び更新施設を指すものと思慮いたしますので、「新施設及び更新施設の完工及び引渡し」としてはいかがでしょうか。	ご指摘の通り、「排水処理施設」の表記を「新施設及び更新施設の完工及び引渡し」に変更致します。	新日本製鐵株式会社
134	18				第6章第1節表題「排水処理施設の完工」は第 1条第(29)号に定義した「新施設」を使用して「新施設の完工」としてはいかがでしょうか。	ご指摘の通り、「排水処理施設の完工」の表記を「新施設の完工」に変更致します。	新日本製鐵株式会社
135	14	30	3		第 3項は、第 12条の第 4項に合わせて、「3 前 2項の規定は、本件建設工事の施工の全部又は一部を請け負った第三者 以下、「工事請負人」という。）が、さらにその一部を構成員会社又は協力会社以外の第三者に請け負わせようとするときに準用する。」との表記が良いと考えます。	第 20条第 3項についてのご指摘と思われますので、ご指摘の通り、「3 前 2項の規定は、本件建設工事の施工の全部又は一部を請け負った第三者 以下、「工事請負人」という。）が、さらにその一部を構成員会社又は協力会社以外の第三者に請け負わせようとするときに準用する。」と変更しました。	株式会社 日立製作所
136	18	30	3		県水道局は、・・・立ち会いを求めることができる。」とあります。しかし、実務上、安全上やスケジュール上の理由などのために管理者である事業者の制限に従っていただかなければならない場合があると思われます。従って、末文に以下を追加して頂きたいお願い申し上げます。ただし、事業者は、安全上の理由ほか合理的理由により、かかる立ち合いに制限を付することができるものとする。」	県水道局としては、安全面その他に関する事業者の事情を踏まえて立ち会いを行うよう努めます。ご指摘の文言を特段追加する必要はないと考えます。	株式会社 荏原製作所 東関東支店

事業契約書（案）（4月23日公表版）に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
137	18	30	4		新施設の完成検査及び試運転による能力確認については、県水道局殿以外の第三者専門家等による判断もなされるのでしょうか。	第三者専門家による判断は行わない予定です。	株式会社 千葉銀行
138	18	30	5		試運転において、① 仮称)江戸川浄水場の現実の汚泥で含水率を○%以下にできる能力があるか。と記載がありますが、試運転を行う平成19年度後半には 仮称)江戸川浄水場の運転が開始されていると考えてよろしいですか。また、維持管理・運営開始日前の汚泥の受入れ及び上澄水の返送等の維持管理・運營業務については本事業の範囲外と考えてよろしいですか。	仮称)江戸川浄水場の稼働は、本事業の維持管理・運営の開始と同時であり、仮称)江戸川浄水場の汚泥を、試運転を行う時期に供給できるかは未定です。 仮称)江戸川浄水場分の試運転に用いる現実の汚泥は、県水道局と事業者が協議して定めます。 栗山浄水場分は、現実の汚泥を使って試運転時を行ってください。 また、維持管理・運営開始前の汚泥の受入れ及び上澄水の返送等の維持管理・運營業務は、本事業の対象外です。	日立プラント建設株式会社
139	18	30	5		原水濁度が240度以下の通常時において試運転を行う」としてお願い致します。	事業契約書（案）第30条4項のとおり、事業者は、試運転における新施設の性能が充足されているか否かの検査方法について、県水道局と協議することになりますが、一般的には、通常時に試運転を行います。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
140	19	30	7		研修完了証は、事業者が証し発行するものと考えて宜しいのでしょうか。	お考えのとおりです。	東亜建設工業
141	19	30	7		完成届に研修完了証を添付すると規定されています。事業者が研修完了証を発行すると思われますが、宛名は県水道局と運営人員のどちらになりますか。	宛名は千葉県水道局長としてください。	株式会社 石垣
142	19	31	1		廃棄物処理施設設置許可及び廃棄物処理業許可は、本事業の事業主体である県水道局様が取得すべきものであると思慮いたしますので、当該許可は県水道局様にて取得していただけないでしょうか。	産業廃棄物処理施設設置許可及び産業廃棄物処理業許可はSPCが取得してください。県担当課と協議済)	新日本製鐵株式会社
143	19	31	1		事業者が廃棄物処理業許可を取得する旨の規定がありますが、廃棄物を処理するのは事業者ではなく、処理委託先の再生利用業者ではないのでしょうか。事業者が前記許可を取得する必要はあるのでしょうか。	NO142をご参照ください。	株式会社 千葉銀行
144	19	31	1		施設の所有者は県水道局となりますが、設置許可の申請者は事業者と理解すればよろしいのでしょうか。また、業の許可は事業者として取得が必要なのでしょうか。	NO142をご参照ください。	日立造船株式会社

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
145	19 26	31 49	1 1		49条 1項より、県水道局が汚泥の排出事業者（汚泥に関するマニフェストの発行も県で行う）となり、31条1項で記述されている許可の取得より、SPCは中間処理業者（汚泥を処理して発生土を発生させるため、発生土に関するマニフェストの発行を行う）となると理解で宜しいでしょうか？	お考えのとおりです。	ダイヤモンドリース株式会社
146	19	31	1		中間処理業者であるSPCから運営・維持管理会社にSPCから排水処理場の運転業務を委託する場合、運営・維持管理会社は、廃掃法上の許認可を取得する必要はないという理解で宜しいでしょうか？	SPCが産業廃棄物処理業許可を取得し、排水処理施設の運転管理業務を維持管理運営会社に委託する場合、維持管理運営会社は、廃掃法上の許認可を取得する必要はありません。	ダイヤモンドリース株式会社
147	19	31	1		ただし法令上県水道局が申請すべき許認可は県水道局が行う」との記載を追加頂くようお願い致します。	本条項に関して県水道局が取得する許認可はありませんので、追記の必要はないと考えます。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
148	19	31	1		法令上、県水道局殿が申請すべき許認可については、県水道局殿の指示に従い、事業者が必要な書類の作成・提出及びこれらにかかるその他の事務処理を行なうものとします。	NO147をご参照ください。	株式会社 東芝
149	19	31	1		事業者が許認可を取得する際には、県水道局殿はその申請に必要な資料の提出その他について御協力頂けるものと考えます。	県水道局は事業者が許認可申請する際に必要な資料の提供等の協力をしますが、申請に必要な書類の作成は事業者が行ってください。	株式会社 東芝
150	19	31	1		廃棄物処理施設設置許可申請における要件、市街化調整区域における施設は都市計画決定が必要となります。建築基準法第51条ただし書きの規程、その他施設（廃掃法15条産業廃棄物処理施設）に該当します。事業者は運営に必要な一切の許認可の取得を完了するには都市計画審議会での位置決定は県の範囲であるか事業者の範囲であるか明確にする必要が存在します。よって、入札公募での公表を希望します。	所管行政庁から、本事業の施設の建設に関して建築基準法第51条ただし書の規定による許可は不要であるとの回答を得ています。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
151	19	32	4		前4項とは前3項のことかと考えます。御確認ください。	ご指摘の通り、「前 4項」を「前 3項」に修正しました。	富士電機システムズ株式会社
152	19	32	4		「前4項」との記載は正しくは「前 3項」ではないかと存じます。変更をお願い致します。	NO151をご参照ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
153	19	32	4		前 4項とありますが、3項ではないでしょうか。	NO151をご参照ください。	株式会社 千葉銀行
154	19	32	4		「前 4項…」は、「前 3項…」でよろしいですか。	NO151をご参照ください。	株式会社 日立製作所
155	19	32	4		検査方法その他の詳細は事業者の提案をベースに協議されるものとしていただけないでしょうか。	検査方法その他の詳細については、事業者の提案も考慮しますが、それをベースとすることはできません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
156	19	32	4		検査の方法その他の詳細については、事業者と協議の上、県水道局が定めるとありますが、具体的に検査実際の何日前に決定されるのでしょうか。	決定期限は検査実施日の2日前としますが、できるだけ速やかに決定したいと考えます。	三菱商事株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
157	19	32	5		この規定では、貴局の判断で維持管理・運営体制の不備の存在が決定されることになります。事業者へ是正通知を発する前の段階で、貴局と事業者との協議によって不適合の存在を判断する規定としていただきたいと存じます。	必要に応じて協議をすることも想定されますが、判断は県水道局が行うものとします。	東亜建設工業
158	19	32	7		是正に係る事業者の合理的な増加費用及び損害」について、増加費用」とは、別紙 9の 表 A- 4サービス購入料の構成要素」中の 含まれる費用」欄に記載の項目の費用の増加、損害」とは事業者が生じた損害額という解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
159	19	32	7		県水道局様が負担される合理的な増加費用及び損害には、資金調達に係る金融費用 (スワップブレークコスト等) も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社
160	20	32	9		本契約は書面主義によるものと認識しております。よって 完工確認通知書」は必ず交付願います。	新設施設の完工が確認された場合に水道局が完工確認通知書を交付する旨は、第33項第1項に定めております。	戸田建設株式会社 千葉支店
161	20				第6章第2節表題 排水処理施設の県水道局への引渡し・所有権移転」は第 1条第(29)号に定義した 新設施設」を使用して 新設施設の県水道局への引渡し・所有権移転」としてはいかがでしょうか。	ご意見の通り 排水処理施設の県水道局への引渡し・所有権移転」の表記を 新設施設の千葉県への引渡し・所有権移転」に変更致しました。	新日本製鐵株式会社
162	20	34	3		新設施設の所有権は、事業者が原始的に取得する」とありますが、地方税法第 73条の 2第 2項との関係からして、本件施設の不動産取得税は事業者は負担しなくてもよいとの理解でいいのでしょうか？	新築施設を事業者が原始的に取得し、それを新築後即座に 未使用のまま、6ヵ月以内に)千葉県へ引き渡した場合は不動産取得税は課税されないと想定しておりますが、必要に応じて、都道府県税務当局或いは総務省自治税務局都道府県税課にお問い合わせ下さい。	戸田建設株式会社 千葉支店
163	20	34	3		確認させていただきますが、事業者と建設請負者との契約等の中で事業者が一旦所有者となることを規定するという理解でよろしいでしょうか。	本事業において、新設施設の工事の発注者は SPCであり、SPCが工事請負者との間で請負契約を締結することになります。したがって、SPCが施設完成時において新設施設を原始的に取得するのが適当と思われるので、建設工事請負契約でもその旨を規定してください。	日立造船株式会社
164	20	34	3		新設施設の所有権については、事業者が原始的に取得するとすると不動産取得税が課税される可能性があると思われるため、県水道局様が原始的に取得するとしたほうがよろしいのではないのでしょうか。	NO162及びNO163をご参照ください。	新日本製鐵株式会社
165	20	34	3		新設施設の登記は不要と理解しております。	NO162及びNO163をご参照ください。なお、新設の脱水機棟は登記が必要になります。	三菱商事株式会社

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
166	20	35	1	1	瑕疵担保期間は10年とあります。しかし、実務上瑕疵担保期間は2年ではないでしょうか。瑕疵が故意・重過失に基づく場合は10年)。事業者としては一般の瑕疵担保期間より長い瑕疵担保責任を負うことになり不合理な感じがします。従って、本号の10年(2ヶ所)は2年 ただし瑕疵が故意・重過失に基づく場合は10年)」としていただきたく、お願い申し上げます。	ご指摘の通り、事業契約書案の規定内容は通常の公共工事標準契約約款とは異なりますが、県水道局が行った調査・検討の結果、10年間の瑕疵担保期間の設定は合理的な範囲内であると結論づけております。従って、本規定は特に変更致しません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
167	20	35	1	(1)	中央建設業審議会作成「公共工事標準請負契約約款」第44条Bの記載に基づき、下記の通り、文面を見直し戴けませんでしょうか。 事業契約書(案)本文 県水道局による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、新設施設の引渡しを受けた日から10年以内(但し、機器・設備については1年以内)に行われなければならない。』 レビュー後文面 県水道局による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、新設施設の引渡しを受けた日から建物・土木工作物については2年以内、機器・設備については1年以内に行われなければならない。但し、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年以内とする。』	NO166をご参照ください。	三菱重工業株式会社
168	20	35	1	1	本条第3項に「事業者は工事請負人等をして・必要な措置をとるものとする」とあります。よって、請負契約の円滑な締結と請負人の過度の負担とならない為にも、瑕疵担保権の行使期間は、通常の公共工事標準約款により事業者の故意又は重大な過失による場合は10年、それ以外は2年」としていただけないでしょうか。	NO166をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
169	20	35	1	1	瑕疵担保期間として「10年以内(ただし、機器・設備については1年以内)」の「10年」は長きに失すると思います。民間建設工事標準請負契約約款では、原則として1年間、金属造、コンクリート造等において2年間と規定されています。	NO166をご参照ください。	株式会社 日立製作所
170	20	35	1	(1)	本号但書について、本文との整合性を図るため以下の修正をしていただけないでしょうか。ただし、新設施設が瑕疵により滅失又は毀損したときは、新設施設の引渡しを受けた日から10年以内(ただし、機器・設備については1年以内)で、かつ、その滅失又は毀損の日から1年以内(ただし、機器・設備については1ヶ月以内)に行なわなければならない。」	NO166をご参照ください。	新日本製鐵株式会社
171	20	35			瑕疵担保につきましては、建築に付帯する空調、照明等の設備についても機器・設備に分類され、請求は1年以内にと考えておりますが、この考えで宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。	月島機械株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
172	21	35	1	(2)	直ちに」とありますが、具体的な期日を定めて頂けますでしょうか。	契約書では具体的な期日を定めることはできません。	三菱商事株式会社
173	21	35	2		指示が不適當」とありますが、技術的な判断だけでしょうか、あるいは経済的な判断も含むのでしょうか。	技術的判断と経済的判断の両方を含みます。	三菱商事株式会社
174	21	35	3		瑕疵の修補又は損害の賠償をなすことについて保証させるべく必要な措置をとるとありますが、具体的にはどのような措置を想定しているのでしょうか。瑕疵担保保証書の差し入れでしょうか)	瑕疵担保保証の差し入れ等を想定していますが、同様の効果を得ることができればそれに限りません。	株式会社 千葉銀行
175	20	35	3		必要な措置」とありますが、具体的にはいかなるものを想定されているのでしょうか？	NO174をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
176	21	37	1		事業者は、本契約、入札説明書等、提案書及び全体工事工程表に基づき、自らの責任と費用において、別紙1 に示された期間内に既存の脱水設備等の撤去を完了する。」とあります。等」の詳細内容につき、具体的にお示しください。	脱水設備等」の内訳は、業務要求水準書の別紙 4の種別に「撤去」と記載されている設備と一切の電気計装設備です。	電源開発株式会社
177	21	37			既存脱水設備等の撤去において、撤去完了の確認検査方法 (項目)、撤去した廃材の処理の仕方について具体的なものは、実施方針等に記載されていたのでしょうか。費用算定のために質問いたします。	撤去の状況を写真及び目視で確認します。廃材の処理は、関係法令に基づき適切に処分してください。産業廃棄物として処分する場合は、マニフェストの写しを提出してください。また、スクラップ等として売却する場合は、それを証明する書類を提出してください。	月島機械株式会社
178	21	37			県水道局は既存脱水設備等を撤去にあたり、事業者の作業に支障が生じないよう協力する」という内容を追加頂くようお願い致します。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
179	22	39	5		この規定では、貴局の判断で逸脱の存在が決定されることになります。事業者へは正通知を発する前の段階で、貴局と事業者との協議によって不適合の存在を判断する規定としていただきたいと存じます。	必要に応じて協議をすることも想定されますが、判断は県水道局が行うものとします。	東亜建設工業
180	22	39	7		是正に係る事業者の合理的な増加費用及び損害」について、増加費用」とは、別紙 9の 表 A- 4サービス購入料の構成要素」中の「含まれる費用」欄に記載の項目の費用の増加、損害」とは事業者が生じた損害額という解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
181	22	39	7		本項の場合には、必要に応じて別紙 11に定める既存の脱水設備等の撤去に係る期間の変更も認められると理解してよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰すことができない場合は、既存の脱水設備等の撤去に係る期間を変更することも一つの選択肢として想定されます。	新日本製鐵株式会社
182	22	39	7		県水道局様が負担される合理的な増加費用及び損害には、資金調達に係る金融費用 (スワップブレイクコスト等) も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
183	22	39	9		本契約は書面主義によるものと認識しております。よって 完工確認通知書」は必ず交付願います。	既存施設の 撤去)完工が確認された場合に水道局が完工確認通知書を交付する旨は、第40項第1項に定めております。	戸田建設株式会社 千葉支店
184	22	41			撤去に関して、第30条 完成検査等)の準用は不相当と思われます。また、瑕疵担保についても第35条を準用すると瑕疵担保期間が不明瞭になると思われます。別途撤去に関しての瑕疵担保の規定を設け、撤去に関する瑕疵担保期間を1年として規定して頂けるようお願い致します。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
185	22				第8章表題 排水処理施設の維持管理・運営」は第1条 第(34)号に定義した 全体施設」を使用して 全体施設の維持管理・運営」としてはいかがでしょうか。	ご意見の通り、排水処理施設の維持管理・運営」の表記を 全体施設の維持管理・運営」に変更致しました。	新日本製鐵株式会社
186	22	42			本条表題 排水処理施設の維持管理・運営」は第1条 第(34)号に定義した 全体施設」を使用して 全体施設の維持管理・運営」としてはいかがでしょうか。	ご指摘の通り、排水処理施設の維持管理・運営」の表記を 全体施設の維持管理・運営」に変更致します。	新日本製鐵株式会社
187	22	42	2		維持管理・運営に必要な資料を県水道局殿から提供いただけるのは開始予定日の30日前までとなっていますが、一方で第43条1項では事業者は同日までに維持管理・運営仕様書を作成し県水道局様に提出することを要求されております。県水道局様からの資料を提供いただいたのと同日に維持管理・運営に必要な仕様書を提出するのは不可能であり、また仕様書の一部を30日前よりも先に提出すべきと判断されるケースも想定されることもありますので、県水道局様による資料の提供を開始予定日の30日前より相当早めに (例えば90日前)変更頂きたく、お願い致します。	ご意見を踏まえ、「90日前までに」に変更しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
188	22	42	2		「30日前までに」とは 遅くとも30日前までに」という意味で、運営開始日厳守の為に、事業者の要請により 速やかなる対応」をとって頂けるようお願い致します。	NO187をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
189	23	43	1		維持管理・運営仕様書」については、以下でも使用されておりますので、本項において定義を取ったほうがよいのではないのでしょうか。	ご意見の通り、維持管理・運営仕様書」の定義を第 1条に追加致しました。	新日本製鐵株式会社
190	23	43	8	1	(1)(2)の取扱い、県水道局に起因する事由である場合もあると考えられますので、事業者から請求しても可能なのではないのでしょうか。	事業者がサービス購入料の変更を申し出ることには可能です。	日立造船株式会社

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
191	23	43	8	2	但書部分について、要求水準書に示した水準は超えなくても仕様変更を要するケース（汚泥の質自体が変わった等）があり得るのではないのでしょうか。従って、県水道局が維持管理・運営に係る対価を増加させる場合として、要求水準書に示した水準を超える仕様変更を求めた場合」の他に「県水道局が合理的と認めた場合」を追加し、より柔軟性のある規定としてはどうでしょうか。	ご意見を踏まえ、第 2号のただし書き部分を変更しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
192	23	43	8	2	県水道局が要求水準書に示した水準に無い仕様変更を求めた場合も含むと考えてよろしいのでしょうか。	条文を修正し、「千葉県と事業者が要求水準書に基づき合意した仕様概要書の水準を越える仕様変更を求めた場合に限る。」としました。	三菱商事株式会社
193	23	43	8	2	サービス購入料を増加させることにより県水道局様が負担される増加費用及び損害には、資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等）も含まれると理解してもよろしいのでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社
194	23	43	9		本項にいう平成〇年〇月〇日とは、別紙1に定める送泥条件の変更に係る日であると理解してよろしいのでしょうか。	送泥条件の変更日以前の年月日ですので、記述を変更しました。	新日本製鐵株式会社
195	24	44	1		事業者は、…各事業年度の維持管理・運営業務についての業務計画書を作成し、当該年度が開始する30日前に県水道局に提出し、と記載がありますが、維持管理・運営業務開始の平成19年度については維持管理・運用開始予定日の30日前までに提出すると考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。	日立プラン建設株式会社
196	24	44	1		「各事業年度の維持管理・運営業務についての業務計画書」は以下でも「維持管理・運営業務計画書」として使用されていますので、本項において定義を取ったほうがよろしいのではないのでしょうか。	ご意見の通り、「維持管理・運営業務計画書」の定義を第 1条に追加致しました。	新日本製鐵株式会社
197	24	44	2		但書部分について、維持管理・運営仕様書の水準は超えなくても維持管理・運営業務計画書の変更を要するケースがあり得るのではないのでしょうか。従って、当該変更に伴う費用の負担については、「仕様書の水準を超えて計画書の変更を求めた場合」の他に「県水道局が合理的と認めた場合」を追加し、より柔軟性のある規定としてはどうでしょうか。	千葉県と事業者が要求水準書に基づき合意した仕様概要書の水準を越える仕様変更を求めた場合に限る。」に変更しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
198	24	44	2		「県水道局はその合理的な増加費用及び損害を負担する」について、「増加費用」とは、別紙 9の 表 A- 4サービス購入料の構成要素」中の「含まれる費用」欄に記載の項目の費用の増加、「損害」とは事業者が生じた損害という解釈でよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
199	24	44	2		県水道局様が負担される合理的な増加費用及び損害には、資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等）も含まれると理解してもよろしいのでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
200	24	45	6	-	維持管理・運営受託者等に係る何らかの紛争等に起因して維持管理・運営業務に支障が生じた場合において、県水道局又は事業者が負担することとなる合理的な増加費用及び損害については、すべて事業者が負担するものとする。」とあります。 事業者帰責事由なき事由、不可抗力事由について、事業者がリスク負担するのは理不尽ですので、当該事由については、事業者リスク負担から除いていただきたく。	維持管理・運営受託者の使用は事業者の責任と費用において行っていただきますので、ご指摘の場合においても県水道局に対しては合理的な増加費用及び損害については事業者の負担となります。	電源開発株式会社
201	24	45	6		「...紛争等に起因して...支障が生じた場合...、増加費用及び損害については、すべて事業者が負担」とあります。しかし、事業者がこのような負担をするのは、帰責事由がある場合に限られると思われます。ただし不可抗力、法令変更の場合は別紙による。さもなければ事業者は不合理な負担を被ることになります。従って、上記文言は以下のようにしていただきたくお願い申し上げます。「...紛争等で事業者もしくは維持管理・運営受託者等の責めに帰すべき事由に起因して...支障が生じた場合...、増加費用及び損害については、すべて事業者が負担」。	NO 200をご参照ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
202	24	45	4		県水道局様による、維持管理・運営業務の遂行体制についての報告要求又は廃棄物管理票の写しの開示要求は、事業者の業務に支障を与えない範囲に限られると理解してよろしいでしょうか。	県水道局は、必要と認めた場合には維持管理・運営業務の遂行体制についての報告を求めことができるものとします。廃棄物管理票の写しの開示要求に対しては、速やかに対応してください。	新日本製鐵株式会社
203	24	45	1		維持管理・運営業務を第三者に委託する事ができるとありますが、今後、明示頂けると予想される本業務に関する参加資格要件を第三者に委託することで満足する事が可能であると考える。ただし、入札参加段階では、第三者が未定の可能性があります。	NO 49をご参照ください。	株式会社 東芝
204	24	45	4		事業者が廃棄物の排出者は事業者であるとの位置付けでしょうか。また、委託先と契約行為等がある場合、事業者が契約となると理解してよいでしょうか。	県水道局が産業廃棄物の排出者となります。県水道局がSPCに対して産業廃棄物（汚泥）の処理を委託することになります。	日立造船株式会社
205	25	46	2	1	事業者が生じた合理的な増加費用及び損害を負担する」について、増加費用」とは、別紙 9の「表 A- 4サービス購入料の構成要素」中の「含まれる費用」欄に記載の項目の費用の増加、損害」とは事業者が生じた損害額という解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
206	25	46	2	1	「...合理的な増加費用及び損害を負担する。」とありますが、この中には、事業者の得べかりし利益も含まれると考えてよろしいか？	得べかりし利益は含まれません。	電源開発株式会社
207	25	46	2	1	県水道局様が負担される合理的な増加費用及び損害には、資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等）も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
208	25	46	2	1,2	遅延に関して、事業者帰責事由による遅延の場合のみ違約金が課されるのは片務的であり、以下のいずれかで対応いただきたく願います。 1. 第 1号に県水道局帰責の場合にも年8.25%の違約金を事業者を支払うという規定を含めて頂く。これは、遅延損害金の一般規定である第87条にも整合するものと思料致します。) 2. 第 2号末尾に かかる損害が違約金を下回る場合、県水道局は、事業者にかかる差額を返還する。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
209	25	46	2	2	「違約金を県水道局に支払う」とあります。しかし、第69条は県水道局の不履行による債務不履行の場合には違約金が設けられていません。これは公平を欠く気がします。また、損害が違約金を上回った場合は損害賠償を請求でき、下回った場合には返還されないというのは、不合理な感じがします。帰責事由があれば合理的額の損害賠償を負担すべきですが、それで十分ではないでしょうか。従って、末文に以下を追加して頂きたくお願いいたします。 かかる損害が違約金を下回る場合、県水道局は、事業者にかかる差額を返還する。」	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
210	25	46	2	2	遅延損害金に係る率が年8.25%と記述されております。財務省告示第76号により、政府契約の支払遅延防止に対する遅延利息の利率が年8.25%から年3.6%に改められたこともあり、平成15年3月3日（適用）全国の自治体においても、見直しがされていると考えます。この様なことから、本契約においても損害遅延金に係る利率を見直していただけますようお願い致します。	千葉県水道局の規程により、遅延損害金の利率は年8.25%とします。	月島機械株式会社
211	25	46	2	2	遅延損害金に係る率が年8.25%となっています。近年の低金利水準を踏まえ、財務省告示第76号により、政府契約の支払遅延防止に対する遅延利息の利率が年8.25%から年3.6%に改められ（平成15年3月3日から適用）、全国自治体においても、見直しがなされつつあります。よって、本契約においても損害遅延金に係る利率の見直しをお願い致したく存じます。	NO210をご参照ください。	電源開発株式会社
212	25	46	2	2	年8. 25%は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に係る財務省告示第76号に従い、年3. 6%とされるべきではないでしょうか。	NO210をご参照ください。	新日本製鐵株式会社
213	25	46	2	2	事業者の責めに帰すべき事由に関し、括弧内については事業者の責めに帰すべき事由により県水道局様が事業者に対して当該是正を要求したことにより建設期間を変更した場合に限定すべきであると思慮いたしますので、本契約に従い」を「第14条第2項又は第23条第5項に従い」としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、修正しました。	新日本製鐵株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
214	25	46	2	2	県水道局が事業者に対して本件建設工事に係る設計又は本件建設工事につき是正を要求したことにより維持管理・運営の開始が遅延した場合も事業者の責とする旨の記載がありますが、是正要求の帰責事由が事業者にある場合と限定していただけないでしょうか。	NO 213をご参照ください。	株式会社 千葉銀行
215	25	46	2	(2)	2行目「是正」には、第14条4項に規定されている 県水道局の責めに帰すべき是正」は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	お考えの通りです。	三菱商事株式会社
216	25	46	2	3,4	本各号にいう合理的な増加費用及び損害には、資金調達に係る金融費用 (ワップブレークコスト等) も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社
217	25	46	4	2	サービス購入料を増加させることにより県水道局様が負担される増加費用及び損害には、資金調達に係る金融費用 (ワップブレークコスト等) も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社
218	25	46	2	4	法令変更による遅延において、事業者が保険等を受領した場合の県水道局殿の負担一部控除についての規定 (46条2項3号と同様の文言) を加えた方が、整合性からも望ましいと判断致します。	ご指摘を踏まえ、第 4号の但し書きとして、以下を加えました。ただし、法令変更に起因して損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は千葉県が負担すべき額から控除する。」	株式会社 荏原製作所 東関東支店
219	25	46	3		前2条の規定は、後期の維持管理・運営開始の遅延に準用する。」ということですが、前 2項の間違いではないでしょうか。そうした場合、2項 (2) の建設工事費等相当額に対して年 8. 25% の違約金が、後期の遅延に関しても適用されるのでしょうか。設備の減価に応じて違約金の対象額も減額されるべきものと考えます。	前段につきましては、ご指摘の通り 前 2条」の表記を 前 2項」に修正致します。後段につきましては、ご意見として承りました。	富士電機システムズ株式会社
220	25	46	4		180日前までに事業者の後期の維持管理・運営開始予定日を変更する事ができる。基本的には理解しますが、通知は年度の開始90日 (もしくは180日) 前として頂きたい。維持管理・運営委託、発生土処分委託等は年度での契約を想定しています。途中での解約・改定は混乱を来す恐れが存在しますので配慮願います。	事業契約書 案) のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
221	25	46	2		(2)にて、事業者の責めに帰すべき事由により遅延した場合、事業者は年8.25%の割合で違約金を県水道局に支払うとの規定があります。しかし、(1)には、県水道局の責めに帰すべき事由により遅延した場合についての同様な規定が無く、片務的と思われますので、同上の場合にも同様の率にて規定を設けて頂けませんか。	事業契約書 案) のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 石垣

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
222	25	47	1		本事業における 近隣の定義「範囲」と 合理的に要求される範囲の近隣対策」を具体的な明記をお願い致します。本事業は公共事業であることから 近隣」については明確な定義をお願い致します。	一般的な公共工事契約で規定されるものと同等の範囲とします。	戸田建設株式会社 千葉支店
223	25	47	1		本項にいう 近隣対策」は、第21条第3項の定義と同じであると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	新日本製鐵株式会社
224	25	47	3		県水道局は、... 協力を行うものとする」とあります。しかし、近隣対策が、維持管理「運營業務」に関するものではなく、この事業自体に関し必要となる場合、県水道局が「自己の費用と責任」で必要な近隣対策を講じていただく必要があると考えます。従って、末文に以下を追加して頂きたい申し上げます。ただし、本件事業に関し近隣対策が必要となる場合、県水道局が、自己の費用と責任において、近隣対策を実施する。」	ご指摘のような事業自体に関する近隣との調整につきましては、第21条第1項「県水道局による近隣説明」の一環として、事業期間中も必要に応じて県水道局が自らの責任と費用において実施致します。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
225	26				第8章第2節表題「排水処理施設の維持管理・運営」は第1条第(34)号に定義した「全体施設」を使用して「全体施設の維持管理・運営」としてはいかがでしょうか。	ご指摘の通り「排水処理施設の維持管理・運営」の表記を「全体施設の維持管理・運営」に変更致します。	新日本製鐵株式会社
226	26	48			本条表題「排水処理施設の修繕及び機器の更新」は第1条第(34)号に定義した「全体施設」を使用して「全体施設の全体施設の修繕及び機器の更新」としてはいかがでしょうか。	ご指摘の通り「排水処理施設の修繕及び機器の更新」の表記を「全体施設の修繕及び機器の更新」に変更致します。	新日本製鐵株式会社
227	26	48	1		県水道局はこれに要したその合理的な費用を負担する」について、「増加費用」とは、別紙 9の「表 A- 4サービス購入料の構成要素」中の「含まれる費用」欄に記載の項目の費用の増加という解釈でよろしいでしょうか。また、それ以外に事業者に損害が生じた場合は、その損害へのご負担もして頂けるという解釈でよろしいでしょうか。	前段につきましては、ご指摘の通りの理解で結構です。後段につきましては、合理的な範囲内で損害も負担します。	戸田建設株式会社 千葉支店
228	26	48	4		末尾の「事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は県水道局が負担する」について、「増加費用」とは、別紙 9の「表 A- 4サービス購入料の構成要素」中の「含まれる費用」欄に記載の項目の費用の増加、「損害」とは事業者が生じた損害額という解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
229	26	48	4		不可抗力又は法令変更により、維持管理・運営仕様書及び維持管理・運營業務計画書に記載のない修繕又は更新を行なう必要が生じた場合、当該修繕又は更新に伴い事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙5又は別紙6のとおり負担とされると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	新日本製鐵株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
230	26	48	5		本事由による 増加費用と損害の負担」については、第4項に準ずるといふことでよろしいでしょうか。	県水道局の責めに帰すべき事由によるものであるとき、または、既存施設の主体構造物であるコンクリート部分の欠陥に起因する場合は、県水道局が合理的な増加費用及び損害を負担しますが、それ以外は事業者の負担となります。	戸田建設株式会社 千葉支店
231	26	48	5		本項に従い実施される修繕又は更新に伴い事業者が生じた合理的な増加費用及び損害の負担は、第4項 注：上記の修正を含みます。)の定めに従うものと理解してよろしいでしょうか。	NO230をご参照ください。	新日本製鐵株式会社
232	26	49	1,3		県水道局より送泥される汚泥を受け入れるとありますが、一般の汚泥サンプリングに於いて成分分析の結果、受け入れ汚泥の成分によっては発生土の再生利用 (処理能力)に影響を及ぼす可能性も有ります、特に塩素成分です。つきましては、第3項の送泥計画に基づく県水道局と事業者との受け入れ調整事項に、受け入れ汚泥の成分に関する事項の調整も含む旨、ご検討お願い致します。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	株式会社ピーエス三菱
233	26	49	1		入札説明書等に記載された固形物発生量の条件の範囲内で汚泥を事業者に送泥する。業務要求水準書 案)No24での回答にある計画数値・算定根拠、変更数値・算定根拠を事業契約書 案)に記載願います。	事業契約書 案)に計画数値等を記載することは適当でないと考え、送泥する汚泥に関しては要求水準書に記載のとおりとします。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
234	26	49	1		県水道局様から事業者へ送泥される汚泥が、入札説明書等に記載された固形物発生量の条件を逸脱した場合、事業者は当該汚泥の受け入れを拒否できると理解してよろしいでしょうか。また、事業者が当該汚泥を受け入れた場合には、県水道局様が、当該受け入れにより事業者が生じた増加費用及び損害を負担すると理解してよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえ、契約書案を 千葉県は要求水準書の排水処理業務に記載されたとおり汚泥を送泥する。」に変更します。したがって、送泥する汚泥はすべて受け入れていただくこととなります。	新日本製鐵株式会社
235	26	49	1		入札説明書等に記載された固形物発生量の条件範囲内で送泥するとありますが、月間及び年間の固形物発生量について上限設定がされるとの理解でよろしいでしょうか。また、上限を超えた場合の追加費用は県水道局殿のご負担と考えてよろしいでしょうか。	NO234をご参照ください。	株式会社 千葉銀行

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
236	26	49	1		「…入札説明書等に記載された固形物発生量の条件の範囲内で汚泥を事業者に送泥するものとし、…」と記述されています。これに関連して 実施方針等に関する質問及び回答 業務要求水準書分)No32」において、想定量を大幅に上回り事業が成り立たなくなった場合の責任は県水道局がとる。」とのご回答がありますが、想定量を大幅に上回るとはどのような場合でしょうか？ 例えば、年間汚泥発生量で〇〇t-ds/y以上となるような場合」、の様に定量的に示していただきたいと思います。また、これらについて、入札説明書に具体的、定量的にお示しいただけると考えてよろしいか？	事業契約書 案)は、「…業務要求水準書の排水処理業務に記載されたとおり汚泥を事業者に送泥するものとし、…」に修正しました。 なお、想定量を大幅に上回り事業が成り立たなくなった場合」とは、要求水準書の前提条件に示す計画固形物量等の諸数値に基づいて設計・建設した排水処理施設により、維持管理・運営業務の継続が困難になった場合のことです。 例えば、県水道局の計画変更により、浄水処理量が増加する場合や、凝集剤の変更により汚泥性状が大幅に変化した場合が想定できますが、汚泥発生量等を具体的に示すことはできません。	電源開発株式会社
237	26	50	1		上澄水の返送について県水道局殿から特段の指示がある場合につき、「この限りではない」という文言ですと事業者の義務が不明瞭かと存じます。事業者は坂川に上澄水を放流することとする。」といった具体的な指示の記載を頂くようお願い致します。	ご意見の通り、事業者は坂川に上澄水を放流することとする。」と変更しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
238	26	50	2		県水道局様の責めに帰すべき事由、不可抗力又は法令変更により事業者が別紙8に記載の条件を充足できない場合は免責していただけないでしょうか。	県水道局の責めに帰すべき事由、不可抗力及び法令変更による場合は、別途協議になります。	新日本製鐵株式会社
239	27	51			県水道局様の責めに帰すべき事由、不可抗力又は法令変更により事業者が発生土につきすべて再生利用できない場合は免責していただけないでしょうか。	県水道局様の責めに帰すべき事由、不可抗力または法令変更により、事業者が発生土を再生利用することが不可能となった場合は、協議により最終処分場への埋立てを認めることがあります。	新日本製鐵株式会社
240	27	51			発生土の全量再生利用のため、事業者はできるだけ安価な再生利用先を選定・組み合わせ、提案する事になります。ここで、想定外の重金属含有の発生土が排出された場合、有効利用用途はせいぜいセメント原料くらいしかない上に、受入れに対し種々の条件（価格面など）が付けられる可能性があります。実施方針等に関する質問及び回答 実施方針分)No151」において、重金属含有に問題が生じた脱水ケーキは、県水道局が責任を負います。」とのご回答を得ておりますが、これは、 ①セメント原料としての受け入れが不可能な場合で、その他の有効利用先が見つからない場合においては、県水道局殿の費用負担で最終処分場への持ちこみを行うこともある。 ②セメント原料として受入れが行われた場合、当初想定していた再生利用費との差額については、県水道局殿にご負担頂ける。	原水への重金属の混入など事業者の責めに帰すべき事由以外で発生土に重金属が混入し再生利用が不可能となった場合は、協議により最終処分場への埋立てを認めることがありますが、この場合の再生利用単価を上回る増加費用分は県水道局が負担します。	電源開発株式会社
241	27	51			別途承諾される場合として想定されるケースはどのようなものでしょうか。	事業契約書 案)別紙 11の 3 ②ウにより認められた場合です。	日立造船株式会社

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
242	27	53	1		第3項は存在しませんので、「第3項に定める保険により補填されるものを除く。以下、本条において同じ。）」は削除していただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、契約書案を 事業者の提案による保険により補填されるものを除く。」に変更致しました。	新日本製鐵株式会社
243	27	53	1		「…ただし、その損害 第3項に定める保険により補填されるものを除く。以下、本条において同じ。）」のうち県水道局の…」の括弧内は該当する項目が無く、削除すべきと考えます。	NO. 242をご参照ください。	株式会社 日立製作所
244	27	53	2		通常避けることができない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がこれを負担するものとなっていますが、通常の公共工事に比して過大な負担であり、これを事業者が負担する場合は保険加入や損害想定額の留保等により入札価格が上昇する可能性があるかと思われます。公共工事標準請負約款と同等レベルに変更していただけないでしょうか。	本事業においては、地理的な条件からこのような事態が起こることはあまり想定されず、また、事業者がそのような事態の発生防止のために積極的な技術を用いるインセンティブを維持させるために、事業者の負担とします。	新日本製鐵株式会社
245	27	53	2		通常避けることができない事由による第三者損害の責任を事業者が負担するのは不合理と思われます。 通常避けることができない…」ではなく事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない…」とした上で、貴局の負担とすべきと考えます。	NO. 244をご参照ください。	東亜建設工業
246	27	53	2		事業用地は県水道局が指定したものであること、又、誰が実施しても回避できない事由による損害であることを考慮しますと、事業者がこれらのリスクを全て負担せねばならないことにつき合理的な理由が見出せません。また、事業者がこれを負担するとなると、これに対応するコストが契約金額として転嫁され契約金額の上昇を招く結果となり、双方にとって不都合な結果となると思います。従って、事業者は、事業者が事前調査又は工事において善管注意義務を怠ったときに限り応分の負担をすることに留め、これ以外は不可抗力の規定を準用して負担先を決めるとしてはどうでしょうか。	NO. 244をご参照ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
247	27	53	2		事業者の善管注意義務違反がある場合のみ事業者負担」とし、帰責者が特定できない場合は別紙 5による方法でお願い出来ないでしょうか。それでも十分に事業者のインセンティブは保てると思います。	NO. 244をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
248	27	53	2		本項に基づき発生した損害であっても、当該損害が県水道局様の責めに帰すべき事由により生じた場合は、県水道局様の負担になると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	新日本製鐵株式会社

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
249	27	53	2		排水処理の維持管理・運営に直接関係しない項目、及び貴局の責めに帰すべき事由については、貴局の負担として頂けないでしょうか。 善管注意義務を超えての第三者賠償は、PF事業の目的から逸脱すると思います。災害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染 粉塵発生を除く、水質汚染、悪臭、電波障害等)	NO 244及びNO 248をご参照ください。	株式会社 日立製作所
250	27	53	2		前項の規定にかかわらず、」の表記は、削除すべきと思います。第 1項、第 2項とも事業者の負担を規定しているため)	ご指摘のとおり 前項の規定にかかわらず、」を削除致しました。	株式会社 日立製作所
251	27	54	1,2		本各項にいう事業者が発生した合理的な増加費用及び損害には、資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等）も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	新日本製鐵株式会社
252	27	54	3		維持管理・運営期間においては、県水道局様が保険を付保することになると思慮しますので、本項は削除してはいかがでしょうか。	維持管理・運営期間中における保険の付保については事業者の提案によります。事業者が保険を付保する可能性を考慮して契約書案では本規定を置いています。選定事業者が保険を付保しない場合は、本項は契約締結時には削除します。	新日本製鐵株式会社
253	28	55	5		本項については、維持管理・運営仕様書の内容をもとに、県水道局と事業者の協議後直ちに決定されるものとする。」と修正いただきたくお願いいたします。	県水道局としてはできるだけ速やかに決定するよう努めます。本条文は、特に変更する必要はないと考えます。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
254	28	56	3		第1 項に規定するモニタリングの結果、維持管理・運営業務の状況が、要求水準を満たしていないこと（以下、業務不履行」という）が判明した場合の「ただし、第58 条に基づくサービス購入料の減額又は支払い停止の手続を除く。」は以下のとおりとする。」とあります。事業者の抗弁するステージを追記していただきたく。	必要に応じて確認・協議をすることも想定されますが、条文自体は特に変更致しません。	電源開発株式会社
255	28	56	1		本項柱書にいう「排水処理施設」は第1条第(34)号に定義した「全体施設」を使用してはいかがでしょうか。	ご指摘の通り「排水処理施設」の表記を「全体施設」に変更致します。	新日本製鐵株式会社
256	28	56	1		維持管理・運営仕様書及び各年度の要求水準については本契約締結時にはその内容が確定しておりませんが、県水道局様の指示により本契約、入札説明書等又は提案書に示された範囲を超えた業務を定める場合には、当該指示により事業者が生じる増加費用及び損害は県水道局様が負担すると理解してよろしいでしょうか。	本契約及び入札説明書等に示された範囲を超えた業務を定める場合には、当該指示により事業者が生じる増加費用及び損害は県水道局が負担します。なお、提案書の範囲を超えた業務でも、それが本契約及び入札説明書等に示された範囲内であれば、事業者が負担することとします。	新日本製鐵株式会社
257	28	56	1		(2)現場検査にて、県水道局は、3ヶ月に一度、及びその他必要に応じて随時、全体施設における現場検査を行う」とありますが、現場検査の方法、程度（実負荷運転の有無等）を事前に入札説明書等に通知して頂けますか。	モニタリングを実施する際には、実負荷運転を行うことになります。	株式会社 石垣

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
258	28,29	56	3,4		モニタリングによるサービス購入料の減額又は支払停止の手続については別紙11に規定されており、本項（第3,4項）は、別紙11とダブルスタンダードとなりモニタリングの実務上混乱するおそれ大きいと考えます。本項を削除頂くようお願い致します。	ご意見を踏まえ、変更致しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
259	29	56	3	3	この場合は契約解除とはならず、県水道局殿が指定する第三者が負担する費用を事業者が支払続けるということでしょうか。その場合県水道局と指定第三者との契約金額と、もとの県水道局と事業者との契約金額との差額を全て、旧事業者が負担することになり不公平と思われます。新たな第三者との契約内容は当初事業契約と同一の内容（価格）とするという理解でよろしいでしょうか。	第三者との協議を踏まえて決定します。	株式会社 千葉銀行
260	29	56	3	4	事業者の契約上の地位及び株式を県水道局殿指定の第三者に譲渡するとのことですが、譲渡単価はどのように決定されるのでしょうか。	第三者との協議を踏まえて決定致します。	株式会社 千葉銀行
261	29	56	3	4	本条は県水道局殿が事業介入権を行使された場合を想定されていると考えますが、この場合金融機関の担保権や債権譲渡等の対抗要件は県水道局殿が指定する第三者の間でも従前同様に確保されるという理解でよろしいでしょうか。	基本的には、ご指摘の通りの理解で結構です。	株式会社 千葉銀行
262	29	56	4		直ちに事業者へ通知することにより本契約を解除できる」とありますが、第65条1項2号にあるように「事業者が責めに帰すべき事由が存在しないことが判明した場合は除く」という解釈でよろしいでしょうか。	NO 258の回答に従って、旧第 4項を削除しました。発生土の再生利用に係る契約解除については、別紙 11の 3 Q ウ (イ) の手順に従います。	戸田建設株式会社 千葉支店
263	29	56	4		事業者の責めに帰すことのできない事由により発生土の再生利用ができない場合があると思慮いたしますので、本項に基づき本契約の解除は、「合理的な理由なく発生土の全てについて再生利用が行なわれていない場合」にのみ限定していただけないでしょうか。	NO 262をご参照ください。	新日本製鐵株式会社
264	29	56	4		発生土の全てについて再生利用がなされていなくても、別紙 11.3. ②.ウ. (イ) の場合は直ちに解除にはならないと思われます。上記の場合を除くという理解でよろしいでしょうか。	NO 262をご参照ください。	株式会社 千葉銀行
265	29	56	5		県企業局は、本条の手続きの実施に関し、何ら責任を負わないとしていますが、県企業局が指定した第三者の行為が基で発生した損害等については、県企業局も応分の責任を負うべきではないでしょうか。	本規定に定める諸手続きは、事業者の業務不履行の結果として実施されるものですので、県水道局はご指摘の件に関する責任を負いません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
266	29	57	1・2		別紙 9の支払方法につきまして別紙 10 ③にて金利変更がなされますが、元金の支払方法につきましては、各施設整備費を各金利期間に応じて4分割し、当該期間に対応する元金のみ元利均等返済し、残金は利払いのみとする形でよろしいのでしょうか。もしくは、総額を全期間に亘る元利均等返済とし、金利更改時にその時点での残存元金をベースに元利均等返済額を再計算する形でしょうか。	ご意見を踏まえ、支払い方法の詳細について別紙 10に記述を追加するよう変更しました。	株式会社 千葉銀行
267	29	59	2	-	サービス購入料の返還に係る率が年8.25%となっています。近年の低金利水準を踏まえ、財務省告示第76号により、政府契約の支払遅延防止に対する遅延利息の利率が年8.25%から年3.6%に改められ、平成15年3月3日から適用)、全国自治体においても、見直しがなされつつあります。よって、本契約においても損害遅延金に係る利率の見直しをお願い致したく存じます。	千葉県水道局財務規程により、遅延利息は年 8.25%とします。	電源開発株式会社
268	29	59	2		サービス購入料の返還に係る率が年8.25%と記述されております。財務省告示第76号により、政府契約の支払遅延防止に対する遅延利息の利率が年8.25%から年3.6%に改められたこともあり、平成15年3月3日(適用)全国の自治体においても、見直しがされていると考えます。この様なことから、本契約においても損害遅延金に係る利率を見直していただけますようお願い致します。	NO 267をご参照ください。	月島機械株式会社
269	29	59	2		年8.25%は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に係る財務省告示第76号に従い、年3.6%とされるべきではないでしょうか。	NO 267をご参照ください。	新日本製鐵株式会社
270	30	60	2	2	県水道局殿の金銭支払請求権の控除対象を、サービス購入料ではなく、サービス購入料のうち「排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価」と「発生土の再生利用業務費に係る対価」の合計に相当する額に変更頂くようお願い致します。	規定の趣旨を鑑み、変更は致しません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
271	30	61			本契約は、本契約の締結日から…平成39年〇月〇日をもって終了する。と記載がありますが、平成39年〇月〇日は維持管理・運営開始日から20年後と同義と考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。	日立プラント建設株式会社
272	30	62	1		事業者は引継ぎに必要な説明その他協力を行う。」とありますが、契約終了後業務引継ぎを行うにはSPC運営費が必要になります。これを本契約中の終了前適切な期間に修正いただけますでしょうか。	入札者には、施設の引渡しや業務の引継ぎに必要な金額を見込んで応札していただきます。従って、事業期間終了時における調整や追加支払いは行いません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
273	30	62	1		規定に従って必要な書類は提供いたしますが、本契約が新施設又は更新施設の引渡し前に終了した場合には、事業者が当該書類の作成に要した費用をお支払いしていただきたいと考えますので、本項に「なお、県水道局は事業者が提供した書類の作成に要した合理的な費用を負担するものとする。」を追加していただけないでしょうか。	NO 272をご参照ください。	新日本製鐵株式会社
274	31	63	1		本契約が終了した時、県水道局の検査を受けとありますが、具体的な検査内容が明記されていません。業務要求水準書(案)No122での回答には、県水道局が引き続き運転を継続できるようにしてくださいとあります。末文に以下を追加していただきたくお願い申し上げます。検査内容は有り姿の目視を行ない運転状況を確認する。」	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
275	30	63	2		「…事業者の責めに帰すべき事由による損傷が見られたときは、…」とありますが、 <u>損傷</u> の内容、程度など、定義をお示しください。	ご指摘の件につきましては、様々な状態が想定されるため、具体的な内容は現段階では示すことができません。当該事象発生都度の客観的に判断することいたします。	電源開発株式会社
276	31	63	2		経年による磨耗や、設備等の性能が時代とともに古くなるいわゆる機能の陳腐化は、事業者の責めに帰すべき事由による損傷」には含まれないと理解して宜しいでしょうか。	基本的にはご指摘の通りの理解で結構ですが、施設を使用することによって生じる磨耗は事業者の責めに帰すべき事由による損傷に含まれます。	東亜建設工業
277	31	63	2,4		自然損耗及び不可抗力により生じた損傷については、本項にいう損傷にはあたらないと理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご指摘の通りの理解で結構ですが、施設を使用することによって生じる磨耗は事業者の責めに帰すべき事由による損傷に含まれます。	新日本製鐵株式会社
278	31	63	5		2行目「それ以後は、事業者の故意又は重過失により…」とありますが、第2項の通知がなく第1項の通知がなされたときのみでなく、第1項の通知がなされた場合も、それ以後は、事業者の修補義務は故意、重過失がある場合のみの理解でいいのでしょうか？(つまり、第1項の場合も軽過失は除かれるのでしょうか？)	ご指摘を踏まえ、第5項を修正しました。	戸田建設株式会社 千葉支店
279	31	63	5		事業者の故意又は重過失により損傷が生じた場合の当該損傷の修補義務について期限を設けていただきたいと考えますので、本項に「ただし、事業者の故意又は過失により生じた損傷で、かつ、全体施設の引渡しを受けた日から1年以内(ただし、機器・設備については1ヶ月以内)に県水道局が事業者の修補の請求した場合を除く。」を追加していただけないでしょうか。	事業契約書 案)のとおりとします。	新日本製鐵株式会社

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
280	31	63	6		最終回のサービス購入料及びこれに係る消費税相当額の支払を修補完了検査後または修補費用支払後とすることができ旨記載されておりますが、当該時点においては既に施設の所有権移転が完了しておりますのでサービス購入料のうち排水処理施設整備等の費用に係る対価については当初の支払スケジュール通りにお支払い頂けますようお願い致します。	施設の修補を確実なものとするため、最終回のサービス購入料は修補完了後に支払うこととします。	ダイヤモンドリース株式会社
281	31	63	6		本件 BTO 案件であり、施設は完成引渡済であることから、施設の損傷等は維持管理に起因するものと考えられるため、本条における「サービス購入料の実質的な支払留保」はサービス購入料の内維持管理に関する部分に限定していただけないでしょうか。	NO 280をご参照ください。	株式会社 千葉銀行
282	31	63	6		最終回のサービス購入料の支払を修補完了検査確認後としていますが、第82条第2項で解散に対する制約が規定されています。施設保証期間並びに瑕疵担保期間が過ぎている物件に対する検査と支払を連動させる理由が不明確であると同時に不合理と言わざるを得ません。条項の削除をお願いいたします。	NO 280をご参照ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
283	31	63	6		最終回のサービス購入料及びこれに係る消費税相当額の支払い」のうち「排水処理施設整備等の費用に係る対価」は、予定通りの期日での支払いをお願いします。	NO 280をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
284	31	64	1		事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由のいかんにかかわらず、事業用地内における事業者が所有又は管理する施設・業務機械器具その他の物件を撤去しなければならない。」とありますが、県水道局の事由の場合は、かかる費用は県負担として頂けるようお願い致します。	契約終了時の器具等の撤去は、その事由に係らず事業者の費用において行ってください。なお、県水道局の事由による場合であって、契約を中途で解除したことによる増加費用分は県水道局の負担とします。	ダイヤモンドリース株式会社
285	31	64	1		業務期間終了時最後の再利用汚泥を搬出し、重機等備品を搬出撤去後、本契約の終了とさせていただけるよう、第 82 条第 2 項との整合性から本項の修正をお願いいたします。	ご意見を踏まえ、第 64 条第 1 項を修正しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
286	32	65	1	3	第三者によりその申立がなされた場合」は削除していただきたい。例えば、内紛・嫌がらせで申立が行われたとしても、県が契約を解除できるのは不合理と考えます。	内紛・嫌がらせの可能性も想定されますが、第三者による「正当な申し立て」の可能性も想定されるため、本規定は削除致しません。なお、第 1 項の規定は、いわゆる「できる規定」になっており、申し立てが行われたことを持っただちに県水道局が契約を解除することはありません。第三者申し立てが、不当なことが明白である場合などにおいては、契約を継続することも十分に想定されます。	戸田建設株式会社 千葉支店

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
287	32	65	1	5	財務諸表の監査に対して、公認会計士又は監査法人から適正意見が表明されなかったとき、事業者の債務不履行による契約解除になると理解できますが、あきらかに事業者の債務不履行と取られる他の解除事由と比べて、この事由で事業者帰責による契約解除にされることは厳しいと存じます。当該事由に関して、発生したら即契約解除とするのではなく、事業者に協議の機会を与えて頂けるようお願い致します。	ご指摘を踏まえ、又は財務書類に対し監査を受け、公認会計士又は監査法人により適正意見が表明されなかったとき。」の表記は削除しました。	ダイヤモンドリース株式会社
288	32	66	1	2	新設施設の引渡し・所有権移転予定日」については定義がとられていないため、別紙1に定める新設施設の引渡し・所有権移転に係る日」としてはいかがでしょうか。	ご意見の通り、新設施設の引渡し・所有権移転予定日」を、別紙1に定める新設施設の引渡し・所有権移転に係る日」に修正致します。	新日本製鐵株式会社
289	32	66	2	1	県水道局殿が買い受ける出来形部分は「解除後に利用可能な部分」のみとなっておりますが、これですと、金融機関から建設期間中の融資を受けるのに不都合（あるいはコストの必要以上の上昇）が生ずる懸念があります。融資金融機関からみて、出来形」の範囲内で融資していても、融資を回収できないリスクが顕在化する。）PFICは一般的である。検査の上出来形については（すべて）買取るといった条件にご変更いただけないでしょうか？	ご意見を踏まえ、千葉県は出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分を買受けることができる。」に変更しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
290	32	66	2	1	利用可能な部分」とありますが、事業者は本事業の諸規定（事業契約書、要求水準書等）に従ったうえ貴局の承認を得ながら設計・施工を行うことから、出来形部分は必然的に全て利用可能となるものと考えます。よって本項の「利用可能な部分」は削除をお願いしたいと存じます。（67条2項、68条2項も同様）	NO 289をご参照ください。	東亜建設工業
291	32	66	2	1	「買受けることができる」ではなく「買受ける」としていただきたいと存じます。事業者は違約金及び損害賠償の支払いをする以上、貴局が買受けない場合の出来形部分撤去及び原状回復に係る費用負担は事業者にとって過度の負担と考えます。（67条 2項も同様）	NO 289をご参照ください。	東亜建設工業
292	32	66	2	1	出来形部分があるときは、県水道局の買受けとならないでしょうか。	NO 289をご参照ください。	日立造船株式会社
293	32	66	2	3	本号に従い相殺がなされた後に残額があり、当該残額が事業者に支払われる場合、契約終了後の支払時点までの金利」についてはどのように決定されるのでしょうか。	原則として、事業者が提案書で提案した金利を持って日割計算します。	新日本製鐵株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
294	32	66	2 3 4 5 6		事業者の債務不履行による契約解除といえども、事業用地の原状回復費用に加え本件建設工事費等相当額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の10%の違約金を事業者が支払うというのは大変厳しいものと思います。違約金については、工事費 設計・建設・工事監理、その他経費)の10%として頂き、事業用地の現状回復費用も含め契約解除により貴県が被る合理的損害費用を算出したうえで、その費用が違約金を超える場合は、その超過額分を事業者に対して請求するということにして頂けないでしょうか。本案でも事業者の事業継続の動機付けは十分に可能と思います。事業者には、本事業の契約不履行によりその他多額の費用が発生します)。また、本事業が公共事業であるということもご考慮頂き合理的なご措置をお願い致します。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	戸田建設株式会社 千葉支店
295	32	66	4		違約金 (10%相当の金額)の対象は、本件建設工事費等から本条の第 2項の第 1号による買い受け額を控除した金額、及び当該額に係る消費税相当額の合計として頂きたい思います。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 日立製作所
296	33	66	6		「違約金により回復されないものがあるときは、... 損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない」とあります。しかし、第69条は県水道局の不履行による債務不履行の場合には違約金が設けられていません。これは公平を欠くらいがあります。また、損害が違約金を上回った場合は損害賠償を請求でき、下回った場合には返還されないというのは、不合理な感がします。帰責事由があれば合理的額の損害賠償を負担すべきですが、それで十分ではないでしょうか。従って、本文に以下を追加して頂きたいお願いいたします。 かかる損害が違約金を下回る場合、県水道局は、事業者にかかる差額を返還する。」	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
297	33	66	6		前項とありますが、第 4項の間違いでは？	ご指摘の通り「前項」の表記を「前 4項」に修正します。	戸田建設株式会社 千葉支店
298	33	66	6		「前項の規定」ではなく、「第4項の規定」ではないでしょうか。	NO 297をご参照ください。	新日本製鐵株式会社
299	33	67	1	2	「前期の維持管理・運営開始予定日」については定義がとられていないため、別紙1に定める全体施設の維持管理・運営業務開始に係る日」としたほうがよいのではないのでしょうか。	ご指摘の通り「前期の維持管理・運営開始予定日」の表記を「別紙1に定める全体施設の維持管理・運営業務開始に係る日」に修正致します。	新日本製鐵株式会社
300	33	67	2	1	本号①乃至③に従い事業者を支払われる「契約終了時点までに発生した金利相当分」についてはどのように決定されるのでしょうか。	原則として、事業者が提案書で提案した金利を持って日割で計算します。	新日本製鐵株式会社
301	33	67	2	1①	「本件建設工事費等」はP8 57)にて、新設設備工事費だけでなく、既存施設更新工事と撤去費を含むものと定義されておりますが、本項の文章からは新設設備建設工事費のみを想定しているものと思われます。	ご指摘を踏まえ修正しました。	株式会社 千葉銀行

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
302	33	67	2	1①	事業者帰責で契約解除となった後の整備等業務の対価の支払について、新設施設については、本件建設工事費相当額及びこれに係る契約終了時点までに発生した金利相当分を支払うとありますが、分割払いの場合においては、当該工事費相当額に 当初決定した金利を付して分割返済期間に亘りお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	株式会社 千葉銀行
303	33	67	2	1②	事業者帰責で契約解除となった後の整備等業務の対価の支払について、②の本件更新工事費相当額は水道局殿が利用可能として買い受けた出来高部分に係る対価に金利を付して支払うとありますが、既に工事を完了した部分についても水道局殿の判断で利用できないとし、支払われないことがありうるのでしょうか。	ご意見を踏まえ、文言を修正しました。	株式会社 千葉銀行
304	33	67	2	1 ②③	更新工事費相当額及び撤去工事費相当額について、それぞれの工事が完了している場合で、水道局殿が分割払いを選択された場合は、残存工事費に当初決定した金利を付して支払われるという理解でよろしいでしょうか。また、この場合金利更改等の取り扱いはどのようなのでしょうか。	前段については、お考えのとおりです。後段については、支払い期間が10年以上の場合は、金利改定は原則として契約書通り5年ごととします。	株式会社 千葉銀行
305	33	67	2		違約金により回復されないものがあるときは、... 損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない」とあります。しかし、第69条は県水道局の不履行による債務不履行の場合には違約金が設けられていません。これは公平を欠くらいがあります。また、損害が違約金を上回った場合は損害賠償を請求でき、下回った場合には返還されないというのは、不合理な感があります。帰責事由があれば合理的額の損害賠償を負担すべきですが、それで十分ではないでしょうか。従って、末文に以下を追加して頂きたいお願いいたします。 かかる損害が違約金を下回る場合、県水道局は、事業者にかかる差額を返還する。」	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
306	33	67	2		県水道局殿が買い受ける出来形部分は「解除後に利用可能な部分」のみとなっておりますが、これですと、金融機関から建設期間中の融資を受けるのに不都合 あるいはコストの必要以上の上昇)が生ずる懸念があります。 融資金融機関からみて、出来形」の範囲内で融資していても、融資を回収できないリスクが顕在化する。) PF Iでは一般的である 検査の上出来形については (すべて)買取る」といった条件にご変更いただけないでしょうか？	ご意見を踏まえ、千葉県は出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分を買受けることができる。」に変更しました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
307	33	67	2		本項に従い相殺がなされた後に残額があり、当該残額が事業者に支払われる場合、契約終了後の支払時点までの金利」についてはどのように決定されるのでしょうか。	原則として、事業者が提案書で提案した金利を持って日割(日)計算します。	新日本製鐵株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
308	33	67	3		本項における違約金につきましては、「維持管理 運営業務に係る対価及び発生土再生利用業務費に係る対価の合計額の20%」ではなく、「維持管理 運営業務に係る対価及び発生土再生利用業務費に係る対価の合計額の10%」としていただけないでしょうか。	県水道局は20%が適切であると考えております。従って、変更は致しません。	新日本製鐵株式会社
309	34	67	4		違約金により回復されないものがあるときは、... 損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない」とあります。しかし、第69条は県水道局殿の不履行による債務不履行の場合には違約金が設けられていません。これは公平を欠くらしいがあります。また、損害が違約金を上回った場合は損害賠償を請求でき、下回った場合には返還されないというのは、不合理な感じがします。帰責事由があれば合理的額の損害賠償を負担すべきですが、それで十分ではないでしょうか。従って、末文に以下を追加して頂きたいお願いいたします。かかる損害が違約金を下回る場合、県水道局は、事業者にかかる差額を返還する。」	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
310	34	68	2	1	2項(1)で出来型部分のみ県水道局殿が買い受けることになっていますが、仕掛り品あるいは無形の作業 (エンジニアリング等)に関する費用については、4項の事業者が被った合理的な損害の一部として賠償していただけないという理解で宜しいでしょうか。	本条項は千葉県的事由による契約解除ですの で、ご指摘のとりの理解で結構です。	富士電機システムズ株式会社
311	34	68	2	1,2	「...解除後に利用可能な部分を買受けるものとし、...」とありますが、本条項は契約終了理由が事業者に帰責ない場合であるので、出来型部分全体に対し費用が支払われるべきと考えます。	ご意見を踏まえ、千葉県は出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分を買受けるものとする。」に変更しました。	電源開発株式会社
312	34	68	2	2① a	水道局帰責で契約解除となった後の整備等業務の対価の支払について、新設施設については、本件建設工事費相当額及びこれに係る契約終了時点までに発生した金利相当分を支払うとありますが、分割払いの場合においては、当該工事費相当額に 当初決定した金利を付して分割返済期間に亘りお支払いいただけたとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	株式会社 千葉銀行
313	34	68	2	2① (b)(c)	更新工事費相当額及び撤去工事費相当額について、それぞれの工事が完了している場合で、水道局殿が分割払いを選択された場合は、残存工事費に当初決定した金利が支払われるという理解でよろしいでしょうか。また、この場合金利更改等の取り扱いはどうなるのでしょうか。	前段については、お考えのとおりです。後段については、支払い期間が10年以上の場合は、金利改定は原則として契約書通り5年ごととします。	株式会社 千葉銀行
314	34	68	2	1	本号①(a)及び②に従い県水道局様が費用を負担する場合、当該費用はどのように支払われるのでしょうか。	NO312及びNO313をご参照ください。	新日本製鐵株式会社
315	34	68	2	2	本号①(a)乃至(c)に従い事業者を支払われる「契約終了時点までに発生した金利相当分」についてはどのように決定されるのでしょうか。	原則として、事業者が提案書で提案した金利を持って日割り計算します。	新日本製鐵株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
316	34	68	2		貴局の事由による解除であることから、出来形部分の買受け金は一括払いに限る規定としていただきたく存じます。	予算措置上の関係もありますので、一括払いに限るとすることはできません。	東亜建設工業
317	34	68	4		合理的な損害」には、事業者が金融期間へ支払わなければならない費用 (クワップブレイクコストなど) も含まれるとの理解でいいですか？	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	戸田建設株式会社 千葉支店
318	34	68	2		本条は県水道局様の事由により解除される場合であるので、第1号①(a)の新設部分の出来形又は第2号更新施設の出来形がある場合には、解除後に利用可能な部分だけではなく出来形全てを買い受けていただけませんか。第2号①(a)においても同様に「解除後に利用可能として買い受けた出来形」ではなく「買い受けた出来形」としていただけませんか。	ご意見を踏まえ、第2項 ①① a及び第2項 ②を「出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分を買受けるものとする。」に変更しました。また、第2項 ②① bの「利用可能として」の文言を削除しました。	新日本製鐵株式会社
319	34	68	2		本各号に従い新設施設又は更新施設の出来形が県水道局様に買い受けられる場合に事業者を支払われる「契約終了後の支払時点までの金利相当分」についてはどのように決定されるのでしょうか。	原則として、事業者が提案書で提案した金利を持って日割 算計算します。	新日本製鐵株式会社
320	35	68	3		県水道局殿が第三者に撤去を委託するのは 自らの費用で行う旨明記頂くようお願い致します。	ご指摘を踏まえ、以下の表記を追加いたします。 なお、そのための費用は千葉県が負担するものとする。」	株式会社 荏原製作所 東関東支店
321	35	68	3		本条は県水道局様の事由により解除される場合であるので、本項に基づき県水道局様が第三者に撤去を委託する際の費用については県水道局様の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	NO 320をご参照ください。	新日本製鐵株式会社
322	35	68	4		県水道局殿が賠償する損害にはスワップブレイクコスト等の金融組成費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理性の認められる範囲で金融費用も含まれます。	株式会社 千葉銀行
323	35	68	2		本件建設工事費相当とは、別紙 9に記す「含まれる費用」と理解すればよいのでしょうか。なお、移転前にも開業費等の既に発生している費用はあると思われます。	前段につきましては、お考えのとおりです。後段につきましては、開業費等も合理性の認められる範囲で本建設工事費相当額に含まれます。	日立造船株式会社
324	35	69	1		第68条 県水道局の公益上の事由による契約終了)はともかく、第69条 県水道局の債務不履行による契約終了)については、県水道局の債務不履行ですので、県水道局は、事業者の得べかりし利益に係る補償を負担する旨、追記していただきたく。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	電源開発株式会社
325	35	69	2		但し、県水道局が賠償する損害は合理的な範囲に限らない」という文言を追加頂くようお願い致します。本条は、県水道局殿の債務不履行による契約終了のケースでありますので、事業者の義務との衡平から、妥当と考えます。	千葉県が賠償する損害は合理的な範囲に限ります。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
326	35	69			県企業局殿が金銭の支払いを遅延した場合は、事業者に対し、支払うべき金額に加え 第46条と同等の)遅延損害金を支払うとすべきではないでしょうか。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
327	35	70			契約が解除された場合には速やかに所有権移転および業務の引継ぎがなされるものと理解します。不当に維持保全の期間が引き伸ばされないものであることを御確認ください。	県水道局はそう努めます。	富士電機システムズ株式会社
328	35	70			65条、66条については、事業者の債務不履行による契約解除ですから仕方ありませんが、74条と77条は法令変更および不可抗力によるものですから、事業者が一方的に自らの費用で維持管理するというのは不合理ではないでしょうか。ご再考をお願いいたします。	法令変更、不可抗力による契約解除の場合も、施設の引渡し完了までの期間は事業者の責任と費用において出来形部分の維持保全を行ってください。	富士電機システムズ株式会社
329	35	70			第74条第1項（法令変更による契約終了）、第77条第1項（不可抗力による契約終了）の場合、出来形部分の維持保全に要する費用は、本事業が公共事業であることから合理的範囲内で貴県のご負担としては頂けないでしょうか。事業が途中で終了してしまい、さらに追加費用を負担するというのは、民間事業者にとっては大変厳しいものと思います。	NO 328をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
330	35	70			第74条第1項及び第77条第1項については、法令変更及び不可抗力により本契約が解除された場合であるので、本条に基づく出来形部分の維持保全のための措置に係る費用については県水道局様による負担又は別紙6及び別紙5のとおりの負担としていただけないでしょうか。	NO 328をご参照ください。	新日本製鐵株式会社
331	35	70			「自らの責任と費用において、出来形部分の維持保全のための措置をとらなければならない。」とありますが、第74条1項（法令変更）、第77条1項（不可抗力）の場合にはそれぞれ別紙6、別紙5の規定に従い費用負担するとの理解でよろしいか？	NO 328をご参照ください。	電源開発株式会社
332	36	72	3		「サービス購入料からの減額」について、法令変更事由ということでそれに伴う増加費用・損害の負担については別紙6による方法をお願い致します。	NO 328をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
333	36	72	3		事業者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用」とは具体的にはどのような費用を想定されているのでしょうか。	法令変更の内容が予見できないため、現段階では具体的に想定できません。	新日本製鐵株式会社
334	36	74	2		68条2項及び3項の規定が準用されるというのは第2項ないし第4項の誤りと理解します。法令変更による解約において、事業者が被った合理的な損害を賠償されるのは当然のことと理解します。（77条の不可抗力の場合も同様です。）	NO 336をご参照ください。	富士電機システムズ株式会社
335	36	74	2		本項において準用する規定を「第68条第2項及び第3項」ではなく「第68条第2項乃至第4項」としていただけないでしょうか。	NO 336をご参照ください。	新日本製鐵株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
336	36	74	3		本項は、法令変更により本契約が解除された場合であるので、本契約が解除されたことにより事業者が生じた増加費用及び損害の負担については、法令変更の内容に応じて別紙6のとおり負担としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、事業者が生じた合理的な増加費用及び損害については別紙6のとおり負担とする。」に変更しました。	新日本製鐵株式会社
337	36	74	3		「自らに生じた増加費用及び損害については自らが負担するものとし、…」とされていますが、この条項より別紙6が優先するとの理解でよろしいか？	NO336をご参照ください。	電源開発株式会社
338	36	74	2 3		法令変更による契約の終了は事業者の責任ではありません。然るに、原状回復費用に加え、契約解除により事業者が被る増加費用・損害までも事業者が自ら負担しなければならないというのは、民間事業者にとってあまりに厳しいものです。本事業が公共事業であるということもご考慮頂き、費用負担については第68条2項、4項による方法でまずお考え頂き、次案として別紙6による方法でお願い致します。	NO336をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
339	36	74	3		法令変更により契約が終了した場合の費用負担については県水道局及び事業者が自らに生じた費用を自らで負担することになっておりますが、この内容では例えば契約終了時に事業者側で生ずる可能性のある融資の期限前弁済手数料等は全額事業者が負担することになり、事業者側に多大なるリスクが生じてしまいます。法令変更により契約が解除される場合は県水道局において事業者の損失を全額負担して頂けるようお願い致します。	NO336をご参照ください。	ダイヤモンドリース株式会社
340	36	74	3		本契約が解除されたことによって自らに生じた増加費用および損害とはどの範囲の損害を指しているのでしょうか。出来型と認められない無形の作業或は既に手配したが検収に至らない材料費まで全て事業者の持ち出しということになるのでしょうか。PF事業は一般の民間発意事業とは異なって、事業継続を前提としたサービス提供事業ですので、その大前提の事業継続が事業者事由以外で困難となった場合には、それまでに費やした正当なコストは支払って戴く必要があります。	NO336をご参照ください。	富士電機システムズ株式会社
341	36	75			実施方針等に関する質問及び回答 (実施方針) No153」において、原水への有害物質の混入、再生利用市場の著しい縮小などの、不可抗力的な緊急事態が発生した場合には、…最終処分場への埋め立てを承認することがあります。」との回答を得ています。 この場合の費用負担は別紙5に準ずるものと理解してよろしいか？	原水へ有害物質が混入し再生利用が不可能となった場合は、協議により最終処分場への埋立てを認めることがあります。この場合の再生利用単価を上回る増加費用分は県水道局が負担します。再生利用市場の著しい縮小により再生利用が困難となった場合は、別紙11の3 ②ウ (イ) 協議に基づく最終処分場への埋立て」の手続きにより、最終処分場への埋立てを認めることがあります。埋立て費用は全額事業者の負担となります。	電源開発株式会社

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
342	36	75	3		サービス購入料からの減額について、不可抗力事由ということとそれに伴う増加費用・損害の負担については別紙5による方法でお願い致します。	NO 344をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
343	36	75	4		事業者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用」とは具体的にはどのような費用を想定されているのでしょうか。	不可抗力の内容が予見できないため、現段階では具体的に想定できません。	新日本製鐵株式会社
344	37	77	2		本項は、不可抗力により本契約が解除された場合であるので、本契約が解除されたことにより事業者が生じた増加費用及び損害の負担については、別紙5のとりの負担としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、事業者が生じた合理的な増加費用及び損害については別紙 5のとりの負担とする。」に変更しました。	新日本製鐵株式会社
345	37	77	2		74条2項及び3項のコメントご参照願います。不可抗力に対する事業者の不当なリスク負担と考えますのでご再考ねがいます。あるいは、不可抗力による契約終了の場合も1%ルールが適用され、買い受け出来型の1%を超えるリスクは県水道局殿の御負担という解釈であれば合理的ではないでしょうか。	NO 344をご参照ください。	富士電機システムズ株式会社
346	37	77	2		不可抗力により契約が終了した場合の費用負担については第 74条第 2項及び第 3項が準用され第 74条第 3項に基づき県水道局及び事業者が自らに生じた費用を自らで負担することになっておりますが、この内容では例えば施設引渡前に不可抗力により損壊した部分に要した費用や契約終了時に事業者側で生ずる可能性のある融資の期限前弁済手数料等は全額事業者が負担することになり、事業者側に多大なるリスクが生じてしまいます。不可抗力により契約が解除される場合は県水道局において事業者の損失を全額負担して頂けるようお願い致します。	NO 344をご参照ください。	ダイヤモンドリース株式会社
347	37	77	2		不可抗力による契約の終了は事業者の責任ではありません。然るに、原状回復費用に加え、契約解除により事業者が被る増加費用・損害までも事業者が自ら負担しなければならないというのは、民間事業者にとってあまりに厳しいものです。本事業が公共事業であるということもご考慮頂き、費用負担については、第68条2項、4項による方法でまずお考え頂き、次案として別紙5による方法でお願い致します。	NO 344をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
348	37	78	2		県水道局が合理的に満足する内容の履行保証保険」とは、同条第3項に記載の内容であることを前提として「・・・これを認めることができる。」を「・・・これを認める。」に変更して頂けないでしょうか。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたします。	戸田建設株式会社 千葉支店
349	37	78	2 3		事業契約、融資契約、保険契約の柔軟性から、保険契約者、被保険者の特定は無しでお願い致します。建設業者が保険契約者となりSPCが被保険者とし、貴県が質権を設定される等の方法もあります。）	ご意見の内容を踏まえ、修正しました。	戸田建設株式会社 千葉支店

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
350	37	78	3		履行保証保険を県水道局を被保険者として付保しなければならないとありますが、県水道局に対して質権を設定することによって、事業者を被保険者とする履行保証保険の付保も選択肢として記述して頂けるよう要望致します。	NO 349をご参照ください。	ダイヤモンドリース株式会社
351	37	78	3		事業者が県水道局を被保険者とする履行保証保険を付保することになっていますが、新設する信用力の低い事業者が保険付保する場合は保険料が割高となります。本件建設工事の請負者が事業者を被保険者とする履行保証保険を付保し、県水道局は履行保証保険に対して質権を設定することとできないでしょうか。	NO 349をご参照ください。	新日本製鐵株式会社
352	37	78	3		履行保証保険は、事業者ではなく工事請負人が付保することでも可でしょうか。	履行保証保険は、事業者ではなく工事請負人が付保することでも可能とします。	東亜建設工業
353	37	78	3		運営・維持管理期間中においては履行保証保険を付保する必要はないということですが、これは 1項に遡って、契約保証金について言及していただくべきと考えます。その代替の金融機関の保証あるいは履行保証保険についても同様ということになるかと考えます。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	富士電機システムズ株式会社
354	37	78	3		本条における「本件建設工事費等」について「建中金利、融資組成手数料、その他施設整備に係る初期投資と認められる費用、これに係る金利相当分、開業費、及び公租公課を除いた費用」であることを明確化頂くようお願い致します。控除をお願いしている費用は通常違約金の対象に含まれないものと理解しております。）	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
355	37	78	3		保険金額は第66条 4項の建設期間中の違約金を踏まえてのものと認識しております。事業者にとって、建設工事費相当額及びその消費税額の負担は大変重いものと思われます。よって、保険金額を工事費（設計・建設・工事監理、その他経費）の10%として頂けないでしょうか。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	戸田建設株式会社 千葉支店
356	37	78	3		事業者が付保する履行保証保険は、設計に係る期間においては付保する必要がないと考えますので、当該保険の付保期間を「設計・建設期間」ではなく、「建設期間」としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、修正しました。	新日本製鐵株式会社
357	37	78			確認させていただきますが、施設整備期間中に何れかの方法で保証を差入る場合、返還時期は引渡時(あるいは所有権移転時)という理解でよろしいのでしょうか。	返還時期は施設の引渡し時です。	日立造船株式会社
358	38	79			不動産取得税は事業者は負担しないとの理解でいいのでしょうか？（本契約に別段の定めある場合）には、第 34条第 3項も含まれているとの理解でいいのでしょうか？）	NO 162をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
359	38	80			事業者による本事業に必要な資金調達に際して、金融機関等から本条に規定する担保権の設定を要求された場合には、県水道局様による承諾はいただけると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	新日本製鐵株式会社
360	38	84			事業者からの提出書類が過去のPFI事例に比べ多いと思われます。キャッシュフロー計算書については不要として頂けますようお願い致します。	NO361をご参照ください。	ダイヤモンドリース株式会社
361	38	84	1		各事業年度の最終日以前に翌年度の事業計画書を県に提出するのはSPCは法人であり株主総会議案事項の一部である以上物理的に困難ですご再考をお願い致します。事業者から提出される財務諸表等にも「事業の見通し」に関する記載は盛り込まれ、県水道局殿のご要望に間接的に応えることができるものと思われます。項目名が「財務書類の提出」であるため、「事業計画書」に関する規定は、「財務書類等」と同等の定義をお願い致します。また、「商法上の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済の」を削除願います。設立されたSPCはその業務が限られ複雑な法人事務は考えにくく、基本的に常態時では業績が大きく変動することは想定しにくいと考えられる為、事業者の提案に委ねて頂きたいようお願い致します。	事業計画書は、必ず各事業年度の最終日以前に県水道局に提出して下さい。もし株主総会等で提出済みの事業計画書の内容に変更が生じた場合は、その旨と変更に内容について、速やかに県水道局に報告してください。なお、財務書類についてはご指摘の主旨は理解しますが、県水道局としては記述したものすべてが必要と考えておりますので特に変更は致しません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
362	38	84			県水道局様による本条に定める書類の公開は、情報公開に関する条例に基づく情報公開請求がなされ、当該請求が認められた場合にのみなされると理解してよろしいでしょうか。	千葉県情報公開条例に基づく開示請求があった場合の他、県議会からの請求があった場合等、県水道局が必要と認めた場合です。	新日本製鐵株式会社
363	38	84			事業者の財務書類等を公開できるとありますが、上場企業でもないSPCの決算書を公開まですべきなのではないでしょうか。県水道局殿に書類を提出するのは問題はないと思いますが、情報公開のもとに開示する必要はないと考えます。	NO362をご参照ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
364	38	84			設計・建設期間における財務書類は、商法上の規定により監査を受けた書類及び報告書の提出で、承諾して頂きたい思います。	NO361をご参照ください。	株式会社 日立製作所
365	39	85	1		「自己の役員及び従業員」については千葉県知事、副知事及び県の職員も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	新日本製鐵株式会社
366	39	85	3		「正当な権限を有する機関から開示を要求された場合」も除外事由に加えて頂けないでしょうか。	ご指摘の通り修正しました。	戸田建設株式会社 千葉支店

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
367	39	87	1	-	遅延利息が年8.25%となっています。 近年の低金利水準を踏まえ、財務省告示第76号により、政府契約の支払遅延防止に対する遅延利息の利率が年8.25%から年3.6%に改められ（平成15年3月3日から適用）、全国自治体においても、見直しがなされつつあります。 よって、本契約においても損害遅延金に係る利率の見直しをお願い致したく存じます。	千葉県水道局財務規程により、遅延利息は年8.25%とします。	電源開発株式会社
368	39	87			遅延利息は年利8.25%とのことですが、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号、最終改正平成15年財務省告示第76号、平成15年3月3日）」において同利率は現在3.6%に改正されていると存じます。	NO 367をご参照ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
369	39	87	1		遅延利息が年8.25%と記述されております。 財務省告示第76号により、政府契約の支払遅延防止に対する遅延利息の利率が年8.25%から年3.6%に改められたこともあり、平成15年3月3日（適用）全国の自治体においても、見直しがされていると考えます。 この様なことから、本契約においても損害遅延金に係る利率を見直していただけますようお願い致します。	NO 367をご参照ください。	月島機械株式会社
370	39	87			遅延利息については、8.25%ではなく、県が支払い遅延をした場合は3.6%（支払遅延防止法の基づく）、事業者が遅延した場合は5%（民法に基づく）ではないのでしょうか？	NO 367をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
371	39	87			年8.25%は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に係る財務省告示第76号に従い、年3.6%とされるべきではないでしょうか。	NO 367をご参照ください。	新日本製鐵株式会社
372	40	90	2		実施方針とそれに関する質疑回答、要求水準書（案）とそれに関する質疑回答他これまでの公表された全てについて、本契約への効力と優先順位を明記お願いします。	ご指摘を踏まえ、90条の2項として新たに契約書以外の公表文書の適用に関する規定を加え、更に3項（旧2項）の文書を修正しました。	戸田建設株式会社 千葉支店
373	40	91			事業者による本事業に必要な資金調達に際して、県水道局様と事業者とに融資を実行する金融機関等との間において直接協定を締結することが金融機関等から必ず求められると思慮いたしますので、本契約にて直接協定について規定してはいかがでしょうか。	本事業に関して、千葉県と金融機関との間で直接協定を締結されることが想定されますが、事業契約書（案）においては特に規定しません。	新日本製鐵株式会社
374	40	91	1		「県水道局及び事業者は、…関係者協議会を設置する」とありますが、県水道局と事業者以外の第三者の招聘も検討してください。	関係者協議会への第三者の招聘については、必要に応じて検討します。	株式会社 石垣

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
375	40	91	2		関係者協議会に関する事項は県水道局及び事業者が協議して定めることになっています。 サービス購入料の改定事項など事業運営に関する重要案件を審議・決定する関係者協議会の設置要綱 委員の構成、議決の方法などは事前に規定されるべき事項と考えますので、入札公告までに設置要綱を提示頂きます様お願いします。 もしご提示困難な場合は、少なくともその骨子 委員の構成、議決の方法など)をお示し頂きたい思います。	関係者協議会は、必要に応じて、協議する内容に対応したメンバーで構成すること等を考えていますので、入札公告時においては設置要綱案をお示しすることはできません。	電源開発株式会社
376	41	別紙 1			更新施設の引渡し・所有権移転も本別紙 1に定める「新施設の引渡し・所有権移転」と同一の年月日に行なわれると理解してもよろしいでしょうか。	更新施設 第 1条 (17)の引渡し・所有権移転は、維持管理運営開始日から2年以内に行ってください。	新日本製鐵株式会社
377	41	別紙 1			「全体施設の維持管理・運営業務開始」の年月日と「既存の脱水設備等の撤去」に係る期間の始期は同一となると理解してよろしいでしょうか。	全体施設を新施設に変更しました。	新日本製鐵株式会社
378	41	別紙 1			「送泥条件の変更」に係る予定日は「全体施設の維持管理・運営業務開始」の年月日から10年後の応当日であると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	新日本製鐵株式会社
379	42	別紙 2	2	5, 6	什器備品 (事務机、OA機器等)のリスト・カタログは、リース扱いの機器に関しては除外されるものと考えます。	お考えのとおりです。	株式会社 日立製作所
380	43	別紙 3			別紙 3の題名として「第26条第3項、第53条第3項関係」とありますが、事業契約本文に「第53条第3項」がありません。	ご指摘の通り「第53条第3項」の表記を削除します。	株式会社 千葉銀行
381	43	別紙 3			本事業は、新設、撤去、更新と工事期間が長期となり、また引渡時期が多年度に渡ります。建設期間中の融資実行等ファイナンスの柔軟性を考慮し保険契約者と被保険者の特定は無しでお願い致します。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	戸田建設株式会社 千葉支店
382	43	別紙 3			維持管理・運営期間中に県水道局様が付保される火災保険には、設備保険及び第三者賠償保険も含まれると理解してよろしいでしょうか。	維持管理・運営期間中に県水道局が付保する予定の保険は火災保険のみであり、その他の保険の付保については事業者の提案によります。	新日本製鐵株式会社
383	43	別紙 3			別紙 3において、事業者、又は事業者より工事の施工の全部又は一部を直接請け負った者が建設期間において加入する保険は、第三者賠償責任保険のみが必須、他は提案と考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。	株式会社 石垣
384	44	別紙 4	1	3～7	提出する電子データのメディアは、MOの他にCD-R等も一般的ですので、「MO等」として頂きたい思います。	ご指摘の通り「MO」の表記を「MO等」に変更致します。	株式会社 日立製作所
385	44	別紙 4	1	8, 9	什器備品 (事務机、OA機器等)のリスト・カタログは、リース扱いの機器に関しては除外されるものと考えます。	お考えのとおりです。	株式会社 日立製作所

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
386	45	別紙5			別紙5 不可抗力に関して、維持管理・運営期間の事業者負担に1%につきまして発生土の再生利用業務費相当額は対象から除外下さいますようお願いいたします。	再生利用業務も維持管理・運営業務の一部ですので特に修正は致しません。	月島機械株式会社
387	45	別紙5			不可抗力は事業者としてコントロールできない事象ですので、事業安定性や継続性を考慮しますと1%相当と言っても事業者でリスク負担するのは過大かと思います。	事業者に対して不可抗力の発生防止及び発生時の費用最小化のインセンティブを与えるため、1%は負担していただくことと致します。	日立造船株式会社
388	45	別紙5			設計・建設期間について 20年の金利相当分まで対象となることは事業者にとって相当な負担となります。また、本事由が不可抗力であることもご考慮頂き、本件建設工事費等相当額の1%」を「工事費・設計・建設・工事監理、その他経費」の1%」に変更して頂けないでしょうか。本案でも十分に事業者のインセンティブは確保できるものと思います。	工事費と金利部分は一体と考えておりますので、特に変更は致しません。	戸田建設株式会社 千葉支店
389	45	別紙5			維持管理・運営期間について 本事業は、BTOで完成後の施設所有権は公共にあります。よって、不可抗力による「施設の損害」については、事業者負担の1%から除外して頂き、貴県のご負担としては頂けないでしょうか。	NO387をご参照ください。	戸田建設株式会社 千葉支店
390	45	別紙5			事業者負担の1%とは、事業者の保険付保への動機付けということからも、事業者が付保した保険金もふくめての上限という考え方をお願い致します。	保険料を含めた場合は事業者に対するインセンティブが働かなくなると考えます。従って、事業者が付保した保険料は含めず、不可抗力発生の結果生じた実費負担分と致します。	戸田建設株式会社 千葉支店
391	45	別紙5			維持管理・運営期間における事業者の負担について、維持管理・運営費相当額及び発生土の再生利用業務費相当額の合計額の1%までの部分」とした場合、発生土の再生利用業務費相当額は年度により大きく変動すると考えられ、事業者の負担する範囲として不明瞭であるため「維持管理・運営費相当額の1%までの部分」としていただけないでしょうか。	NO386をご参照ください。	新日本製鐵株式会社
392	45	別紙5			「事業者に生じた合理的な増加費用及び損害額」について、増加費用」とは、別紙9の「表A-4サービス購入料の構成要素」中の「含まれる費用」欄に記載の項目の費用の増加、損害」とは事業者に生じた損害額という解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
393	46	別紙6			「事業者に生じた合理的な増加費用及び損害」について、増加費用」とは、別紙9の「表A-4サービス購入料の構成要素」中の「含まれる費用」欄に記載の項目の費用の増加、損害額」とは事業者に生じた損害額という解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	戸田建設株式会社 千葉支店
394	46	別紙6			1回の法令変更にかかる損害が1年間20万円未満であれば事業者負担とありますが、仮に法令変更が1年間に数回生じた場合はどのように処理するのでしょうか？	法令変更が1年間に数回生じた場合においても、1回の法令変更にかかる損害が1年間20万円未満であれば事業者負担となります。	戸田建設株式会社 千葉支店

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
395	46	別紙6	②		別紙6(2)にて、「1回の法令変更に係る事業者の増加費用及び損害額が1年間20万円に満たないときには、…」とありますが、本規定を、「1年間に施行された法令変更に係る累計増加費用が1年間20万円に満たないときは」に変更してください。	法令変更が1年の間に数回あり、1回ごとの費用負担が20万円未満でもその累計が20万円以上となる場合は、県水道局が負担致します。	株式会社 石垣
396	46	別紙6			外形標準課税が導入されたことにより生じる増加費用及び損害についてすべて事業者の負担とすることは、事業者にとって過度の負担であるため、県水道局様による負担としていただけないでしょうか。	現在の外形標準課税については、事業者負担とします。ただし、現行の方法と異なる課税方法となった場合は、県水道局が負担する可能性もあります。	新日本製鐵株式会社
397	46	別紙6			外形標準課税が新たに導入された場合の増加費用・損害はすべて乙(事業者)の負担となっておりますが、長期のPF事業期間を考えると、民間側がかかる税リスクをとることは困難かと考えます。ご再考をお願いします。かかる事態が発生した場合の乙の資本政策の変更(無償減資の実施等)は、原則無条件で認めて頂けるようお願いします。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
398	46	別紙6			外形標準課税導入によって生じる追加費用は貴局の負担としていただきたいと存じます。PF事業者は本事業以外の業務は行えず貴局からのサービス対価以外には収入がないことから、一般の事業者のような価格転嫁などによる経営政策を行うことはできません。公共事業の安定継続の観点からも、規定の見直しをお願いしたいと存じます。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	東亜建設工業
399	46	別紙6	②		外形標準課税について全て事業者負担とありますが、同税の内容等は自治体が自ら定めるものであり県の収入となるものと考えます。一方、事業者は本リスクに関して裁量の余地が無く、また一般事業会社のように販売価格に転嫁することができません。同税の導入時期及び内容が明確になっていない段階で全て事業者負担というのは厳しい条件だと考えます。協議の余地を残していただけないでしょうか。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	株式会社 千葉銀行
400	48	別紙8		4	「…排水以外の物質が混入しないようにすること。」は、設計及び維持管理・運営における考慮であって、自動計測による継続的な監視を必要とするものではないと解釈してよろしいですか。	お考えのとおりです。	株式会社 日立製作所
401	49	別紙9			「排水処理施設整備等の費用に係る対価」は、第1条第(30)条に定義した「整備等業務」を使用して「整備等業務に係る対価」としてはいかがでしょうか。	確かに定義はされていますが、誤解を防ぐために変更はいたしません。	新日本製鐵株式会社
402	49	別紙9			「排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価」は、第1条第(2)条に定義した「維持管理・運営業務」を使用して「維持管理・運営業務(発生土の再生利用業務を除く)に係る対価」としてはいかがでしょうか。	確かに定義はされていますが、誤解を防ぐために変更はいたしません。	新日本製鐵株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
403	49	別紙9	表A-4		表A-4、I ①乃至③においてサービス購入料に 含まれる費用」とされている「融資組成手数料」は、どの範囲まで認められると考えればよろしいでしょうか。	融資契約手数料 (アップフロントフィー)、スワップ契約手数料、コミットメントフィー (応募者による)、エージェントフィー、金融機関弁護士フィーを想定しておりますが、その他にも応募者の提案により、合理性の認められる範囲での金融手数料を含むものと致します。	新日本製鐵株式会社
404	49	別紙9	表A-4		表A-4、I ①においてサービス購入料に 含まれる費用」とされている開業費は、どの範囲まで認められると考えればよろしいでしょうか。	開業費は、法人の設立後営業を開始するまでの間に特別に支出する、①広告宣伝費、②接待費、③旅費、④調査費、⑤研修費、⑥その他開業に係る合理的な費用と致します。なお、事務所賃借料・給料・利子・水道光熱費・保険料等の経常的に生じる費用は開業費に含まないものと致します。	新日本製鐵株式会社
405	50	別紙9	2	(2)	本号ア(ア)及び(イ)の各期間の起算日は同一であると理解してよろしいでしょうか。また、(ウ)の期間の起算日はいつになりますでしょうか。	事業契約書 案)に起算日を追記いたしました。	新日本製鐵株式会社
406	50	別紙9			(2)各費用の支払い方法 ア排水処理施設の整備等の費用に係る対価のうち(イ)既存施設に付属する設備の更新等に必要な工事費に係る対価、及び(ウ)既存の脱水設備等の撤去費に係る対価につきましては、工事の完了・引渡しをもって当該年度に一括での支払いにさせていただけないでしょうか。	排水処理施設整備等対価に関する支払い条件は、変更致しません。	戸田建設株式会社 千葉支店
407	51	別紙9	2	(2)	ウ 発生土の再生利用業務費に係る対価」については、(イ)再生利用費のみが5年ごとに改定されることとされておりますが、再生利用費の改定の必要が生じる場合には、(ウ)搬出・運搬費及び (ウ)保管費も物価変動の範囲を超えて増減することも考えられるため、同時に改定していただけないでしょうか。別紙10 2(1)アの但書、別紙10 2(5)ア及び別紙10別添変更契約書についても同様です。	再生利用費のみを5年ごとに改定できるものとします。搬出・運搬費及び発生土保管費は物価変動分の改定を行います。	新日本製鐵株式会社
408	51	別紙 9		2(2) ウ	発生土の再生利用業務に係る対価において、再生利用費のみ5年毎の改定が盛り込まれています。収集・運搬費、管理費においては単年度毎の見直しを盛り込んで頂きますようお願いいたします。※従来より県水道局殿におかれましては、中間処理業者との契約は単年度での契約をされていると考えまして要望させていただきます。	事業契約書 案)の別紙 10の 2・表A- 6で、搬出・運搬費、保管費は、毎年、物価変動分を改定することとしています。	月島機械株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
409	51	別紙9		2(2)ウ	発生土の再生利用業務費の単価改定については、再生利用費についてのみ5年毎の改定が明記されております。事業運営期間中における新規有効利用先の導入については、実施方針等に関する質問及び回答 業務要求水準書分) No82」においても認めていただいておりますが、これに伴い再生利用費のみならず搬出・運搬費および管理費の変更を検討せざるを得ない状況も想定されます。以上のことから、搬出・運搬費、管理費においても費用改定の項目を追加していただけないでしょうか？	再生利用費のみを5年ごとに改定できるものとし、搬出・運搬費及び発生土保管費は物価変動分の改定を行います、それ以外の改定はいたしません。	電源開発株式会社
410	51	別紙9	2 (2)	イ(ア)	維持管理に係る対価については平準化する必要はなく、実施時期、費用に従って支払われるという理解でよろしいでしょうか。	維持管理に係る対価については、入札時の提案書に記載された長期修繕計画の実施時期に従い支払われるため、必ずしも平準化する必要はありません。	株式会社 千葉銀行
411	54	別紙9	2	(2)	20年間に渡り、元利均等払いで支払うとある一方、金利は5年後に見直されることになっており、元利均等払いをどのような形で行うか、明確になっていないと思われます。当初5年間は元本の1/4の元利均等と元本の3/4の金利を支払う等、明確化していただけないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、支払い方法の詳細を別紙 10cに追加するよう変更しました。	新日本製鐵株式会社
412	50	別紙9	2	-1	表A-5において、支払期限が明記されておりますが、モニタリングで減額された場合にも、県水道局の責任において、支払期限を守って頂けるようお願い致します。万一、県水道局からの支払が当該期日より遅れた場合、第87条に基づく遅延利息も合わせてお支払い頂けるようお願い致します。	モニタリングの結果、サービス購入料が減額となる場合においても支払い期限は表A- 5のとおりとし、第87条の規定は適用されるものとします。なお、モニタリングの結果、支払い停止となる場合においてはこの限りではありません。	ダイヤモンドリース株式会社
413	51	別紙9	2	(2)イ(ア)	維持管理に係るサービス購入料の各回の支払額について、当該項目では、維持管理に係るサービス購入料は、・・・長期修繕計画の実施時期及び費用に従い、・・・20年間に渡り、四半期ごとに支払う。」とあり、長期修繕の実施時期に長期修繕分の費用がお支払い頂ける、つまり、維持管理に係るサービス購入料は不均等払いと理解できますが、一方、事業契約書 案)前文 5 契約金額 (2)排水処理施設の維持管理及び運営に係る対価」では、均等払いと理解できます。どちらの解釈が正しいのかご教示下さい。	NO410をご参照ください。	ダイヤモンドリース株式会社
414	51	別紙9	2	(2)ウ(ア)	発生土の搬出・運搬費及び保管費について、20年間の固定物価変動による改定を除くのではなく、事業者からの要請により協議し、改定を可能として頂けるようお願い致します。例えば、排ガス規制等による運送コストの上昇や世間一般の運送需要の増加による運送コストの上昇等、事業者の工夫では回避できないリスクがあり、20年間の固定費による搬出・運搬費のコミットは難しいと存じます。	NO409をご参照ください。	ダイヤモンドリース株式会社

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
415	49	別紙9	1		排水処理施設整備等の費用に係る対価として、①新施設設、②既存更新、③撤去が存在する。しかし、含まれる費用には同様に金利相当分等が含まれ、各費用の支払は元利均等払いとなっている。タイミングは①平成19年、②平成21年、③平成20年で異なる。費用的にも①が大部分を占めメインであり個別に融資組成する事務の煩雑性と融資諸費用を考慮すると②と③は検収後当該年度一括払いを原則とするよう検討願います。	排水処理施設整備等対価に関する支払い条件は、変更致しません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
416	49	別紙9			発生土の再生利用業務に関する対価に保管費という項目がございますが、保管という狭いフィールドではなく、安定した適切処理と事業の安定化を目的とした管理費 (マネジメント費)としたものに変更をして頂けませんか。	ご意見を踏まえ、保管費」を 管理費」に変更しました。	月島機械株式会社
417	53	別紙10	1	(1)-イ	排水処理施設整備等の費用に係る対価の金利変動については、誤解を防止する意味から (1年次 中略 計4回)として頂きたい 撤去、更新は一括払い)	ご指摘の通り修正します。なお、撤去費及び更新費についても5年ごとの改定を行います。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
418	53	別紙10			建設期間中における物価変動については、サービス購入料の改定は行わないことになっておりますが、最近、鋼材市場等、物価の上昇が著しいものが出て参りました。過去10年より今後数年の建設資材市場は大きくなるかもしれません。現在の状況では建設期間中の物価変動を考慮していただくことを望みます。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	月島機械株式会社
419	53	別紙10			発生土の再生利用業務費に係る対価の改定について協議により妥当と認められた場合に限り、5年ごとに改定出来るものとするとしておりますが、この妥当と判断される場合の判断基準を明確 (具体的)にして下さい ますようお願いいたします。発生土の再生利用業者との合意を形成することは非常に難しく、具体的な規定が受注後になりました場合には、事業者の事業計画に多大な影響を与えることが考えられます。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたしません。	月島機械株式会社
420	54	別紙10			公共料金の改定 とは、燃料調整費等を含むものと考えて宜しいでしょうか。	ガス料金の改定は含みますが、燃料代は含まないものとします。	月島機械株式会社
421	53	別10	2	(1)	事業期間が長期であり、予測できないことも起こります。急激な物価変動等の場合、通常の改定方法以外にその都度改定できる規定を設けていただけないでしょうか。	物価変動は1年毎に考慮致しますので、現在の規定でも十分に対応できると考えます。従って、改定周期は特に変更しません。	日立造船株式会社
422	53	別10	1	(3)	再生利用の状況を鑑みますと、5年毎の改定ではその間に事業者が想定しえない事象が発生する可能性が高いと思われます。	発生土の再生利用費の単価の改定は、5年に1度改定できるものとします。	日立造船株式会社
423	53	別紙10	1	3	発生土の再生利用に係る対価の改定は、「5年毎」に限らず、協議により合理的と認められた場合に限り、改定できるものとする。」として頂けないでしょうか。	NO422をご参照ください。	株式会社 日立製作所

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
424	53	別紙10	2	(1)	本号イにおける「(エ)」とは 表A-6 改定率」を指すものと理解してよろしいでしょうか。	お考えの通りです。記述を修正しました。	新日本製鐵株式会社
425	53	別紙10			排水処理施設整備等の費用に係る対価」は、第1条第(30)条に定義した 整備等業務」を使用して 整備等業務に係る対価」としてはいかがでしょうか。	確かに定義はされていますが、誤解を防ぐために変更はいたしません。	新日本製鐵株式会社
426	53	別紙10			排水処理施設の維持管理 運営費に係る対価」は、第1条第(2)条に定義した 維持管理 運営業務」を使用して 維持管理 運営業務 発生土の再生利用業務を除く)に係る対価」としてはいかがでしょうか。	確かに定義はされていますが、誤解を防ぐために変更はいたしません。	新日本製鐵株式会社
427	53	別紙10			実施方針等に関する質問及び回答 業務要求水準書分) No62」において、将来的な凝集剤の種類及び凝集補助剤の有無の変更、粉末活性炭の混入量の増大……考慮する必要はありません。」との回答を頂いておりますが、左記のような状況が発生した、場合にはサービス購入料は変更していただけるものと理解してよろしいか？ もしそうであれば、何らかの記述を別紙10、若しくは、しかるべき箇所に記述していただきたいと考えます。	このような事態は想定されていないので、記述はしません。	電源開発株式会社
428	55	別紙10	2	§)	基準金利につきまして、TSR6ヶ月LIBOR5年ものスワップレート仲値を用いるとありますが、①既存施設更新工事費の対価の一回目の基準金利の対応期間は3年間であり ②撤去費に係る対価の一回目の基準金利対応期間は4年間となっており 5年ものスワップレートと期間が一致しておりません。イーールドカーブが順イーールドの状態であれば問題ありませんが逆イーールドになることも考えられるため、当該基準金利はそれぞれ3年ものと4年ものにしていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、それぞれ、LIBOR3年ものと4年ものを基準とするように変更しました。	株式会社 千葉銀行
429	56	別紙10	2	§)ウ	発生土の再生利用に係わる対価について5年に1回の改定が可能とされており、①当初予定していた再生利用先が倒産した場合②近隣（東京・神奈川・埼玉）浄水場を含めた市場価格が急上昇（最終処分価格を上回る場合等）した場合③再生利用市場が消失した場合に途中での単価改定の協議の余地は残されていますでしょうか。	再生利用先が倒産した場合及び市場価格が急上昇した場合であっても、5年間の中途での単価の改定は認めません。また、再生利用市場が消失した場合については、お考えのとおりです。	株式会社 千葉銀行
430	54	別紙10	2		別紙10の2の(2)ウ改定周期で、水道料金及び電気料金の改定の都度、見直しを行う。」とあります。乾燥設備を設ける場合の熱源（ガス料金、燃料代）も改定の都度、見直しを行うと考えてよろしいですか。	ガス料金の改定は含みますが、燃料代は含まないものとします。	株式会社 石垣

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
431	56	別紙10			5)発生土の再生利用に係る対価の改定 施設の維持管理・運営については、事業者の努力により、不可抗力に類する事由以外については、ある程度のコントロールは可能であると認識しておりますが、発生土の再生利用については、市場の変動に大きく影響され、需給量及び取引価格は事業者にはコントロール不可能と思われます。本事業はPF事業として、限られた収入で長期間に渡り運営して行かなければなりません。改定周期を5年に1回」と現段階で決めてしまうことは、安定した事業運営を継続するには、事業者にとって大変厳しい条件となります。よって、改定の周期は基本的には5年に1回」とし、但し書きとして 事業者からの要請の都度、貴県 関係者協議会の柔軟な対応による改定も可能」の旨の追加をお願い致します。	発生土の再生利用費の単価の改定は、5年に1度改定できるものとします。	戸田建設株式会社 千葉支店
432	53	別紙10 1- Ⅰ)			排水処理施設整備等の費用に係る対価について、金利を5年ごとに改定するとのことですが、実体としてどのように計算するのかご教示下さい。金利改定が行われたとき、その残った残元本で金利改定日から事業終了日まで、元利均等で再計算するという理解でよろしいでしょうか?)	ご意見を踏まえ、支払い方法の詳細を追加するよう変更しました。	ダイヤモンドリース株式会社
433	58	別紙11			排水処理施設整備等の費用に係る対価」は、第1条第(30)条に定義した「整備等業務」を使用して「整備等業務に係る対価」としてはいかがでしょうか。	確かに定義はされていますが、誤解を防ぐために変更はいたしません。	新日本製鐵株式会社
434	58	別紙11			排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価」は、第1条第(2)条に定義した「維持管理・運営業務」を使用して「維持管理・運営業務 発生土の再生利用業務を除く」に係る対価」としてはいかがでしょうか。	確かに定義はされていますが、誤解を防ぐために変更はいたしません。	新日本製鐵株式会社
435	60	別紙11			表A-10の説明に「四半期ごとの累計PPが10PP以下の場合にはサービス購入料の減額は行わず・・・」との記載ありますが、表A-8、A-9では、PPは最小でも11PPとなっており、10PP以下になることはありません。 また、「48時間送泥停止」又は「返送水濁度1000度以上が6時間以上継続」で81PPとなり、四半期分のサービス購入料全額減額となるのは厳しすぎる印象です。 ⇒表A-8、A-9のPPは、誤記ではありませんか。	本事業においては、浄水場の処理能力から長時間の送泥停止はできないため、表A-8のペナルティポイントとなっています。なお、ご意見を踏まえ、返送水の濁度に係る表A-9のペナルティポイントを緩和するよう変更しました。	三菱重工業株式会社
436	61	別紙11 1-ウ ⅲ)			不法投棄を行った場合、サービス購入料全額の支払い停止とありますが、この段階では、施設の所有権は県水道局に移行しているため、括弧書きで「ただし、排水処理施設整備等の費用に係る対価を除く」を追加して頂けるようお願い致します。	ご意見を踏まえ、修正しました。	ダイヤモンドリース株式会社
437	61	別紙11	3・②	ウ ⅲ)	再生利用市場の消失等の不可抗力の場合は最終処分場への埋立てを認める記載がありますが、この「再生利用市場の消失等」には、再生利用コストが急上昇し実質的に再生利用が困難な状況になるケースも含まれますでしょうか。	再生利用コストが急上昇し再生利用が困難となった状況は、再生利用市場の消失には含まれません。	株式会社 千葉銀行

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
438	61	別紙11	3・②	ウ (イ)	再生利用市場の消失等の不可抗力の場合は最終処分場への埋立てを認める記載がありますが、この場合の費用負担(運搬費含む)は増加分を別紙 5 (不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担)による割合にて負担するという理解でよろしいでしょうか。	再生利用市場の消失により再生利用が不可能となった場合は、協議により最終処分場への埋立てを認めることがあります。この場合の再生利用単価を上回る増加費用分は県水道局が負担します。なお、関連事項としてNO 341をご参照ください。	株式会社 千葉銀行
439	61	別紙11			サービス購入料の減額につきまして、以下のように減額及び支払停止の対象となるサービス購入料の範囲を該当する要求業務の範囲としていただきたく存じます。 送泥停止措置及び返送水等の濁度に関わるもの」の対象は「排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価」、脱水設備の能力に関わるもの」の対象は 排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価」、そして 発生土の再利用」の対象は 発生土再利用業務費に係る対価」とする。	事業契約書 案)のとおりとし、変更いたします。	東亜建設工業
440	61	別紙11			ウ発生土の再生利用 (イ)協議に基づく最終処分場への埋立て 事業者は最終処分場への埋立に関し、県水道局と事業期間を通じて4回まで協議可能」とありますが、本事業期間は20年間という長期であります。事業継続への柔軟な対応の為に、あえて現段階で協議の回数を決定してしまうことは事業者にとって厳しい条件となります。よって協議の回数について 必要の都度協議を可能とする」ように変更お願い致します	発生土の最終処分場への埋立ては、やむを得ない場合に限るものであり、協議の回数は 4回までとします。	戸田建設株式会社 千葉支店

事業契約書 案）(4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
441	59	別紙 11	3-(2)	ア- ㊦)-a	送泥停止措置時間、12時間未満と12時間以上でペナルティポイントが倍以上に増加します。累計ペナルティポイントによる減額割合は5倍強となります。結果として一気に減額割合が大きくなり、48時間以上のペナルティポイントは81となり減額割合は全額となります。現実的に不合理を感じ厳しすぎます。ペナルティポイント及び減額割合の軽減をお願い致します。業務要求水準書別紙2-2原水濁度の高い月から判断しますと原水濁度が平成10年9月、平成11年8月、平成13年9月に240度を連続し超えています。また、業務要求水準書質問回答別紙7-1)での上澄水返送濁度も20度（仮定値、要求は30度であるが管理上自主基準）を超えた日は平成15年6月、8月と連続しています。平成15年6月、8月の原水濁度において送泥量規制等が当時行なわれたかは不明ですが、過去の高濁度の連続性からして原水濁度240度との限度はありますが原水濁度以外でも送泥停止は帰責事由が明確でない場合も考えられます。48時間で81のペナルティポイントもしくは全額減額とする考えは公表されたデータの現状から鑑み、厳しすぎるのでは無いでしょうか！！理解に苦しみます。健全な事業運営を目指す事を考えますと公表数値から判断して最低でも72時間程度で減額も半分程度とするか、若しくは翌四半期直後の要求水準を2期連続して達成した場合は救済ボーナスポイントを創設し減額された全額を事業者へ救済ボーナスとして支払う事を検討願います。	NO435をご参照ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
442	61	別紙 11	3-(2)	ウ- ㊦)	対象となる項目及び基準について、脱水設備の能力は事業者の提案による含水率以下の発生土にできる能力を維持することとありますが、業務要求水準書 案)P8 3 施設整備及び維持管理に係わる要件中に計画固形物量の全量を含水率 65%以下の脱水ケーキにすることが可能な能力を有することとあります。設備能力（脱水ケーキ含水率）は事業者の提案によるものと判断しますが問題はないでしょうか。	発生土の含水率を65%以下にする設備能力は、事業者の提案によります。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
443	61	別紙 11	3-(2)	ウ- ㊦)	「4回まで」の協議が規定されていますが、その他に事業者のコントロール外の項目として ①不可抗力（毒物の混入、戦争、極端なインフレやデフレ等）による発生土需要の減少 ②法改正等（発生土の有効利用禁止、発生土取引への極端な重税の課税等）による発生土需要の減少 ③風評（他排水処理場での発生土に関わる悪評等）等による発生土需要の減少 ④各種事由により発生土有効利用コストが最終処分コストを上回る場合のケースも合わせ追記をお願いします。	毒物の混入、戦争、法改正による発生土の再生利用禁止については、4回の協議回数には含めません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店

事業契約書 案) (4月 23日公表版)に対する意見回答

No	頁	条	項	号	意 見	回 答	提出者
444	61	別紙 11	3-(2)		不法投棄、或いは県水道局の事前の承認なくして最終処分場への埋立てを行った事」に関する事実関係の認識に双方相違 (不法投棄に係る誤認識あるいは事業者側容疑者否認、埋立承認行為に関する誤認識や手続上の瑕疵等)がある場合も考えられます。このため、以下の2点を反映して頂きたいお願い致します。 ①安定型最終処分場 (採掘場を含む)への埋立 管理型処分場の覆土利用は除く)は書面による承認が必要 ②不法投棄に係る契約解除は、犯意が明白な場合を除き、事実関係が明らかになった場合 (有罪判決、または有罪判決に先立って事業者が犯罪行為と認めた場合)とする	不法投棄、或いは県水道局の事前の協議を経ない最終処分場への埋め立ては、いかなる事情があっても認めません。事業者の帰責事由がないことが確認されない限り、契約を解除します。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
445	63	別紙 12	4		出資者保証書 (また、当社らの一部の者に対して…貴局の事前の書面による承認を得て行うこと。)につき、当社ら」の中での株式の一部の譲渡に限っては (つまり構成員間での出資比率の変更)については、県水道局殿への通知のみで行うことができる、という条件をご検討いただけないでしょうか? 最近の PF 案件では一部認められており、また、構成員の一つに万一不測の事態があった場合などには、構成員間で即座に株式譲渡できること」は、県水道局殿にとっても有益に機能すると思料いたします。)	ご指摘の内容は理解しますが、変更はいたしません。県水道局は、やむを得ない場合あるいは合理的な理由があると認めた場合には株式の一部譲渡については承認する考えです。また、迅速に対応したいと考えております。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
446	該当 箇所 不詳				SPCである事業者の支払能力・原資には限りがあることから、本契約に基づき事業者が県企業局に対して支払うべき定められている損害賠償金の支払額の合計に限度額を設けて頂けないでしょうか。	本契約に基づき事業者が県水道局に対して支払うべきと定められている損害賠償金の支払額の合計に限度額を設けることはいたしません。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
447	該当 箇所 不詳				本契約とともに、入札説明書等、設計図書及び応募者提案に定める事項が当事者を拘束する旨の規定を入れていただきたくお願い致します。	ご指摘を踏まえ、90条の 2項として新たに契約書以外の公表文書の適用に関する規定を加え、更に3項 (旧2項)の文書を修正致しました。	戸田建設株式会社 千葉支店

**(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業
実施方針等に対する意見招請結果・回答**

平成16年7月5日
千葉県水道局

- ・平成15年10月30日に公表した実施方針等に対する意見及びその回答を公表します。

実施方針等に関する意見招請結果・回答

No.	対象資料	ページ	項目				資料名	意見項目	意見内容	回答	質問者
1	実施方針	51					資料12	サービス購入料の構成、支払い期間について	サービス購入料の構成要素の内、排水処理施設整備等の費用は、20年（80回）の割賦が基本となっています。以下の観点より、サービス購入料の変動を許容していただけますと、より効率的な提案が可能となります。 ① 法定耐用年数が、施設としての資産価値を持つ期間と考えられる （サ・パ・PC：4～5年、機械設備：12～15年、建築物：30年以上） ② 既設の改修・撤去工事費は、費用の発生時期が供用後2年目以降 ③ 既存脱水機棟の活用に係る設備の撤去費は、最終年度に必要となる ④ 20年より短期の返済期間とすることで、金利を抑えることが可能 上記に伴い、現在価値への割引率として実質的な値（※1）を指定しませんが、不自然な逆転現象（※2）を引起します。 ※1：PSC算出における起債金利 ※2：長期返済の事業提案の方が現在価値の合計が小さくなる	ご意見として承りました。	株式会社 日立製作所
2	実施方針							（仮称）江戸川浄水場、栗山浄水場の運用における、排水処理施設のPFI事業運営について。	（仮称）江戸川浄水場と栗山浄水場は、県民に対して安全で良質な水道サービスの提供に重要な位置を占めます。これらの浄水場につながる排水処理施設においては、水道サービスを継続的に維持するためにも、同様の重要性を求められるものと考えます。 公共サービス業務の一部の機能をPFI事業として切り出す場合、公共とSPCの関係を事業契約書において定義してリスクの分担等を明確にすることが一般的です。本案件は、排水処理施設の運用ではありますが、二浄水場との総体として捉え、県水道局殿との協力・ご指導によって総合的な効率化が図れるものと考えます。そのようなインセンティブが働く余地を事業契約に盛り込むことも必要であろうかと思います。 ① 脱水ケーキの需要先の確保と拡大、グリーン購入等の促進 ② 原水高濁度時における、浄水場と排水処理の運用協力 ③ 浄水プロセス、排水処理プロセスの協議に基づく変更・改良等	ご意見として承りました。	株式会社 日立製作所

実施方針等に関する意見招請結果・回答

No.	対象資料	ページ	項目				資料名	意見項目	意見内容	回答	質問者
3	実施方針						添付資料11	不可抗力により生じる増加費用・損害負担の事業者負担について	不可抗力により生じる増加費用・損害負担について、設計・建設期間中は工事費の1%まで、維持管理・運営期間は各事業年度維持管理・運営及び脱水ケーキ再利用業務費の1%まで事業者負担とご回答頂きました。 (実施方針質疑に対するご回答№150) 誰にも帰責性の無い不可抗力リスクの負担方法としては、大変合理的なご回答であるものと判断しております。 しかし、定量化できないリスクである不可抗力リスクを負うことは事業者にとっては、やはり大変過大なものであります。 そこで、不可抗力リスクが複数回に渡って発生した場合の事業者負担は1回のみとさせて頂けるようお願い致します。	事業契約書(案)別紙5をご覧ください。	戸田建設株式会社
4	実施方針	16,50	3	(3)			添付資料12		脱水ケーキの再生利用につきましては、有効な方法を検討中ですが、現時点では有価はもとより有償においても、市場の動向もあり事業者にとって過大なリスクとなることが懸念されます。 サービス購入料の「脱水ケーキの再生利用業務費」の単価の改定は2年おきとしていただきたくお願いいたします。	事業契約書(案)別紙10をご覧ください。	戸田建設株式会社
5	実施方針						添付資料11	不可抗力のリスク分担について	リスク分担で、事業者が従負担者で、それぞれの業務費用の1%を負担することと質問回答にあります。が、1%であっても上限設定がないため、SPCの健全性が損なわれる可能性があります。リスクの定量化とSPCの健全な運営を考慮すると、上限設定がされることが妥当であると考えます。	事業契約書(案)別紙5をご覧ください。	日立造船株式会社
6	実施方針							協力会社について	協力会社とは、事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者となっていますが、構成員の事業に対するモチベーションを考慮すれば、SPCを運営する構成員の直接的な関与を可能とし、関係法規を満足するならば、構成員からの委託者でも協力会社との位置付けとしていただきたい。	ご意見として承りました。	日立造船株式会社

実施方針等に関する意見招請結果・回答

No.	対象資料	ページ	項目				資料名	意見項目	意見内容	回答	質問者
7	業務要求水準書(案)	22					別紙3	高濃度汚泥について	本項目P.2に高濁度時における発生固形物量で前期739t-ds/年、後期1,683t-ds/年と記載されていますが、計算式中前期81%、後期87%を乗じています。これは設備の稼働率と考えております。御指示願います。	水利権量に対する取水量実績の比率です。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
8	実施方針	50					添付資料12	サービス購入料の支払方法	供用期間20年の金利変動リスクは県殿が主負担者になっており、長期のスワップレートが基準金利として示されると思われますが、10年を超えるスワップ締結は困難であるため5年程度～10年の期間を見直しサイクルとしていただきたくお願い致します。基準金利については邦銀からの資金調達の可能性が高いことを勘案し、Tiborベースとしていただきますようご検討をお願い致します。	事業契約書(案)別紙10をご覧ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
9	業務要求水準書(案)	4	1	(4)	ア	イ		計画固形物量・送泥濃度・送泥量	低濃度汚泥 送泥量欄外に高々濁度時における送泥量が当初10年間で30,000m3/日、10年後以降で20,000m3/日と記載されています。 質問書回答を拝見しますと、この数字は上澄水返送設備の設計条件を示すためのものであるとあります。 (質問回答N0.28) この解釈が正しいのであれば、この高々濁度時送泥量の記載をP.5 2 排水処理業務に係る要件 (3) 上澄水の返送 の箇所に移動していただけないでしょうか？ 現状の欄に記載されていますと、脱水設備能力の計画値と混同する恐れがあると考えます。	業務要求水準書は「上澄水の返送」にも記載します。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
10	業務要求水準書(案)	5	2	(1)	2)			送泥計画に係る連絡調整と事業者の対応	2日間の原水平均濁度が240度以下の場合は、汚泥を適切に処理するものとするかとありますが、原水平均濁度80度以上240度以下が2日間以上続いた場合は別途協議していただけないでしょうか？ 質問回答を拝見しますと施設規模を設定する条件は業務要求水準書(案)P.4 -III-1-(4)であると記載されていることより、高濁度時は80度と解釈出来ます。(質問回答N0.53) 原水濁度240度の場合、設計計画値である80度の3倍量の固形物負荷量が排水処理設備に流入するため、濃縮槽設備の容量を超えた汚泥が流入した場合、脱水設備に負荷がかかり、設備規模もその分過大なものとなると考えられます。 また、240度に設定された根拠をよろしければ教えてくださいませんか？	ご意見として承ります。 240度に設定した考え方は、原水濁度80度が24時間継続した場合、8時間以内に含水率65%以下できる施設整備が前提です。	株式会社 荏原製作所 東関東支店

実施方針等に関する意見招請結果・回答

No.	対象資料	ページ	項目				資料名	意見項目	意見内容	回答	質問者
11	実施方針	41					添付資料6	不可抗力、脱水ケーキの再利用	実施方針質問回答157に関連してご意見申し上げます。不可抗力の定義に「・・・通常の予見可能な範囲内にあっても回避可能性がないものなどをいう」とあります。本事業においては脱水ケーキを全量再利用することが条件となっていますが、事業者が最大限の努力をしているのに再利用方法がない、あるいは再利用市場が消滅してしまった場合、これは不可抗力の定義に該当するのではないのでしょうか。時代や環境の変化は事業者としては制御不能であり、このような事態は民間ノウハウの限界を超えるものであるため民間が全てリスク負担するものではないと考えます。（民間ノウハウの活用＝民間の全リスク負担と考えることが、PFIの本来の趣旨に合致するものとも思えません。）このような事態が生じた場合、最終処分場への埋立費用を含めて不可抗力の費用負担に準じた扱いとするなど、費用負担についてのご検討をお願い致します。	事業契約書（案）別紙11の3の（2）のウ発生土の再生利用をご覧ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
12	実施方針	42					添付資料6	第三者賠償リスクなど	第三者賠償が県殿の事由に起因するか、あるいは事業者の事由に起因するか区分によってリスク負担者が別れていますが、双方に当てはまらないケースがでてくる可能性も否定できないため、事業者の事由によるものとそれ以外の事由によるものという区分とするか、あるいは双方に当てはまらないケースは不可抗力とするかいずれかでご検討いただきたいと存じます。同様に、環境問題、事業の中断、工事遅延、の項目も再考をお願い致します。（工事費の増大については、実施方針質問回答167で、不可抗力に該当すると解されるご回答がなされています。）	事業契約書（案）別紙10をご覧ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
13	実施方針	50					添付資料12	発生土単価改定	実施方針質問回答214に関連してご意見申し上げます。栗山浄水場の平成14年度の処分費総費用は約2千5百万円（含水率42%）から推測しますと単価的に県殿にメリットが存在します。寒川浄水場PFIで受入表明並び計画書の提出を条件とした場合、受け入れ側の要望する単価設定を提案する事になり、結果VFMの提案が出来なくなる恐れがあります。事業者提案に全量任せるより、当初10年間は発生量の1/4、10年以降は1/2を事業者提案とする。その事で発生土リスクを公共から事業者へ無理なく移行する要求水準とする事で、提案コストのメリット性を発揮できると判断します。また、価格改定頻度は発生土市場から3年程度として頂きますことを要望します。実施方針質問回答192	事業契約書（案）別紙10をご覧ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店

実施方針等に関する意見招請結果・回答

No.	対象資料	ページ	項目				資料名	意見項目	意見内容	回答	質問者
14	実施方針	43					添付資料6	かし担保	実施方針質問回答194に関連してご意見申し上げます。かし担保期間については民法上10年と在りますが、事業契約書等に建中モニタリングの実行を規定された場合、何ら従来型公共事業と変わりません。依って、工事約款と同じコンクリート造り2年、設備工事1年とすることを検討願います。	事業契約書（案）第35条をご覧ください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
15	実施方針							ユ-ティリティ	発生土は濁度によって発生量が変動します。単価設定と基準発生量で提案評価、運用上はDS換算し従料制と判断しますが、発生量が変動しますとユ-ティリティも当然変動します。依って、ユ-ティリティも発生土に連動した形態を検討願います。不可能であれば、過去20年間分の発生土量の提示をお願いいたします。	ご意見として承りました。後段については、過去10年間の発生土量は提示しましたが、更に10年間の提示は不可能です。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
16	実施方針							実施方針2	浄水汚泥の有効利用法として、現在、古ヶ崎浄水場は人工軽量骨材、栗山浄水場・柏井浄水場・北総浄水場・福増浄水場はセメント原料とありますが、それぞれのリサイクル率と、リサイクル費用を御提示お願いします。	古ヶ崎、栗山、柏井、北総は100%、福増は約80%のリサイクル率です。リサイクル費用は全体で約4億円です。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
17	実施方針	20	8	(1)	エ			水環境（雨水の地下への浸透性等）に配慮すること	基礎工事における地下水への対応方法の違いにより、建設費が変化することが考えられます。地下水位の御提示は、県水道局殿の責と考えられ、調査いただいた地下水位において、事業者は基礎工事の費用を算出することになるのではないのでしょうか。	県水道局がボーリングを実施した箇所のデータを提示しています。事業者は必要に応じて自らの責任と費用により、その他の調査を行い、建設費を算出してください。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
18	業務要求水準書（案）						別紙3	No16,20,27関係 高濃度汚泥について	1. 送泥濃度、2. 濃縮性、3. 脱水性いずれにおいても県水道局殿の想定値であり、PFI事業者は独自に設定することとありますが、実運転時の汚泥性状の想定からの変動は、実施方針、添付資料6リスク分担保表、「送泥条件の変化の時期と濃度等の内容の変更に係るもの」に該当すると考えられ、汚泥性状変動に起因する責は、県水道局にあると考えられますが、汚泥性状変動に伴う、ユ-ティリティ等の増加、改造等が必要となった場合の費用等は、お支払いいただけると考えてよろしいのでしょうか。	ご意見として承ります。リスク分担保の「送泥条件の変化の時期と濃度等の内容の変更に係るもの」は前期から後期の移行時期のことで	株式会社 荏原製作所 東関東支店

実施方針等に関する意見招請結果・回答

No.	対象資料	ページ	項目				資料名	意見項目	意見内容	回答	質問者
19	業務要求水準書(案)	4	III	1	(4)			計画固形物量・送泥濃度・送泥量	低濃度汚泥の計画送泥量は過去実績値と上水施設の改良効果を加味したものとありますが、「改良効果の加味」想定値であり、保証値ではないと考えます。よって、上水施設の改良効果の加味による処理効果の減退、ユーティリティの増加等、運営金額が増加した場合、県水道局殿の責として認めていただけませんか。	ご意見として承りました。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
20	業務要求水準書(案)	5	III	2	(2)			排水処理	運転方法・問題点・改善点等の情報は、設備図面、運転方案等を平行して公開いただき、問題点が明確に把握できるようご配慮願います。	問題点は、1次濃縮槽に高濁度水が大量流入すると汚泥が濃縮・圧密し、掻寄機過トルクによる停止が発生すること等があります。	株式会社 荏原製作所 東関東支店
21	業務要求水準書(案)							事業者処理汚泥量の明確化	事業者が処理すべき汚泥量あるいは原水濁度の上限値を明確にして頂き、上限値を超えた処理にかかる費用については県水道局殿にて負担していただきたいと存じます。 低濃度汚泥の高々濁度時における送泥量は上澄水返送設備の事業者分担の上限であり、濃縮槽の受け入れ容量、脱水設備の処理能力に対する上限ではないと理解してよろしいでしょうか。 また、濃縮槽にて固液分離すべき上限値、および脱水設備にて固液分離すべき上限値についても明確にして頂くか、あるいは事業者の提案とさせて頂きたいと存じます。汚泥処理量増大のリスクがすべて事業者側にあった場合に、金融機関からの融資条件が悪くなることが懸念されます。	ご意見として承りました。 中段についてはご質問のとおりです。	月島機械株式会社
22	実施方針							入札時の想定処理固形物量	入札時の提案書に記載する想定固形物量を提示下さるようお願いします。事業者が故意に想定固形物量を少なく提案した場合、20年間の提案総事業費が低くなり、公正な評価の妨げになると考えます。	ご意見として承りました。	月島機械株式会社
23	実施方針						添付資料12	サービス購入料について	サービス購入料の構成要素のうち、維持管理運営費、脱水ケーキ再生利用業務費については発生固形物量に応じてコストが増減するものが多くあります。そのような要素については、固定費＋変動費（例：電気料金の基本料＋従量料金）といった支払い体系を採用して頂けるようお願いします。	ご意見として承りました。	月島機械株式会社

実施方針等に関する意見招請結果・回答

No.	対象資料	ページ	項目				資料名	意見項目	意見内容	回答	質問者
24	実施方針	39					添付資料5	落札者決定基準について	建設後のO&Mの占める割合の多いBTOのPFIにおいては、定量化の評価でサービス購入の占める割合を低く、事業性や技術評価を高く設定することを希望いたします。 価格対技術の比率を6対4程度におかれることで技術的な提案範囲が広がり、お客様にとってよりよい設備の所有権を得ることにつながると思われます。	ご意見として承りました。	月島機械株式会社
25	実施方針							評価及び入札金額について	評価及び入札金額は、現在価値ではなく、物価上昇を考慮しない現在の価格で評価すべきと考えます。 現在価値を用いた場合には、同額の工事でも後年度に行う方が有利となるためです。	入札金額は物価上昇を考慮しない現在価格とします。詳細は入札説明書に示します。	月島機械株式会社
26	実施方針							税制変更リスクについて	税制変更リスクの外形標準課税についてもお客様にてご負担くださいますようお願いいたします。	事業契約書（案）別紙6をご覧ください。	月島機械株式会社
27	実施方針							割賦代金について	割賦代金については、サービス購入料内で可分とし、ペナルティ発生時にもそれによる減額が割賦に及ばないようご配慮いただくことを希望します。	事業契約書（案）別紙11の2をご覧ください。	月島機械株式会社
28	業務要求水準書（案）							ケーキ再生利用について	業務要求水準書（案）によれば、65%以下の脱水ケーキにすることが可能な能力を有することとしていますので、乾燥設備をお考えにならないように感じられます。その場合、ケーキ再生利用法が限定的にならざるを得ないと考えます。 例えば、料金見直し期間を短くし、セメント会社の条件をお客様にて調査され、その条件に近い契約条件（期間および価格等）とするなど、ケーキリスクについてはできるだけ小さくなるよう配慮されることを希望いたします。	ご意見として承りました。	月島機械株式会社
29	実施方針	20	8	(2)				生活環境影響調査・土壌汚染調査について	生活環境影響調査、土壌汚染調査についてはお客様にて実施いただきたいと思います。 また土壌、埋設物に関するリスクはお客様にてご負担いただきますようお願いいたします。	ご意見として承りました。 後段のリスクについては、県水道局の負担です。	月島機械株式会社
30	実施方針							建設許認可について	許認可に関しましては、施設の建設そのものに関する許認可は、お客様にて実施いただくと共にお客様の協力が得られることを契約書案にご明記いただきたいと思います。	事業契約書（案）第8条をご覧ください。	月島機械株式会社
31	実施方針							応募グループ構成員の不可測事態について	コンソーシアムで応募するグループについては、構成員の不可測事態においてコンソーシアム全体が連座することがないように、ご配慮賜りますようお願いいたします。	ご意見として承りました。	月島機械株式会社

実施方針等に関する意見招請結果・回答

No.	対象資料	ページ	項目				資料名	意見項目	意見内容	回答	質問者
32	実施方針	19	7	(2)				融資条件について	現在LIBORでの調達が可能です、必ずしもお客様が設定される条件と同一条件での取得は国内都銀を選定する場合には困難です。PFI事業者が調達可能な条件をご設定いただくか、その条件との差をお客様にてご負担くださいますようお願いいたします。	ご意見として承りました。	月島機械株式会社
33	業務要求水準書(案)							契約解除について	要求水準未達で直ちに契約解除となる規定につきましては、発動条件にご配慮くださいますようお願いいたします。悪意の第三者による契約解除規定への抵触等をご考慮下さいますようお願いいたします。	ご意見として承りました。	月島機械株式会社
34	実施方針	57						生活環境調査	生活環境調査(計画、現況把握)は通常1年ほどかかると認識していますが、詳細設計開始前までに完了させていくとなると実施方針の工程に大きな後れが予想されますが、いかがお考えでしょうか。	生活環境影響調査のうち、水質汚濁に関する事前調査を県水道局が実施し、データを提供します。	新日本製鐵株式会社
35	実施方針	41						予想されるリスクと責任分担表	バリューフォアマネーの算定に措きまして、本来であれば民間に移転するリスク費用を含めて評価すべきではないかと思います。(民間に移転したリスクをコスト評価し、リスク調整費として公共に加算する考え方はないのでしょうか)。	平成16年1月30日公表の特定事業の選定についてをご覧ください。	新日本製鐵株式会社
36	実施方針	39,41					添付資料5,6	脱水ケーキの再生利用	質問事項157にて質問させて頂きましたが、不可抗力の範囲に再生市場の消失は含まれると思います。是非、最終処分場への埋め立てや発生汚泥の再購入等の措置の余地を残して頂きたく思います。	事業契約書(案)別紙11の3の(2)のウをご覧ください。	新日本製鐵株式会社
37	実施方針	34					添付資料1	送泥条件	高濃度汚泥系につきましても計算データだけでは脱水機のスペック決定に限界があります。性状を把握するために事前の凝集沈殿処理試験によるデータが必要と考えます。	提案者の試験実施のため、冬季は12月、1月、2月に河川原水の提供を行いました。夏季についても河川原水を提供する機会を設けます。	新日本製鐵株式会社
38	業務要求水準書(案)	22						高濃度汚泥の性状	高濃度汚泥系につきましても計算データだけでは脱水機のスペック決定に限界があります。性状を把握するために事前の凝集沈殿処理試験によるデータが必要と考えます。	質問37をご覧ください。	新日本製鐵株式会社

実施方針等に関する意見招請結果・回答

No.	対象資料	ページ	項目				資料名	意見項目	意見内容	回答	質問者
39	実施方針							(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備事業事業計画地における高規格堤防事業について	貴県が国土交通省との共同事業として実施される予定の高規格堤防事業について、高規格堤防事業での実施可能な範囲において以下の点をご配慮いただいて実施あるいはご関係機関とご協議して頂ければ、当該PFI事業において施設建設のコストダウンが計れるものと考えます。 ・高規格堤防の断面形状について、(仮称)江戸川浄水場排水処理施設の設置をご配慮頂いたものにする。 ・高規格堤防事業において地盤改良が必要な場合に、(仮称)江戸川浄水場排水処理施設の基礎構造物設置にできるだけ支障が発生しないように実施して頂きたいと考えます。また、できれば可能な範囲で(仮称)江戸川浄水場排水処理施設のための地盤改良と兼用できるような改良となるようなご配慮を頂きたいと考えます。 ・高規格堤防事業が、(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備事業の着工時期までに完了して頂きたいと考えます。 ・(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備事業計画地およびその周辺の高規格堤防の形状および材質等に関する情報をできるだけ早い時期にご提示頂きたいと考えます。	ご意見として承りました。	東亜建設工業株式会社
40	実施方針	39					添付資料5		「本件事業における脱水ケーキについては、最終処分場への埋め立ては認めておらず、再生利用することが条件である。」とあります。本条件につき、「実施方針に関する質問及び回答」にて、「・・・原水への有害物質の混入、再生利用市場の著しい縮小などの、不可抗力的な緊急事態が発生した場合には、県水道局は、事業者と協議の上、最終処分場への埋め立てを承認することがありえます。」と回答されています。つきましては、同内容の文章を明記して頂けるようお願い致します。	事業契約書（案）別紙11の3の（2）のウをご覧ください。	株式会社 石垣

実施方針等に関する意見招請結果・回答

No.	対象資料	ページ	項目				資料名	意見項目	意見内容	回答	質問者
41	実施方針	41					添付資料6	予想されるリスクと責任分担表 [共通][制度関連][法制度・許認可]	[法制度]の新設・変更等は、本事業に直接関わる法制度と関わらない法制度とに関係なく、県の負担として頂きたいお願い致します。法制度の新設・変更等は事業者のコントロールの及ばないリスクであり、VFM向上の点から、県の負担とすることが望ましいと考えるからです。 また、「許認可」につきましては、内容から考えますと、[許認可遅延]の項目に含まれると思いますので、本項目から削除した方がよいと考えます。	ご意見として承りました。	株式会社 石垣
42	実施方針	41					添付資料6	予想されるリスクと責任分担表 [共通][制度関連][税制]	「法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更」は事業者のコントロールの及ばないリスクであり、VFM向上の点から、県の負担として頂けるようお願い致します。	事業契約書（案）別紙6をご覧ください。	株式会社 石垣
43	実施方針	41					添付資料6	予想されるリスクと責任分担表 [共通][不可抗力]	民間事業者が従負担を負うことになっていますが、民間事業者が不可抗力に対応することは困難です。 よって、VFM向上の点から、県の負担として頂けるようお願い致します。	事業契約書（案）別紙5をご覧ください。	株式会社 石垣
44	実施方針	42					添付資料6	予想されるリスクと責任分担表 [建設段階][物価変動]と[金利変動]	物価変動・金利変動につきまして、「実施方針に関する質問及び回答」にて、リスクを見込んで提案するよう回答されています。通常の公共請負工事の場合、公共側は物価・金利変動のリスクを負わないことが通常です。しかし、PFI事業の場合、変動値が運営終了時まで影響を及ぼします。物価・金利変動は事業者に起因されず、双方に予測し得ないリスクであるので、県の負担として頂きたいと思います。	事業契約書（案）別紙10をご覧ください。	株式会社 石垣
45	実施方針	43					添付資料6	予想されるリスクと責任分担表 [維持管理・運営段階][施設瑕疵]	施設の瑕疵が見つかった場合、10年目まで民間事業者がリスクを負担するとされていますが、設備の瑕疵担保期間は竣工1年以内が慣行ですので、2年目以降は県の負担としてください。 また、「実施方針に関する質問及び回答」で「建設工事に起因する瑕疵で、瑕疵担保期間以降発見されたものは、専ら県水道局の負担です。」と回答されていますが、10年目以降の県のリスク負担は▲になっています。回答の意味合いから、●になると考えますので、変更をお願い致します。	事業契約書（案）第35条をご覧ください。	株式会社 石垣

実施方針等に関する意見招請結果・回答

No.	対象資料	ページ	項目				資料名	意見項目	意見内容	回答	質問者
46	実施方針	43					添付資料6	予想されるリスクと責任分担表 [建設段階][物価変動]と[金利変動]	物価変動・金利変動につきまして、「実施方針に関する質問及び回答」にて「見直し期間内の変動は事業者が負担する」と回答されています。しかし、物価・金利変動は事業者に起因されず、双方に予測し得ないリスクであるので、県の負担として頂きたいと思います。県の負担とすることが不可能であれば、見直し期間を短くして頂きたい（1年毎の見直しを希望します）と考えます。	事業契約書（案）別紙10をご覧ください。	株式会社 石垣
47	実施方針	51					添付資料12 (2) ウ	維持管理・運営業務にかかるサービス購入料は、物価変動を踏まえて改定する。	「維持管理・運営業務にかかるサービス購入料は、物価変動を踏まえて改定する。」とありますが、改定までの負担は事業者に帰することから、改定の期間を1年おきとして頂きたいお願い致します。	事業契約書（案）別紙10をご覧ください。	株式会社 石垣
48	業務要求水準書 (案)	4	III-1	(4)	ア			維持管理・運営の開始日から10年間	「実施方針に関する質問及び回答」にて、新設する脱水設備の計画にあたり、「業務要求水準書（案）4－III－1－4の計画固形物量の全量を薬品、その他の添加物を一切使用することなく含水率65%以下の脱水ケーキにすることが可能な能力を有すること」と回答されています。しかし、20年間の運転を考えた場合、同業務要求水準書（案）4－III－1－4に記載の計画数値及び添付データ（原水濁度データ・濃縮濃度データ・加圧脱水データ）は、設備設計条件としては少な過ぎるため、十分な検討を行えないと思います。また、本浄水場の汚泥は脱水前段階の濃縮性が低いと予想されることから、慎重に検討する必要があります。よって、提案者による数度のテスト（濃縮テスト・脱水テスト）実施が必要となり、検討期間が長くなると思われるため、現時点で公表されているスケジュールに無理が生じる可能性があります。 従いまして、データ（濃縮データ・脱水データ）を更に開示して頂くか、テスト実施のため、スケジュールに余裕をもたせて頂きたいお願い致します。	提案者のテスト実施のため、冬季は1月と2月に原水及び汚泥を提供行いました。夏季についても原水及び低濃度汚泥を提供する機会を設けます。	株式会社 石垣

実施方針等に関する意見招請結果・回答

No.	対象資料	ページ	項目				資料名	意見項目	意見内容	回答	質問者
49	業務要求 水準書 (案)	4	Ⅲ-1	(4)	ア			維持管理・運 営の開始日か ら10年間	高濁度時、通年平均濁度時、冬期について計画固形物量・送泥濃度・送泥量を記載されていますが、排水処理設備検討にあたり、いずれの時期の数値を採用すべきかを明らかにして頂いた方が、よりよい提案が可能となります。 また、「実施方針に関する質問及び回答」にて「低濃度汚泥の高々濁度時における送泥量、前期10年間（想定）30,000m³/日、後期10年後（想定）20,000m³/日は、上澄水の返送設備の設計のため、送泥量の上限を規定したものです。」と回答されていますが、もし、排水処理設備検討の条件として、高々濁度時の数値を採用すべきとお考えでしたら、送泥濃度を教えて下さい。 何らかの形で排水処理設備検討上の担保数値（処理固形物量）を御公表下さい。また、そのように頂くことにより、提案の公平性が増すと思われます。	前段については、業務要求水準書に記載します。 後段については、質問１０をご覧ください。	株式会社 石垣

平成16年1月30日

汚泥等の追加提供について

実施方針に従い平成16年1月19日から23日にかけて、サンプリング水及び汚泥を提供したところですが、事業者からの要望を踏まえて汚泥等の追加提供を行います。

汚泥等の提供を希望する場合は、以下の手続きに従ってください。

1 申込み

平成16年2月2日(月)から平成16年2月10日(火)までに、別添「汚泥等提供申込書」に必要な事項を記載の上、Eメールによりお申し込みください。

2 申込先

千葉県水道局技術部計画課技術管理室

Eメール：edogawapfi@mz.pref.chiba.jp

3 提供試料及び提供場所

提供試料及び提供場所は次のとおりです。採取方法等の詳細については、申込者に対しEメール等により連絡いたします。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ①河川原水 | (栗山浄水場沈砂池) |
| ②高速凝集沈でん池引抜汚泥 | (栗山浄水場内) |
| ③排水排泥池汚泥 | (栗山浄水場排水処理施設内) |
| ④1次濃縮槽引抜汚泥 | (") |
| ⑤2次濃縮槽引抜汚泥 | (") |
| ⑥遠心分離器ろ液 | (") |
| ⑦上澄水槽返送水 | (") |
| ⑧浄水場発生土 | (") |

4 費用負担等

汚泥等の試料は無料で提供しますが、採取、運搬、処分等に必要な機器類の使用料等一切の費用は事業者が負担するものとします。

5 提供日時

平成16年2月23日(月)・24日(火) 午後1時から午後4時まで

浄水場や排水処理施設の運転管理上の都合により、日時を変更することがありますので予めご了承ください。変更する場合は事前に連絡いたします。

6 注意事項

県水道局から提供される汚泥等については、産業廃棄物となるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管理及び処分を行なって下さい。

提供する汚泥等の量は原則として事業者の希望する量を提供しますが、浄水場や排水処理施設の運転管理上の都合で希望に添えないこともあります。

7 その他

汚泥等を追加提供する日時に、既存排水処理施設の調査を行う機会を設けます。現地調査を希望する場合は、計画課技術管理室にEメールにてお問い合わせ下さい。

なお、汚泥等の追加提供を希望しない場合、現地調査のみも可能です。

汚泥等提供申込書

平成 年 月 日

千葉県水道局技術部計画課技術管理室 担当あて

事業者名		
責任者名		
連絡先	住所	
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメールアドレス	
希望日時	希望日 2月 日 ()	
提供希望量 ※提供を希望する汚泥等に希望量を記入してください。	① 河川原水	希望量
	② 高速凝集沈でん池引抜汚泥	希望量
	③ 排水排泥池汚泥	希望量
	④ 1次濃縮槽引抜汚泥	希望量
	⑤ 2次濃縮槽引抜汚泥	希望量
	⑥ 遠心分離器ろ液	希望量
	⑦ 上澄水槽返送水	希望量
	⑧ 浄水場発生土	希望量
汚泥等の運搬方法		
汚泥等の処分方法		

※汚泥等の搬出から処分まで責任を負う者を明記すること。また、責任者は提供場所に必ず立ち会うこと。

※汚泥等の搬出方法及び処分方法については、具体的に記載すること。当該項目の記載内容が不明瞭又は不適切な場合は汚泥を提供できないことがある。

※提供希望量については、20リッターポリ容器10本、200リッタードラム缶4本、タンクローリー1.5m³等、量がわかるように記載すること。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 6 条の規定に基づき、(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業を特定事業として選定しましたので、同法第 8 条の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表します。

平成 16 年 1 月 30 日

千葉県水道局長 相原 茂雄

特定事業（(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業）の選定について

1 事業概要

(仮称) 江戸川浄水場は、老朽化した古ヶ崎浄水場と栗山浄水場を統合し、運転管理の効率化を図るとともに、高度浄水処理の導入や施設の耐震化など、より一層安全で良質な水の安定的な給水を目指し建設するものである。

(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業（以下「本件事業」という。）は、高濃度の汚泥を処理する濃縮施設を新設し、低濃度の汚泥は既存の濃縮施設を継続使用するとともに、それぞれの汚泥を処理する脱水施設を新設し、あわせて施設の維持管理・運営と発生土の再生利用業務を実施するものである。

(1) 事業場所

千葉県松戸市下矢切 1 4 2 0 番地先 (仮称) 江戸川浄水場場内

(2) 事業内容

ア 新設施設の整備業務等

(ア) 新設施設の設計及び建設

- a 高濃度の汚泥を処理する濃縮施設、及び低濃度の汚泥と高濃度の汚泥それぞれの濃縮汚泥を処理する脱水施設
- b 既存施設と新設施設の連絡管など、その他維持管理・運営業務の実施に必要な工事

(イ) 既存施設に付属する設備の更新等

- a 既存排水排泥池、1 次・2 次濃縮槽に付属する設備の更新
- b 既存二拡系沈砂池を上澄水槽に転用するため必要な設備の設置
- c 引抜きポンプ室内の配管の更新
- d その他維持管理・運営業務の実施に必要な改良

(ウ) 既存の脱水設備の撤去

イ 新設施設及び既存施設の維持管理・運営業務

- (ア) 維持管理・運営業務は 24 万 6 千 m^3 / 日の浄水処理に伴う排水処理
- (イ) 維持管理・運営業務を行う期間は、(仮称) 江戸川浄水場の運営開始日から 20 年間
- (ウ) 維持管理・運営業務には、清掃、保守管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）を含む。

ウ 発生土の再生利用業務

(ア) 発生土の搬出

(イ) 発生土の再生利用

(ウ) 発生土の管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）に基づく保管業務」）

エ 上澄水の返送業務

(3) 事業方式

BTO（Build Transfer Operate）方式とし、民間事業者は新施設を設計、建設した後、施設の所有権を県水道局に移転し、既存施設と合わせて維持管理・運営を行う。

(4) 県水道局の支払い

民間事業者から県水道局に提供されたサービス（上記（2）業務内容に記載する各業務をいう。）に対する対価をサービス購入料として支払う。

2 県水道局が直接事業を実施する場合とPFI事業で実施する場合の評価

(1) コスト算出による定量的評価

ア 県水道局が直接事業を実施する場合

県水道局が直接事業を実施する場合については、建設費、運転管理業務費、修繕費、再生利用業務費等を見込み、その積算に当たっては、（仮称）江戸川浄水場実施計画に係る排水処理計画、同種の公共施設等の実績等を勘案して算定した。

イ PFI事業で実施する場合

PFI事業で実施する場合の公共負担額については、建設費、運転管理業務費、修繕費、再生利用業務費の他、開設前費用等などPFI事業の実施に必要となる費用を見込み、その積算に当たっては、他のPFI事業の先行事例や関係事業者のヒヤリング等を参考にして算定した。

ウ 定量的評価結果

上記ア、イから、本件事業を県水道局が直接事業を実施する場合とPFI事業で実施する場合と比較した結果、PFI事業で実施する場合の方が県水道局の財政負担額を約7パーセント縮減することが期待できる。

なお、これらの算定に当たっての前提条件は、別紙「コスト算出による定量的評価に当たっての前提条件一覧」のとおりである。

(2) 民間事業者に移転されるリスクの評価（リスク調整）

本件事業をPFI事業で実施する場合、県水道局が従来負っていたリスクの一部が民間事業者に移転される。そのリスクとしては、設計変更に伴う工事費の増大、維持・管理コスト増大等リスクが考えられ、このリスクを定量化することは現状では困難であるが、これらのリスクが民間事業者に移転されることにより、県水道局の財政負担額は、上記ウよりも更に縮減することが期待できる。

(3) P F I 事業で実施することの定性的評価

本件事業を P F I 事業で実施する場合、県水道局が直接事業を実施する場合の仕様・分割発注に替えて、設計、建設、維持管理・運営を民間事業者が一括して行うことにより、民間事業者が有する専門的知識、技術能力、ノウハウ、創意工夫等の活用ができ、効率的な事業運営を図ることが期待できる。

また、発生土の再生利用業務に関しては、民間事業者の創意工夫や市場開拓能力などにより、効率的で安定した発生土の再生利用を図ることが期待できる。

(4) 総合的評価

本件事業を P F I 事業で実施することにより、県水道局が直接事業を実施する場合と比較して、県水道局の財政負担は、定量的評価において約 7 パーセント、更にリスク調整分を加えると縮減効果はより一層期待できる。

以上のことから、本件事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第 6 条に基づく特定事業として選定する。

別紙

コスト算出による定量的評価に当たっての前提条件一覧

		県水道局が直接事業を実施する場合の前提条件	P F Iで実施する場合の前提条件	
算 定 対 象 経 費	初期投資費	開 業 前 経 費（設計業務監理費、 建設工事監理費、 業務委託費）※ 1	開 業 前 経 費（設計業務監理費、 建設工事監理費、 業務委託費）※ 1	サ ー ビ ス 購 入 料
		建 設 費（建築物、土木構造物、 機械設備、電気設備、 設備撤去）	建 設 費（建築物、土木構造物、 機械設備、電気設備、 設備撤去）	
		公営企業債支払利息 ※ 2	銀行支払利息 ※ 3	
	維持管理費・運営費	運転管理業務費（排水処理施設の 運転管理）	運転管理業務費（排水処理施設の 運転管理）	
		施設管理業務費（消防設備保守、 場内環境整備等）	施設管理業務費（消防設備保守、 場内環境整備等）	
		動 力 費（電力費）	動 力 費（電力費）	
		修 繕 費（消耗部品交換、 定期点検、機器更新）	修 繕 費（消耗部品交換、 定期点検、機器更新）	
		再生利用業務費（発生土の運搬、 再生利用）	再生利用業務費（発生土の運搬、 再生利用）	
		維持管理・運営業務経費 （業務監理費）	維持管理・運営業務経費 （業務監理費）	
		—	そ の 他（税金、利益）	
	—	開 設 前 費 用（アドバイザー費用等）		
	—	モニタリング 費 用		
割引率等		インフレ率は、1%と想定 割引率は、インフレ率を含み4%と設定		

※ 1 業務委託費には、生活環境影響調査費を含む。

※ 2 公営企業債の借入条件は次のとおりとした。

- ① 調達割合 建設費の 75%
- ② 償還期間 新設分 20 年間 更新分 17 年間
- ③ 借入金利 過去 6 ヶ年の数値を参考にした。

※ 3 市中銀行からの借入条件は次のとおりとした。

- ① 調達割合 建設費の 90%
- ② 償還期間 20 年間
- ③ 借入金利 過去 10 ヶ年の数値を参考にした。